

鳥羽市地域防災計画

資料編

(案)

令和3年1月修正版

鳥羽市防災会議

<目 次>

1	鳥羽市防災会議の構成	1
2	鳥羽市防災会議条例	2
3	鳥羽市災害対策本部条例	4
4	鳥羽市災害対策本部に関する規則	5
5	鳥羽市地震災害警戒本部条例	6
6	鳥羽市地震災害警戒本部運営要領	7
7	災害救助法の適用基準	25
8	災害救助法の救助の程度と期間	26
9	応急仮設住宅建設候補地一覧表	31
10	水防団(消防団)の組織及び管轄地域一覧表	32
11	危険物取扱施設一覧表	33
12	防災上注意すべき自然的社会的条件	42
13	公用車一覧表	62
14	市有船舶等一覧	66
15	協定書及び覚書一覧表	67
16	市内ヘリコプター離着陸場一覧表	279
17	災害通信一覧表	280
18	防災関係機関電話番号一覧表	284
19	指定避難所等一覧表	286
20	要配慮者施設一覧表	293
21	備蓄品一覧表	296
22	防災拠点等一覧表	298

1 鳥羽市防災会議の構成

会	長	鳥羽市長
委	員（33名）	陸上自衛隊第33普通科連隊重迫撃砲中隊長 鳥羽海上保安部長 鳥羽警察署長 南勢志摩地域活性化局長 志摩建設事務所長 伊勢農林水産事務所長 鳥羽市副市長 〃 教育長 〃 会計管理者 〃 企画財政課長 〃 総務課長 〃 市民課長 〃 税務課長 〃 健康福祉課長 〃 環境課長 〃 農水商工課長 〃 観光課長 〃 建設課長 〃 定期船課長 〃 水道課長 〃 教育委員会総務課長 〃 消防長 〃 議会事務局長 〃 消防団長 西日本電信電話株式会社 三重支店設備部長 中部電力パワーグリッド株式会社 伊勢営業所長 志摩医師会 近畿日本鉄道株式会社 鳥羽駅長 鳥羽商工会議所会頭 鳥羽市自治会連合会長 鳥羽市人権擁護委員 鳥羽市民生委員・児童委員協議会 三重大学大学院工学研究科准教授

2 鳥羽市防災会議条例 (昭和38年3月30日条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき鳥羽市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鳥羽市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 三重県の知事の部内職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 三重県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (8) その他市長が特に必要と認め任命する者
- 6 前項に掲げる委員の定数は、35名以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 鳥羽市災害対策本部条例

(昭和38年3月30日条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき鳥羽市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部長の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 鳥羽市災害対策本部に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥羽市災害対策本部条例（昭和38年条例第9号）第5条の規定に基づき、鳥羽市災害対策本部（以下「本部」という。）に設置する部及びその他必要な事項について定めることを目的とする。

(部の設置等)

第2条 本部に設置する部及びその事務分掌は別表のとおりとする。

2 別表に定めるもののほか、当該各部は主管に属する行政財産その他の被害調査を行うものとする。

(災害対策連絡会議)

第3条 災害の予防及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害対策連絡会議を設置する。

2 災害対策連絡会議は本部長が総理し、副本部長及び各部長をもって組織する。

(任命)

第4条 災害対策副本部長、部長その他の災害対策本部員は別に任免するもののほか、別表に定めるところによってそれぞれ任命したものとみなす。

(職務代理)

第5条 本部長に事故があるときは副本部長が、各部長に事故があるときは部員のうちから本部長が指名する者が、それぞれの職務を代理するものとする。

(他の規定等の準用)

第6条 各部の事務分掌については、第2条に定めるもののほか、鳥羽市役所処務規則（昭和35年規則第2号）第3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 表 省 略

(鳥羽市地域防災計画風水害等対策編第3部第1章災害対策本部機能の確保に記載につき)

5 鳥羽市地震災害警戒本部条例

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、鳥羽市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 三重県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、平成14年6月25日から施行する。

6 鳥羽市地震災害警戒本部運営要領

第1 総 則

1 目 的

この要領は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（以下「法」という。）第18条及び鳥羽市地震災害警戒本部条例（平成14年鳥羽市条例第24号）第4条に基づき、鳥羽市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

2 市警戒本部の所掌事務

市警戒本部は次の業務を行う。なお各部の所掌事務は別表1のとおりとする。

(1) 地震防災応急対策にかかる事項

- ① 地震予知情報等の地震情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ③ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- ④ 施設及び設備の整備、点検に関する事項
- ⑤ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- ⑥ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑦ 食料、医薬品の確保、保健衛生に関する措置等に関する事項
- ⑧ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項

(3) その他法令により、市警戒本部の権限に属する事項

第2 鳥羽市地震災害警戒本部の構成

市警戒本部は、東海地震の地震防災対策強化地域に東海地震予知情報及び警戒宣言が発令された場合に、防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、直ちに設置する。市警戒本部に関し必要な事項は、鳥羽市地震災害警戒本部条例（平成14年鳥羽市条例第24号）に定めるもののほか、その実施細目については、次のとおりとする。

1 市警戒本部及び支部の構成

(1) 市警戒本部の構成

① 総合対策室

総合対策室は、本部長、副本部長、本部員により構成され市警戒本部の意思決定を行う。

② 副本部長

地震災害警戒副本部長は、副市長、教育長、会計管理者をもって充てる。

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは副市長、教育長、会計管理者の順位によりその職務を代理する。

③ 部

市警戒本部に置く部は次のとおりとする。

総務部、企画財政部、市民部、税務部、健康福祉部、環境部、農水商工部、観光部、建設部、定期船部、水道部、教育部、消防部、議会部

(2) 本部員

① 地震災害警戒本部員は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

② 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と市警戒本部との連絡調整にあたるため、必要に応じ市警戒本部に参集し、又はその補助者を警戒本部へ派遣することができる。また、本部長は、市職員以外の本部員又はその代理者の市警戒本部への派遣を要請することができる。

(3) 事務局

事務局は、地震防災応急対策実施状況の取りまとめ、市民への情報伝達、その他市警戒本部の総括事務を行う。

(4) 市警戒本部支部の構成

ア 支部の設置及び所管区域

(ア) 地震防災応急対策を推進するため、各連絡所に市警戒本部支部を置く。

(イ) 支部に支部長を置き、本部長が指名する職員が当たる。

(ウ) 支部の所管区域は、当該連絡所の所管する区域とする。

イ 支部の活動

支部の組織、所掌事務等の活動内容については市警戒本部の活動内容に準じて、各支部の運営要領において定めることとするがその概要は以下のとおりとする。

(ア) 地域の避難状況、地震防災応急対策に係る情報を収集し、市警戒本部に連絡する。

(イ) 市警戒本部と連携のうえ、その他の対策に関する諸活動を実施する。

ウ 支部の設置及び廃止

支部の設置及び廃止の基準は、市警戒本部に準ずるものとする。

(5) 市警戒本部及び支部の組織等

市警戒本部及び支部の組織等については、別図のとおりとする。

2 市警戒本部の設置及び廃止

(1) 設置及び廃止

市警戒本部は、東海地震の警戒宣言発令と同時に設置し、地震発生に伴い市災害対策本部が設置されたとき、又は警戒宣言が取り消されたとき、廃止する。

(2) 市警戒本部の設置及び廃止の通知

市警戒本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げるもののうち必要と認

める者に通知するものとする。ただし地震発生に伴い市災害対策本部が設置された場合には廃止の通知は行わないものとする。

- ア 県の地震災害警戒本部
- イ 県の地震災害警戒本部伊勢支部
- ウ 防災関係機関
- エ その他必要と認める機関

3 市災害対策本部への引継

地震発生に伴い市災害対策本部が設置されたときは、市警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策に参考となる事項を市災害対策本部へ引き継ぐものとする。

4 その他

(1) 標 識

市警戒本部の設置を示すために、次の標識板を本部、支部の正面入口、庁舎玄関等に掲げるものとする。なお、大きさは、掲示する場所により適宜決定する。

鳥
羽
市
地
震
災
害
警
戒
本
部

○鳥
○羽
支市
部地
震
災
害
警
戒
本
部

(2) 腕章及び名札

市警戒本部の活動に従事するものは、次図に示す腕章及び名札を帯用するものとする。

ア 腕章

鳥羽市
地震災害警戒本部
本部長

鳥羽市
地震災害警戒本部
副本部長

鳥羽市
地震災害警戒本部
〇〇部長

鳥羽市
地震災害警戒本部

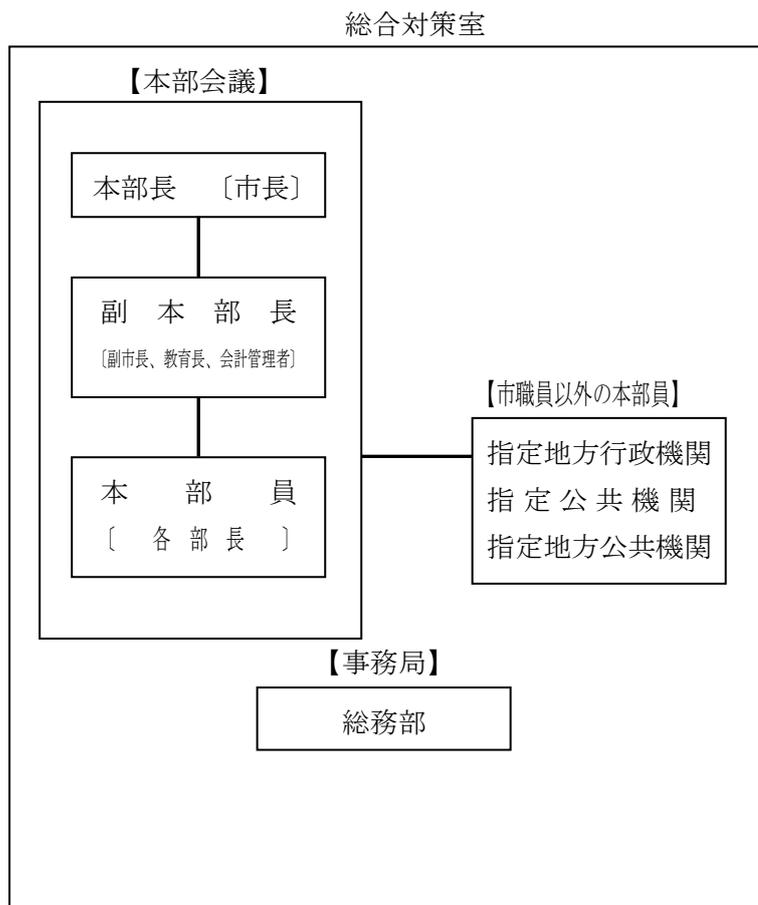
イ 名札

鳥羽市地震災害警戒本部
職名又は所属機関名
氏 名

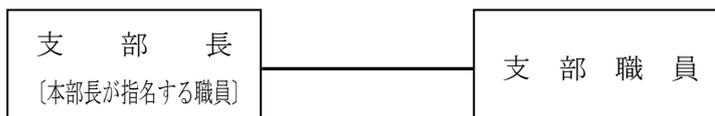
(3) 服装

地震防災応急対策に従事する職員の服装は、原則として防災服又は各課で統一された作業服を着用するものとする。

〔別 図〕
市警戒本部組織図



支部組織図



第3 配備体制

1 配備体制

- (1) 東海地震観測情報が発表されたとき
情報の伝達、収集にあたるため準備体制をとる。なお、配備編成については、各部署で事前に計画しておくものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたとき
社会的混乱等の発生を防止し、地震関係情報、応急対策等に係る情報の伝達、収集にあたるため、警戒体制をとり、市警戒本部の設置準備を行う。なお、配備編成については、各部署で事前に計画しておくものとする。
- (3) 警戒宣言が発令されたとき
地震防災応急対策等を実施するため、非常体制をとり、直ちに市警戒本部を設置す

る。

2 配備要員

(1) 配備要員の編成計画

各部長及び支部長は、配備基準に基づき各部別の配備編成計画をたて、職員に徹底するとともに、その業務についても周知しておくものとする。ただし、消防部については、別途計画によるものとする。

(2) 配備要員の届出

各部長及び支部長は、毎年4月1日現在でその所轄内の配備計画に基づく災害配備要員数を様式第1号により4月10日までに総務部長に届け出るものとする。

(3) 配備要員の非常参集

職員は、自己の属する配備計画を熟知しておき、勤務時間外・休日等に東海地震注意情報、予知情報、警戒宣言発令を知ったときは次の登庁基準に従って登庁し、所定の配備につくものとする。

ア 準備体制（東海地震観測情報発表時）における登庁基準

各部長及び支部長は、連絡体制を確認し、速やかに連絡がとれるよう準備する。

イ 警戒体制（東海地震注意情報発表時）における登庁基準

各部長及び支部長は、所属職員の中から編成し、すみやかに所属機関に登庁する。

ウ 非常体制（東海地震予知情報及び警戒宣言発令時）における登庁基準

(ア) 離島在住者以外の職員は、すみやかに所属機関に登庁し、所定の配備につくものとする。

(イ) 市外在住者も所属機関に登庁することに努める。

(ウ) 離島在住職員は各支部（連絡所）に登庁し支部長を補佐する。

(エ) 所属機関に登庁不可能な者は、最寄りの市施設へ参集する。

参 考

1 東海地震に関する情報

この情報には、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、の「東海地震に関連する調査情報」3種類がある。

・「東海地震予知情報」……東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報です。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表します。この情報で示されるカラーレベルは、「赤」です。

・「東海地震注意情報」……観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報です。

この情報で示されるカラーレベルは、「黄」です。

・「東海地震に関連する調査情報（臨時）」……観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報です。その変化の原因についての調査の状況を発表

します。

この情報で示されるカラーレベルは、「青」です。

- ・「東海地震に関連する調査情報（定例）」……毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表します。

この情報で示されるカラーレベルは、「青」です。

2 東海地震警戒宣言

- ・ 警戒宣言とは、気象庁長官が大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に対して、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、内閣総理大臣は大震法第9条により地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて警戒宣言を発する。

第4 市警戒本部の活動

市警戒本部が設置された場合、所定の配備下にある市の各機関は、相互の連携を密にし迅速適切なる地震防災応急対策活動を推進する必要があるので、市警戒本部の中核にあたる本部会議の運営等について次のとおり定める。

1 市警戒本部等の開設

総務部は、効率的な地震防災応急対策活動を推進し、防災対策についての協議・調整を行うため市警戒本部を開設する。

市警戒本部及び市警戒本部会議は、総務課会議室に開設する。

2 市警戒本部（総務課会議室）の準備

総務部は、机・椅子等備品の配置、照明器具及び通信施設等速やかに本部室等の開設準備を行うものとする。

3 本部会議

本部長は、必要の都度本部会議を招集し地震防災応急対策の基本的事項について決定を行う。

(1) 本部会議の内容

ア 第1回会議に付する内容

- ・ 市警戒本部の体制の決定（総務部）
- ・ 警戒宣言、地震予知情報等の報告（総務部）
- ・ 道路交通の状況（総務部・建設部）
- ・ ライフライン、鉄道交通等の状況説明（総務部、水道部）
- ・ その他、当面の地震応急対策の決定（本部長等）

イ 第2回目以降の会議に付する事項

- ・ 収集した避難情報等の報告（総務部、税務部、消防部）
- ・ 道路交通状況（総務部・建設部）

- ・ライフライン、鉄道交通等の状況説明（関係各部）
- ・医療、救護体制について（健康福祉部）
- ・各部の応急措置事項についての報告及び決定（関係各部）
- ・その他

(2) 本部会議の運営

- ア 本部員の出席については、補助者の同伴も可とする。
- イ 本部員が会議資料を提出する場合の部数は20部とする。
- ウ 本部員は会議終了後、部内各部に本部長の指示事項・会議の決定事項及び各種情報等を伝達するとともに地震防災応急対策指導を行う。
- エ 会議の事務は総務部が行う。

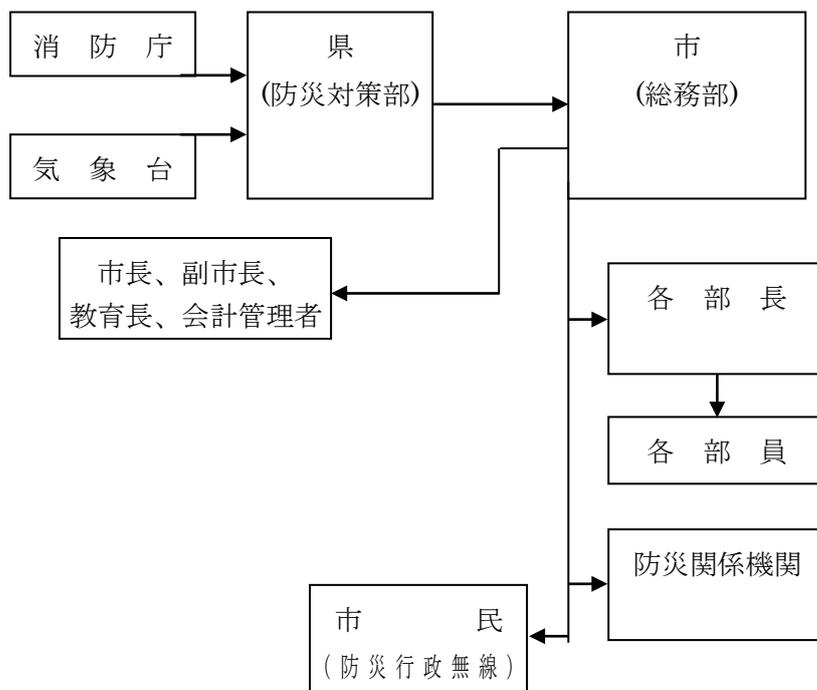
4 本部連絡員

本部が設置された場合、各部は状況に応じて本部連絡員を派遣することとする。なお、本部連絡員は本部室に待機し、次の任務にあたるものとする。

- (1) 本部会議に出席中の本部員との連絡
- (2) 総務部との連絡調整
- (3) 各部及び支部との連絡調整
- (4) その他必要な事項

第5 情報の伝達

東海地震予知情報、警戒宣言等の情報の伝達



第6 情報の収集

地震防災応急対策情報等の収集及び伝達は、特に重要な業務であることを考慮し、各機関は協力して次により活動するものとする。

1 情報の収集、伝達と資料の作成

(1) 東海地震注意情報の収集、伝達

地震予知に関する情報等の収集、伝達及び広報を行う。防災機関等と地震関連情報について相互に伝達し連絡を取りあうものとする。

なお、作成した資料で必要なものは市長、副市長、教育長、会計管理者、各課長等に配布する。

(2) 警戒宣言発令時の収集・伝達

警戒本部各部及び各支部は、それぞれの所掌事務に関する情報の収集・伝達に努めるとともに、関係機関との連絡を密にし、必要な情報は直ちに総務部に報告するものとする。

2 報告書の種類

(1) 報告書の種類

種 類	内 容	様 式
避 難 状 況 報 告	詳細が不明であっても、その概要を報告する。	様式第2号
地震防災応急対策 実施状況報告	詳細が不明であっても、その概要を報告する。	様式第2号

(2) 支部（連絡所）の報告事項

支部は、管轄区域内の避難情報及び地震防災応急対策実施状況を取りまとめ、本部（総務部）へ報告するものとする。

(3) 報告書の提出先

ア 総務部の取扱事項

報 告 先	種 類	方 法	備 考
本部長等 への報告	地震予知情報 避難状況 地震防災応急 対策実施状況	報告書 (口頭)	津地方気象台、県等から伝達 のあった地震関連情報及び各 部、各支部から収集した報告 等を逐次本部長、副本部長、 総務部長へ報告する。
本部会議 への報告	地震予知情報 避難状況 地震防災応急 対策実施状況	報告書 (口頭)	

県警戒本 部長（知事 への報告	避難状況 地震防災応急 対策実施状況	報告書	大震法第28条第1項に基づ く報告を県警戒本部支部（伊 勢支部）を経由して行う。
-----------------------	--------------------------	-----	--

イ 各部の取扱事項

収集した報告は、法令・通達等で定められているものについては、各部が直接、
県警戒本部へ所定の方法で報告（通知）するものとする。

3 情報の掲示

収集した情報は、できる限り市警戒本部に掲示するものとする。

また、掲示は市警戒本部の掲示板及び壁等を利用し、次の内容について行うものと
する。

掲 示 事 項	掲 示 内 容	掲示担当	備 考
交 通 図	鉄道等交通機関運行状況・ 道路及び定期航路の状況等	建 設 部 定 期 船 部	
避 難 等 の 状 況	避難状況	総 務 部 税 務 部 消 防 部	
その他地震防災 応急対策実施 状況	各部における地震防災応急 対策の状況	各 部	

第7 広 報

東海地震予知情報及び警戒宣言発令時等における人心安定のための広報及び広聴・報道
機関への取材協力について、市の各機関は地震防災応急対策推進と併せて総務部の行う次
の広報・広聴活動に積極的に協力するものとする。

1 住民に対する広報

(1) 広報事項

総務部及び市の各機関は、県広報担当機関と協力して、次の内容について広報を
行うものとする。

- ア 地震予知情報及び市の防災対策
- イ 市民の士気・相互協力精神の高揚
- ウ 避難指示・勧告及び注意事項
- エ 地震防災応急対策の実施状況
- オ 道路・交通の状況
- カ その他必要事項

(2) 広報の方法

- ア 防災行政無線・広報車・舟艇等からの呼びかけ
- イ テレビ・ラジオ・新聞等の利用
- ウ その他

(3) 広聴活動

必要に応じ、住民の要望を聞くための広聴活動を行うものとする。広聴活動に関する事務は総務部において行う。

2 報道機関に対する発表及び協力

収集した地震関連情報や市の対策を報道機関に発表する場合は、原則として総務部が各部と連絡調整のもとに市記者クラブに対して行うものとする。

この場合、各部が総務部へ引き継ぐ資料の部数は1部とし、必要に応じ総務部が資料の増刷等を行うものとする。

なお、重要な事項については総務部立会いのもとに各部が行うものとする。

また、放送局から市内にテレビ・ラジオの放送施設を臨時的に設置したい旨の申込を受けたときは、総務部が便宜を図り取材に協力するものとする。

第8 その他

1 緊急車両確認証明書等

大震法第24条に基づき三重県公安委員会が交通規制を行った場合における緊急車両確認証明書等の交付申請は、緊急輸送を必要とする各部及び各支部において、鳥羽警察署で行い、緊急輸送確認証明書等の交付を受けるものとする。

2 警戒本部要員の確保

市警戒本部における要員の動員計画は、次のとおりとする。

(1) 動員計画

市警戒本部及び支部における動員計画は、第3の1の配備体制に基づき実施するものとし、その内容を部員に徹底しておくものとする。

(2) 応援職員の動員

市警戒本部の各部長及び支部長は、地震防災応急対策活動を実施するにあたり他部の職員の応援を受けようとするときは、様式第3号により総務部長に要請するものとする。

総務部長は、各部長及び支部長から職員応援要請があった場合は、災害の状況を勘案して所要の職員の動員について調整するものとする。

この場合は、派遣職員は、配備された組織に入り、各部長及び支部長の指揮下に入るものとする。

なお、災害緊急時の要請確保が予め困難であると判断される部、支部、あるいは要員の絶対数が明らかに不足する部、支部にあつては、事前に総務部による応援要員確保を図っておくものとする。

別表 1 市警戒本部の所掌事務一覧表

部	部長	所掌事務	部員
総務部	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。(以下、「関すること。」を省略) 2 災害対策と市行政全般の調整 3 その他本部長の特命事項 4 警戒本部の事務局の総括及び処理 5 支部の運営 6 地震情報等の連絡並びに避難状況等の収集 7 関係機関及び各部との連絡及び調整 8 防災行政無線の通信の確保 9 広報広聴活動 10 報道活動 11 職員の招集及び配置 12 各部の増員派遣要請に応じた人員の派遣 13 県警戒本部との連絡 14 災害救助用臨時専用電話の施設 15 車両確保及び配車 16 市有財産营造物の災害 	総務課員 監査委員事務局職員 選挙管理委員会職員
企画財政部	企画財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の予算 2 災害関係経費の出納 	企画財政課員 会計課員
市民部	市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊き出し、その他による食品の給与 2 陸上における救助物資等の輸送 	市民課員
税務部	税務課長	避難所の開設及び運営	税務課員
健康福祉部	健康福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用及び運用 2 社会福祉施設の災害対策 3 児童福祉施設開設運営 4 要援護者対策 5 医療救護班の編成及び派遣 6 衛生材料、医薬品・防疫薬品等の供給 7 食品衛生 8 入院治療を要するものの収容 9 衣料、寝具及び日用品の調達及び配分 	健康福祉課員

部	部長	所掌事務	部員
環境部	環境課長	1 災害ごみ処理対策 2 し尿処理対策	環境課員
農水商工部	農水商工課長	1 農作物の応急技術対策 2 耕地の応急復旧及びかん水防除 3 被災農作物の種苗対策 4 家畜伝染病予防 5 罹災家畜収容 6 林業関係機関との連絡調整 7 農道等の応急復旧 8 水産業関係機関との連絡調整 9 漁業調査船による救援物資の輸送 10 漁港施設等の応急補修	農水商工課員
観光部	観光課長	観光施設及び観光客への情報提供	観光課員
建設部	建設課長	1 道路パトロールの実施と応急措置 2 道路及び橋りょうの応急補修 3 道路情報の把握と提供 4 異常時における運行事前規制 5 河川の応急補修 6 砂防施設等の応急補修 7 湾岸施設及び海岸堤防の応急補修 8 応急土木物資の需給調整 9 都市公園施設、市民広場の応急補修 10 港湾施設の応急復旧	建設課員
定期船部	定期船課長	1 船舶の確保及び配船 2 海上における救助物資等の輸送	定期船課員
水道部	水道課長	1 応急対策（応急給水・復旧）の体制整備 2 下水の仮排水及びし尿の応急処理体制の整備	水道課員
教育部	教育委員会事務局総務課長	1 部内及び関係機関との連絡調整 2 公立学校施設の災害 3 教職員の災害対策のための動員確保 4 園児児童生徒の連絡調整 5 園児児童生徒に対する避難 6 園児児童生徒の保健管理 7 学校給食の対策	教育委員会事務局職員

部	部長	所掌事務	部員
教育部 (続き)	教育委員会事務局総務課長	8 公民館等社会教育施設の災害対策 9 文化財災害対策 10 社会体育施設の災害対策	教育委員会事務局職員
消防部	消防長	1 消防部隊の出動及び運用 2 災害及び気象情報の収集並びに連絡 通報 3 消防団との連絡調整 4 消防通信 5 消防用資機材の補給整備 6 災害関係の広報活動	消防本部職員 消防署職員
議会部	議会事務局長	1 議会との連絡調整	議会事務局職員

(注) 1 地震警戒活動の必要度に応じて、本部長の指示により、各部の応援体制をとるものとする。

2 本部長から警戒活動の拠点指定された職員は別に定める配置とする。

別表 2

鳥羽市地震災害警戒本部条例

第2条第5項第1号から第4号に定める本部員

本部長	鳥羽市長	大震法18条
副本部長	鳥羽市副市長	5項3号適用者
	鳥羽市教育長	5項2号適用者
	鳥羽市会計管理者	5項3号適用者
本部員	鳥羽市総務課長	5項3号適用者
	鳥羽市企画財政課長	〃
	鳥羽市健康福祉課長	〃
	鳥羽市環境課長	〃
	鳥羽市税務課長	〃
	鳥羽市市民課長	〃
	鳥羽市農水商工課長	〃
	鳥羽市観光課長	〃
	鳥羽市建設課長	〃
	鳥羽市定期船課長	〃
	鳥羽市水道課長	〃
	鳥羽市教育委員会総務課長	〃
	鳥羽市消防長	〃
	鳥羽市議会事務局長	〃
	鳥羽海上保安部	
	三重県警察官	5項1号適用者
	志摩建設事務所	
	鳥羽市消防団長	5項3号適用者
	東海旅客鉄道株式会社	5項4号適用（大震法2条7号）
	近畿日本鉄道株式会社	〃
	<u>株式会社ドコモCS東海</u>	〃
	三重交通株式会社	〃
	<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>	〃
	鳥羽市自治会連合会長	
	鳥羽商工会議所	

(様式第1号)

災害配備要員数

年 月 日現在
部 名 部

部 名 (所属名)	事務職員			技術職員			そ の 他	計	準備 体制	警戒 体制	非常 体制
	男	女	計	男	女	計					
企画財政部											
総務部											
市民部											
税務部											
健康福祉部											
環境部											
農水商工部											
観光部											
建設部											
定期船部											
水道部											
教育部											
消防部											
議会部											

(様式第2号)

地震防災応急対策実施状況報告書

報告日時	
機関名	
報告者	

避難状況	① 避難経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項等		
	② 避難の完了	避難場所	避難人数及び救護を要する人数	救護、保護等に必要な措置等
地震防災 応急 対策	③地震予知情報の伝達及び避難の勧告			
	④消防、水防その他応急措置			
	⑤応急の救護を要すると認められる者の救護、保護			
	⑥施設及び設備の整備及び点検			
	⑦犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持			
	⑧緊急輸送の確保			
	⑨食料、医薬品等の確保及び清掃、防疫の実施に必要な体制の整備			
	⑩その他災害の発生の防除又は軽減を図るための措置			
	備考			

(様式第3号)

職員応援要請調書

総務部長様

年 月 日
部長

動員期間	月 日 ~ 月 日 (日間)		
勤務(従事)場所			
作業内容			
応援の職種		男	男 人
		女	女 人
携帶品			
集合時間、場所			
その他の参考事項			

7 災害救助法の適用基準

市町村において、災害救助法が適用される災害の程度は、次の各号のいずれかに該当する場合である。

(1)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30	50,000 人以上～100,000 人未満	80
5,000 人以上～15,000 人未満	40	100,000 " ～300,000 "	100
15,000 " ～30,000 "	50	300,000 人以上	150
30,000 " ～50,000 "	60		

(2)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	} で、かつ
1,000,000 人未満	1,000	
1,000,000 人以上～2,000,000 人未満	1,500	
2,000,000 " ～3,000,000 "	2,000	
3,000,000 人以上	2,500	

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	} のとき
5,000 人未満	15	
5,000 人以上～15,000 人未満	20	
15,000 " ～30,000 "	25	
30,000 " ～50,000 "	30	
50,000 " ～100,000 "	40	
100,000 " ～300,000 "	50	
300,000 人以上	75	

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたとき

※ 滅失世帯の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

8 災害救助法の救助の程度と期間

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 310円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上

援助の種類	対 象	費用の限度額		期 間	備 考		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	2 下記の金額の範囲内	災害の発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
区 分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
全壊全焼	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
流失	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半壊半焼	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
床上浸水	冬	9,400	12,300	1,400	20,600	26,100	3,400
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害の発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の 救助	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が明 らかにならない場合 は、以後「死体の捜 索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上
被災した 住宅の応急 修理	1 住宅が半壊(焼) し、自らの 資力により応急修 理をすることがで きない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 547,000 円以内	災害発生の日か ら1ヵ月以内	
学用品の 給与	住宅の全壊(焼) 流失半壊(焼)又は 床上浸水により学用 品を喪失又は毀損 し、就学上支障のあ る小学校児童、中学 校生徒及び高等学校 等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童4,100 円 中学生生徒4,400 円 高等学校等生徒4,800 円	災害発生の日か ら (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通 学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて 支給する。
埋葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際 に埋葬を実施する者 に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 206,000 円以内 小人(12歳未満) 164,800 円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に 死亡した者であっても 対象となる。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,400 円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1 体当たり 5,200 円以内 検 救護班以外は慣行料金 案	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

援助の種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法等第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

9 応急仮設住宅建設候補地一覧表

◎ 組立ハウス 2DK 9型 (9坪タイプ)

No.	町	地番	通称名	面積	高さ	所有者	棟	戸	備考
1	神島町	13 他	旧教員住宅跡地	270.00 m ²	30.0m	市有地	1 棟	3 戸	
2	答志町	480 他	旧答志小学校跡地	780.00 m ²	23.0m	市有地	1 棟	6 戸	
3	答志町	980-1 他	椿公園	2,170.00 m ²	19.0m	市有地	4 棟	16 戸	
4	桃取町	284	ふれあい前広場	930.00 m ²	5.0m	鳥羽市	3 棟	12 戸	
5	菅島町	300 他	菅島小学校グラウンド	3,040.00 m ²	9.0m	市有地	6 棟	30 戸	
6	坂手町	933 他	旧坂手小学校グラウンド	2,670.00 m ²	27.0m	市有地	4 棟	24 戸	
7	堅神町	805-3 他	鳥羽小学校グラウンド	6,900.00 m ²	9.0m	市有地	14 棟	76 戸	
8	池上町	14-9 他	池上公園	3,560.00 m ²	19.0m	市有地	12 棟	58 戸	
9	池上町	560-3	池上公民館広場	450.00 m ²	28.0m	市有地	1 棟	4 戸	
10	池上町	1-1 他	鳥羽商船第2体育館廻	2,800.00 m ²	15.0m	鳥羽商船高専	6 棟	32 戸	現地は 屋内町
11	小浜町	97-1 他	旧小浜小グラウンド	1,530.00 m ²	11.0m	市有地	2 棟	12 戸	
12	一丁目	20-63 他	美台第一公園	230.00 m ²	23.0m	市有地	2 棟	9 戸	
		20-98 他	美台第二公園	800.00 m ²	20.0m	市有地			
13	三丁目	1719-1 他	城山公園 中段	900.00 m ²	19.0m	市有地	3 棟	18 戸	
			城山公園 上段	1,900.00 m ²	24.0m	市有地			
14	三丁目	1698-3 他	旧鳥羽小学校グラウンド上	3,800.00 m ²	40.0m	市有地	7 棟	42 戸	
		1634-1 他	旧鳥羽小学校グラウンド下	1,400.00 m ²	32.0m	市有地			
15	安楽島町	377	安楽島小学校グラウンド	5,500.00 m ²	15.0m	市有地	8 棟	46 戸	
16	安楽島町	1451-19 他	鳥羽東中学校グラウンド	16,800.00 m ²	36.0m	市有地	35 棟	188 戸	
17	安楽島町		東中横開発駐車場	3,000.00 m ²	27.0m	市有地	3 棟	18 戸	
18	幸丘		公園			市有地	2 棟	8 戸	
19	若杉町		警察官舎跡地			市有地	2 棟	8 戸	
20	岩倉町	106-6	加茂中学校	6,000.00 m ²	10.0m	市有地	13 棟	68 戸	
21	岩倉町	433-6	旧隔離病舎跡地	900.00 m ²	6.0m	市有地	2 棟	8 戸	
22	松尾町	304-75 他	松尾工業団地	13,000.00 m ²	17.0m	開発公社	25 棟	150 戸	
23	浦村町本浦	1763 他	鏡浦小グラウンド	7,900.00 m ²	13.0m	市有地	14 棟	80 戸	
24	石鏡町	338-38	旧石鏡保育所園庭	2,000.00 m ²	25.0m	市有地	3 棟	14 戸	
25	国崎町	301 他	旧国崎保育所跡地	750.00 m ²	25.0m	市有地	2 棟	10 戸	
26	相差町	1910	長岡中学校グラウンド	3,700.00 m ²	9.0m	市有地	8 棟	40 戸	
27	千賀町	85-2	旧旭分校跡地	750.00 m ²	28.0m	市有地	2 棟	8 戸	
合 計							185 棟	988 戸	

10 水防団（消防団）の組織及び管轄地域一覧表

分 団 名	部数	定員	水 防 地 域	電話番号	連 絡 先
団本部	0	11	市内一円	25-7012	研修センター
鳥羽分団	2	30	鳥羽1丁目～5丁目 堅神、池上、屋内、 小浜	25-7012 25-5938	研修センター 旧2部格納庫
加茂分団 第1部	6	107	松尾	26-4299	格納庫
第2部			岩倉	25-2774	格納庫
第3部			河内	25-5098	格納庫
第4部			船津、幸丘、若杉	25-6879	格納庫
第5部			安楽島、高丘 大明西、大明東	25-7509	格納庫
第6部			白木	25-6107	格納庫
長岡分団 第1部	5	103	相差	33-7099	漁協相差支所
第2部			国崎	33-7269	格納庫
第3部			畔蛸	33-6010	格納庫
第4部			千賀	33-6073	旧漁協千賀支 所
第5部			堅子	33-7474	格納庫
鏡浦分団 第1部	3	55	今浦	32-5935	格納庫
第2部			本浦	32-5758	格納庫
第3部			石鏡	32-5971	格納庫
答志分団	4	60	答志	37-2868	格納庫
			和具	37-2870	格納庫
桃取分団	3	36	桃取	37-3421	格納庫
菅島分団	3	60	菅島	34-2016	格納庫
神島分団	4	43	神島	38-2336	格納庫
坂手分団	2	21	坂手	26-4091	格納庫
計	32	510			

1.1 危険物取扱施設一覧表 ※印は休止施設

【屋内貯蔵所】

番 号	事 業 所 名		設 置 場 所
1	株式会社アワヘイ		鳥羽市堅神町 1018-3
2	鳥羽海上保安部 (鳥羽運輸総合庁舎)	第 2, 3, 4 石油類(10.1Kl)	鳥羽市鳥羽一丁目 2383-28
3		第 1, 2, 3, 4 石油類(7.45Kl)	
4	鳥羽ドック株式会社		鳥羽市安楽島町 1075-57
5	奥 田 商 店	第 2, 3, 4 石油類(4.2Kl)	鳥羽市浦村町 416-20
6		第 2 石油類(8.0Kl)	
7	シンフォニアテクノロジー	第 1~4・アルコール類(7.9Kl)	鳥羽市鳥羽一丁目 19-1
8	伊勢製作所(鳥羽工場)	第 1, 2, 3, 4 石油類(4.918Kl)	
9	鳥羽磯部漁業協同組合(浦村支所)		鳥羽市浦村町 1237-2
10	鳥羽磯部漁業協同組合(菅島支所)		鳥羽市菅島町 305
11	政吉屋商店		鳥羽市坂手町 369-1
12	株式会社ホーペック		鳥羽市松尾町 1002-1

【屋内タンク貯蔵所】

番 号	事 業 所 名		設 置 場 所
1	鳥羽市民文化会館		鳥羽市鳥羽三丁目 8-3
※2	有限会社杉原水産(ラ・コスタリカ)		鳥羽市浦村町 147
3	鳥羽市岩倉水源地		鳥羽市岩倉町 217
4	鳥羽磯部漁業協同組合(坂手支所)		鳥羽市坂手町 82-1
5	料理の宿 銀鱗		鳥羽市浦村町 1208-5
6	鳥羽磯部漁業協同組合(答志支所)		鳥羽市答志町 241-1
※7	鳥羽磯部漁業協同組合(相差支所)		鳥羽市相差町漁港内
8	鳥羽磯部漁業協同組合(相差支所)		鳥羽市相差町漁港内
9	丸 武 石 油	第 2 石油類(6.804Kl)	鳥羽市答志町 241-1
10		第 3 石油類(5.175Kl)	

【屋外タンク貯蔵所】

番 号	事 業 所 名		設 置 場 所
1	有限会社 猪 島	第 2 石油類(2.2Kl)	鳥羽市浦村町 1183-4
2	上野観光株式会社 (鳥羽グランドホテル)		鳥羽市小浜町 239-9
3	有限会社鳥羽小浜荘 (鳥羽小浜荘)		鳥羽市小浜町 288
4	料亭旅館 海 楽 園		鳥羽市小浜町 299-40
5	株式会社アワヘイ (幸積丸)		鳥羽市安楽島町 1222-15
6	株式会社アワヘイ	第 2 石油類(198.0Kl)	鳥羽市安楽島町 1130
7		第 2 石油類(110.0Kl)	
8		第 3 石油類(198.0Kl)	
9		第 3 石油類(198.0Kl)	
10	鳥羽磯部漁業協同組合 (桃取町支所)		鳥羽市桃取町 221 地先
11	シンフォニア商事株式会社 (シンフォニアテクノロジー株式会社伊勢製作所鳥羽工場)		鳥羽市鳥羽一丁目 19-1
※12	J Rグループ健康保険組合 (鳥羽浦荘)		鳥羽市安楽島町 1075-16
13	株式会社柴山芳之助商店	(No.1 軽油 30Kl)	鳥羽市安楽島町 1092
14		(No.5 軽油 35Kl)	
15		(No.8 軽油 35Kl)	
16		(No.10 重油 198Kl)	
17		(No.11 灯油 145Kl)	
18		(No.7 軽油 35Kl)	
19	株式会社鶴田石材 (菅島工場)		鳥羽市菅島町 429-1
※20	鳥羽石油株式会社	(灯油 50Kl)	鳥羽市安楽島町 1412-1
※21		(軽油 50Kl)	
22	有限会社城山石油	(軽油 180Kl)	鳥羽市安楽島町 1091・1093
23		(灯油 130Kl)	
24		(重油 200Kl)	鳥羽市安楽島町 1091
25	鳥羽シーサイドホテル株式会社 (鳥羽シーサイドホテル)		鳥羽市安楽島町 1084

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
26	鳥羽磯部漁業協同組合（菅島支所）	鳥羽市菅島町 305
27	株式会社ホーベック	鳥羽市松尾町 1002-1
28	一般財団法人鳥羽市開発公社（カキ殻粉碎工場）	鳥羽市浦村町春尻 826
39	湯快リゾート株式会社（リゾートホテル鳥羽彩朝楽）	鳥羽市小浜町 610-1
30	上 村 石 油	鳥羽市相差町 1127-1
31		
		(重油 20Kl)
32	相差石油（畔蛸給油所）	鳥羽市畔蛸町 78
※33	有限会社美しま（ニュー美しま）	鳥羽市坂手町 1069
34	鳥羽磯部漁業協同組合（答志支所）	鳥羽市答志町 241-1
35	丸 武 石 油	鳥羽市答志町 241
36	鳥羽磯部漁業協同組合（和具浦支所）	鳥羽市答志町 895-3
37		
		(軽油 50Kl)
※38	鳥羽磯部漁業協同組合（菅島支所）	鳥羽市菅島町 305
39		
		(軽油 50Kl)
40	有限会社新八屋（新八屋）	鳥羽市石鏡町 338-1
※41	株式会社海栄館（五感の宿慶泉）	鳥羽市国崎町 740
※42		
		(軽油 20Kl)
43	有限会社城山石油	鳥羽市浦村町 1826-40 他
44		
		(軽油 19Kl)
45	有限会社新屋（ホテル芭新萃）	鳥羽市浦村町 1850-33
46	有限会社ホテル浦島（サン浦島）	鳥羽市浦村町 1254
47	(配送センター)	鳥羽市鳥羽四丁目 2388-18
48	設置者：鳥羽石油株式会社 管理者：有限会社城山石油	
49	伊勢志摩リゾートマネジメント株式会社（鳥羽国際ホテル）	鳥羽市鳥羽一丁目 23-1
50	鳥羽磯部漁業協同組合（本所）	鳥羽市答志町舟越漁港

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
51	鳥羽磯部漁業協同組合（菅島支所）	鳥羽市菅島町 307-16
52	鳥羽磯部漁業協同組合（国崎支所）	鳥羽市国崎町 410-1

【地下タンク貯蔵所】

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
※1	旧鳥羽警察署	鳥羽市船津町 273
※2	シンフォニアテクノロジー株式会社伊勢製作所（鳥羽寮）	鳥羽市池上町 23-5
3	エネアーク中部（株）ダイヤ燃商株式会社	鳥羽市鳥羽一丁目 65-5
4	鳥羽海上保安部（鳥羽運輸総合庁舎）	鳥羽市鳥羽一丁目 2383-28
5	有限会社扇芳閣（扇芳閣）	鳥羽市鳥羽二丁目 660
6	株式会社胡蝶蘭（胡蝶蘭）	鳥羽市小浜町 237-1
7	国家公務員共済組合連合会鳥羽保養所（いそぶえ荘）	鳥羽市安楽島町 1075
8	鳥羽志勢広域連合（鳥羽志勢クリーンセンター）	鳥羽市白木町 247-10
9	大江戸温泉物語株式会社	鳥羽市浦村町白浜 1826-1
10	（T A O Y A 志摩）	
		（重油 10Kl）
		（軽油 15Kl）
11	株式会社戸田家（戸田家）	鳥羽市鳥羽一丁目 24-26
12	西日本電信電話株式会社（N T T 鳥羽ビル）	鳥羽市鳥羽三丁目 7-7
13	伊勢湾フェリー株式会社（鳥羽営業所）	鳥羽市鳥羽三丁目 1484-111
14	株式会社志摩ビーチホテル（志摩ビーチホテル）	鳥羽市相差町 1522-40
15	㈱鳥羽ショッピングプラザ（鳥羽ショッピングプラザ）	鳥羽市大明西町 1-1
16	伊勢米穀企業組合（鳥羽営業所）	鳥羽市大明東町 19-1
17	鳥羽シーサイドホテル株式会社（鳥羽シーサイドホテル）	鳥羽市安楽島町 1084
※18	鳥羽船員保険保養所（マリンパール鳥羽）	鳥羽市安楽島町 1200-31
19	かんぼの宿鳥羽	鳥羽市安楽島町 1200-7
20	藤田グリーンサービス㈱（ウィスタリアンライフクラブ鳥羽）	鳥羽市安楽島町 1045-17
21	ホンダ健康保険組合鈴鹿支部（健康増進センター鳥羽荘）	鳥羽市安楽島町 1045-45
22	愛知スチール株式会社（鳥羽保養所）	鳥羽市安楽島町 1061-14
※23	森ビル観光株式会社（ホテルラフォーレ鳥羽）	鳥羽市安楽島町 1075-10

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
24	住友電装株式会社（鳥羽研修センター）	鳥羽市安楽島町 1075-9
※25	シャープ健康保険組合（鳥羽保養所）	鳥羽市安楽島町 607-92
26	鳥羽ビューホテル有限公司（鳥羽ビューホテル花真珠）	鳥羽市安楽島町 1075-98
※27	出光興産株式会社愛知製油所 保養所	鳥羽市安楽島町 1075-71
※28	鳥羽ロイヤルホテル有限公司（鳥羽ロイヤルホテル）	鳥羽市安楽島町 1075-73
29	リゾートトラスト株式会社（エクシブ鳥羽アネックス）	鳥羽市安楽島町 169-2
30	リゾートトラスト株式会社（エクシブ鳥羽）	鳥羽市安楽島町 212-2
31	鳥羽市汚水処理場	鳥羽市松尾町 1240-3
32	株式会社石鏡第一ホテル（石鏡第一ホテル）	鳥羽市石鏡町 338-5
33	有限会社豊浜（リゾートホテル豊浜）	鳥羽市相差町 1471
34	株式会社鳥羽水族館（鳥羽水族館）	（重油 20Kl）
35		（重油 20Kl）
		鳥羽市鳥羽三丁目 1484-112
※36	株式会社サン浦島（サン浦島）	鳥羽市浦村町 1215-5
37	鳥羽磯部漁業協同組合（神島支所）	鳥羽市神島町
38	リゾートトラスト株式会社（エクシブ鳥羽テルメゾン）	鳥羽市安楽島町 169-2
39	社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会（ひだまり）	鳥羽市大明東町 2090-416
40	鳥羽警察署	鳥羽市松尾町 74-4
41	株式会社アワヘイ	鳥羽市安楽島町 1140-1
42	リゾートトラスト株式会社（エクシブ鳥羽別邸）	鳥羽市安楽島町字ニエ 212-1 他

【移動タンク貯蔵所】

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
1	株式会社アワヘイ（配送センター）	第 1, 2, 3 石油類
2		第 3 石油類
		鳥羽市安楽島町 1140-1
3	有限会社猪島	第 2 石油類
		鳥羽市浦村町 1559-9
4	株式会社柴山芳之助商店	第 2, 3 石油類
		鳥羽市鳥羽四丁目 1034-22
※5	鳥羽石油株式会社（配送センター）	第 2 石油類
		鳥羽市鳥羽四丁目 2388-18
6	株式会社谷口リテール販売	第 2 石油類
		鳥羽市安楽島町 1412-1

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
7	鳥羽石油株式会社（配送センター）	第2石油類 鳥羽市鳥羽四丁目 2388-18
8	鳥羽石油株式会社	第2,3石油類 鳥羽市安楽島町 1412-1
9	丸 武 石 油	第2石油類 鳥羽市答志町 1427
10	株式会社柴山芳之助商店	第2,3石油類 鳥羽市鳥羽四丁目 1034-22
11		第2,3石油類
12	上 村 石 油	第2,3石油類 鳥羽市相差町 1127-1
13	奥 田 商 店	第2石油類 鳥羽市浦村町 414-20
14	有限会社城山石油	第2石油類 鳥羽市浦村町 1826-40
15		第3石油類
16	有限会社まるに	第2石油類 鳥羽市浦村町字大吉 1707-9
17	株式会社アワヘイ（配送センター）	第2石油類 鳥羽市安楽島町 1140-1
18		第2石油類
19	丸 武 石 油	第2石油類 鳥羽市答志町 1427
20	有限会社 朝雲館	第2,3石油類 鳥羽市小浜町小井筒 286-4

【簡易タンク貯蔵所】

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
1	鳥羽磯部漁業協同組合（小浜支所）	鳥羽市小浜町 647-25
2	鳥羽磯部漁業協同組合（菅島支所）	鳥羽市菅島町 305
3	鳥羽磯部漁業協同組合（坂手支所）	鳥羽市坂手町 82-1

【給油取扱所】

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
1	株式会社アワヘイ（アルファステーション堅神給油所）	鳥羽市堅神町 1018-3
2	シンフォニア商事株式会社 （シンフォニアテクノロジー株式会社伊勢製作所鳥羽工場）	鳥羽市鳥羽一丁目 19-1
3	三重交通商事株式会社（鳥羽給油所）	鳥羽市鳥羽一丁目 2383-21
4	株式会社アワヘイ（本社鳥羽給油所）	鳥羽市鳥羽三丁目 32-12

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
5	株式会社谷口リテール販売 (Ene Jet 鳥羽SS)	鳥羽市安楽島町 1412-1
6	伊藤忠エネクス株式会社 (辻村石油店)	鳥羽市船津町 510-2
※7	株式会社海栄館 (五感の宿慶泉)	鳥羽市国崎町 740
8	石川商工株式会社 (鳥羽生コン工場)	鳥羽市松尾町 998-1
9	相差石油 (畔蛸給油所)	鳥羽市畔蛸町 78
10	長岡屋石油	鳥羽市畔蛸町 68
11	有限会社ナカヤマ石油 (相差中央給油所)	鳥羽市相差町 1030-2
12	上 村 石 油	鳥羽市相差町 1127-4
13	有限会社猪 島	鳥羽市浦村町 1482
14	有限会社城山石油	鳥羽市浦村町 1826-40
15	鶴田石材株式会社 (菅島工場)	鳥羽市菅島町 429-1

【船舶給油取扱所】

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
1	鳥羽磯部漁業協同組合 (小浜支所)	鳥羽市小浜町 647-25
2	三重交通商事株式会社 (志摩マリンレジャー)	鳥羽市鳥羽一丁目 2383-4
3	伊勢湾フェリー株式会社 (鳥羽営業所)	鳥羽市鳥羽三丁目 1484-111
4	鳥羽磯部漁業協同組合 (浦村支所)	鳥羽市浦村町 1237-2
5	鳥羽磯部漁業協同組合 (相差支所)	鳥羽市相差町漁港敷地内
6	鳥羽磯部漁業協同組合 (国崎支所)	鳥羽市国崎町 410
7	鳥羽磯部漁業協同組合 (坂手支所)	鳥羽市坂手町 82-1
8	鳥羽磯部漁業協同組合 (桃取町支所)	鳥羽市桃取町 221 地先
9	鳥羽磯部漁業協同組合 (菅島支所)	鳥羽市菅島町 305
10	鳥羽磯部漁業協同組合 (和具浦支所)	鳥羽市答志町 895-3
11	鳥羽磯部漁業協同組合 (答志支所)	鳥羽市答志町大答志
12	鳥羽磯部漁業協同組合 (答志支所)	鳥羽市答志町 241-1
13	丸 武 石 油	鳥羽市答志町 241
14	鳥羽磯部漁業協同組合 (神島支所)	鳥羽市神島町 602-28

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
15	株式会社C I S (鳥羽マリーナ)	鳥羽市千賀町字釜ヶ谷 58

【一般取扱所】

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
1	株式会社柴山芳之助商店	鳥羽市安楽島町 1092
2	株式会社エネアーク中部	鳥羽市鳥羽一丁目 65-5
3	株式会社柴山芳之助商店	鳥羽市鳥羽三丁目 1479-2
4	有限会社城山石油	鳥羽市安楽島町 1139
5	有限会社城山石油 (配送センター)	鳥羽市安楽島町 1129
6	鳥羽石油株式会社	鳥羽市安楽島町 1091・1093
※7	株式会社谷口リテール販売	鳥羽市安楽島町 1412-1
8	伊勢米穀企業組合 (鳥羽営業所)	鳥羽市大明東町 19-1
9	奥 田 商 店	鳥羽市浦村町 416-23
10	上 村 石 油	鳥羽市相差町 1127-1
11	丸 武 石 油	鳥羽市答志町 241
12	鳥羽志勢広域連合 (鳥羽志勢クリーンセンター)	鳥羽市白木町 247-10
13	鳥羽磯部漁業協同組合 (和具浦支所)	鳥羽市答志町 892-1
14	株式会社アワヘイ (幸積丸)	鳥羽市安楽島町 1222-15
15	株式会社鳥羽水族館 (鳥羽水族館)	鳥羽市鳥羽三丁目 1484-112・119
16	鳥羽磯部漁業協同組合 (神島支所)	鳥羽市神島町地先
17	有限会社城山石油	鳥羽市浦村町 1826-40
18	株式会社コメリ (鳥羽店)	鳥羽市安楽島町 1433-2
19	鳥羽石油株式会社 (配送センター)	鳥羽市鳥羽四丁目 2388-18
20	鳥羽磯部漁業協同組合 (答志支所)	鳥羽市答志町 241-1

【高圧ガス（LP ガス）販売所】

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所
1	株式会社アワヘイ	鳥羽市堅神町 1018-3
2	池 田 商 店(竹葉屋)	鳥羽市坂手町 195
3	伊勢米穀企業組合（鳥羽営業所）	鳥羽市大明東町 19-1
4	奥 田 商 店	鳥羽市浦村町 416-24
5	杉原プロパン	鳥羽市浦村町 1333
6	有限会社すきや	鳥羽市鳥羽一丁目 3-13
7	田 畑 商 店	鳥羽市相差町 647
8	鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市鳥羽四丁目 2360-16
9	鳥羽石油株式会社	鳥羽市鳥羽四丁目 1-3
10	鳥羽石油株式会社(神島販売所)	鳥羽市神島町 608
11	有限会社中村松兵衛商店	鳥羽市鳥羽三丁目 31-26
12	中 由 商 店	鳥羽市答志町 228-2
13	浜 口 商 店	鳥羽市答志町 186-4
14	はりまや商店	鳥羽市鳥羽三丁目 28-16
15	福 寿 丸	鳥羽市桃取町向地 531- 1
16	政吉屋商店	鳥羽市坂手町 138
17	⊖丸一商店	鳥羽市相差町 1070-1
18	有限会社まるに	鳥羽市石鏡町 317
19	山 本 商 店	鳥羽市答志町 1112-1
20	白髭商店（長岡ガス配送センター）	鳥羽市相差町 2010-6
21	名古屋プロパン瓦斯株式会社（鳥羽営業所）	鳥羽市船津町小石代 1217

1 2 防災上注意すべき自然的社会的条件（三重県地域防災計画より抜粋）

(1) 山崩れ・がけ崩れ注意箇所

1-1 山腹崩壊危険地区

危険地区 番号		位 置		災 害 名 予 想 さ れ る	面積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町	地 区	大字	字			人 家	50 戸 以 上	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸 以 下	公 共 施 設 (道路除く)
211	1	桃取町	中ノ谷	山腹崩壊	2					1	
〃	2	〃	小 浜	〃	1		25				市
〃	3	〃	宮 谷	〃	1	50					市
〃	4	〃	〃	〃	1		25				市
〃	5	〃	高 地	〃	2	60					県・市
〃	6	答志町	和 具	〃	1		25				市
〃	7	〃	〃	〃	1	50					市
〃	8	菅島町	トウマ	〃	2		30				市
〃	9	〃	雉子ヶ谷	〃	2	50					市
〃	10	小浜町	堂ノ上	〃	7	150					市
〃	11	〃	広 畑	〃	1		30				市
〃	12	〃	新吾谷	〃	1		21				市
〃	13	鳥羽四丁目	樋の谷孤塚	〃	4	125					市
〃	14	鳥羽二丁目	八軒屋ノ上	〃	1		16				市
〃	15	〃	宮ノ谷	〃	6	80					市
〃	16	浦村町	村 内	〃	2	80				1	市
〃	17	坂手町	白 石	〃	1		30			2	市
〃	18	答志町	垂須浜	〃	3	50					市
〃	19	〃	西 湖	〃	2	85					市
〃	20	〃	寺 浜	〃	1		15				市
〃	21	鳥羽三丁目		〃	1		40				市
〃	22	船津町	下 場	〃	1		12				市
〃	23	河内町	杉ヶ瀬	〃	6		30				国・市
〃	24	〃	寺街道	〃	2		30				市
〃	25	菅島町	中村谷	〃	1		10				市
〃	26	池上町		〃	1		20			1	市

危険地区 番号		位 置		災 害 名 予 想 さ れ る	面積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町	地 区	大字	字			人 家	50 戸 以 上	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸 以 下	公 共 施 設 (道 路 除 く)
211	27	〃		〃	1		20			2	市
〃	28	安楽島町	安久志	〃	1		10				市
〃	29	〃		〃	1		20				市
〃	30	松尾町	南	〃	1		30				市
〃	31	石鏡町		〃	1		10			1	市
〃	32	答志町	城 山	〃	1		11				市
〃	33	安楽島町	寺 山	〃	1		25			2	市
〃	34	答志町	八幡山	〃	1			6		1	市
〃	35	菅島町	中 山	〃	1			5			市
〃	36	本浦町	村 内	〃	2	100					市
〃	37	安楽島町	大 瀧	〃	4		35				市
〃	38	〃	焼 立	〃	1		27				市
〃	39	河内町	辰ノ口	〃	1				3		市
〃	40	神島町	中ノ山	〃	1		38				
〃	41	二丁目	八軒屋の上	〃	1		10				
〃	42	菅島町	城 山	〃	1					1	市
〃	43	神島町	棒 瀬	〃	1					1	
〃	44	答志町	殿 山	〃	1				4		市
〃	45	桃取町	清水谷	〃	1				2		県
〃	46	答志町和具	築 上	〃	1		12				市
〃	47	四丁目	藤之郷	〃	2		10				
〃	48	浦村町	向井	〃	1			7			

1-2 崩壊土砂流出危険地区

危険地区 番号		位置		災 害 名 予 想 さ れ る	面積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町	地 区	大字	字			人 家	50 戸 以 上	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸 以 下	公 共 施 設 (道 路 除 く)
211	1	菅島町	ネヲダニ	土砂流出	0.3		30				市
〃	2	〃	オダニ	〃	0.3		15				

(2) 砂防指定地内の溪流

	水系名	溪流名	字名
458	加茂川	寺谷川	船津
459	加茂川	ちよろん谷	船津
460	加茂川	奥河内	奥河内
461	加茂川	落口川北	船津町
462		九作谷	坂手町
463		寺ノ上	坂手町
464		細谷	桃取町
465		樋の山西	鳥羽4丁目
466		樋の山東	鳥羽町
467		奥谷南	鳥羽町
468		奥谷中	鳥羽町
469		奥谷北	鳥羽4丁目
470		洞院谷	鳥羽2丁目
471		裏萩山東	鳥羽町
472		裏萩山西	鳥羽町
473		長平谷	桃取町
474		大答志	向地

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

3-1 自然がけ

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1101700	神島1			50	490	20	74	有り
1101701	神島2			50	150	20	12	有り
1101702	神島3			50	170	20	18	有り
1101703	答志1			40	140	10	0	有り
1101704	答志3			60	130	10	15	有り
1101705	答志4			50	310	10	39	有り
1101706	答志5			50	150	10	10	有り
1101707	答志6			60	500	10	54	有り
1101708	答志7			50	180	30	13	有り
1101709	答志8			55	100	20	29	有り
1101710	答志9			60	170	15	8	有り
1101711	和具1			60	390	20	42	有り
1101712	和具2			50	150	10	19	有り
1101713	和具3			40	270	10	5	
1101714	和具4			60	80	8	7	
1101715	和具5			60	70	10	0	
1101716	桃取1			50	150	10	0	
1101717	桃取2			45	220	10	6	有り
1101718	桃取3			45	520	20	45	有り
1101719	桃取4			50	520	20	61	有り
1101721	桃取6			52	160	10	14	有り
1101722	桃取7			50	180	10	18	有り
1101723	桃取8			40	240	25	29	有り
1101724	桃取9			45	320	15	39	有り
1101725	桃取10			50	40	10	0	有り
1101726	菅島1			60	530	20	81	有り
1101727	菅島2			50	270	30	46	有り
1101728	菅島3			50	320	20	54	有り
1101729	菅島4			60	680	20	96	有り
1101730	菅島5			50	150	20	15	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1101731	菅島 6			50	120	30	17	有り
1101732	坂手 1			60	70	30	35	
1101733	坂手 2			50	510	25	121	有り
1101734	坂手 3			45	240	20	71	有り
1101735	坂手 4			50	370	15	18	有り
1101736	小浜 1			55	340	20	46	有り
1101737	小浜 1 1			50	50	30	4	有り
1101738	小浜 2			40	100	20	10	有り
1101739	小浜 3			60	270	10	28	有り
1101740	小浜 4			55	760	15	48	有り
1101741	小浜 5			40	220	20	21	有り
1101742	小浜 6			40	200	20	27	有り
1101743	小浜 7			40	190	20	15	有り
1101744	小浜 8			50	290	15	11	有り
1101745	小浜 9			55	110	10	5	有り
1101746	小浜 1 0			50	230	15	44	
1101747	池上 1			35	780	50	136	有り
1101748	池上 2			60	180	20	35	有り
1101749	池上 3			35	550	50	111	有り
1101750	鳥羽二 1			50	360	15	17	有り
1101751	鳥羽二 2			50	230	15	27	
1101752	鳥羽二 3			50	780	30	108	有り
1101753	鳥羽二 4			45	400	55	58	有り
1101754	鳥羽二 5			40	460	20	42	有り
1101755	鳥羽二 6			40	80	20	9	有り
1101756	鳥羽二 7			40	500	20	39	有り
1101757	鳥羽二 8			30	120	10	11	有り
1101758	鳥羽二 9			50	90	15	25	
1101759	鳥羽三 1			40	200	20	12	有り
1101760	鳥羽三 2			40	250	20	40	有り
1101761	鳥羽三 3			40	500	20	111	有り
1101763	鳥羽四 2			40	380	20	46	有り

箇所番号	箇所名	位 置		地 形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延 長(m)	高 さ(m)		
1101764	鳥羽四 3			40	570	20	62	有り
1101765	鳥羽四 5			40	100	10	10	有り
1101766	鳥羽四 6			40	230	20	14	有り
1101767	鳥羽五 1			45	400	15	13	有り
1101768	鳥羽五 2			60	140	10	13	有り
1101769	鳥羽五 3			50	140	15	6	有り
1101770	鳥羽五 4			45	200	20	14	有り
1101771	安楽島 1			55	120	15	12	有り
1101772	安楽島 2			60	380	15	19	有り
1101774	安楽島 4			60	400	40	24	有り
1101775	安楽島 5			50	210	10	5	
1101776	安楽島 6			40	150	10	7	有り
1101777	安楽島 7			40	210	10	8	
1101778	船津 1			55	120	17	15	有り
1101779	船津 2			50	70	18	5	有り
1101780	河内 1			55	360	20	16	有り
1101781	河内 2			50	530	20	26	有り
1101782	河内 3			55	160	15	8	
1101783	河内 4			50	440	25	16	有り
1101784	河内 5			50	150	25	6	有り
1101785	岩倉 1			50	420	10	22	有り
1101786	岩倉 2			70	380	15	17	有り
1101787	松尾 1			45	120	5	6	有り
1101788	松尾 2			40	180	20	17	有り
1101789	松尾 3			50	130	20	7	有り
1101790	松尾 4			70	150	15	9	有り
1101791	松尾 5		川合	40	360	20	24	有り
1101792	白木 1			35	180	17	10	有り
1101793	白木 2			40	160	17	10	有り
1101794	今浦 1		今浦	45	330	20	23	有り
1101796	今浦 3		今浦	45	210	20	21	有り
1101797	今浦 4		今浦	45	100	15	8	

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1101798	本浦 1		本浦	45	320	20	33	有り
1101799	本浦 2		本浦	45	330	28	23	有り
1101800	本浦 3		本浦	45	330	30	17	有り
1101801	石鏡 1			45	130	28	12	有り
1101802	石鏡 2			45	300	28	70	有り
1101803	石鏡 3			45	130	30	34	有り
1101804	石鏡 4			45	140	35	24	有り
1101805	石鏡 5			45	180	35	38	有り
1101806	石鏡 6			47	90	22	5	有り
1101807	石鏡 7			47	80	22	13	
1101808	国崎 1			45	150	15	10	有り
1101809	国崎 2			55	90	20	6	有り
1101810	国崎 3			55	110	20	14	有り
1101811	相差 1			40	350	7	14	有り
1101813	千賀 1			45	440	20	21	有り
1101814	堅子 1			50	350	15	29	有り
1101815	堅子 2			55	160	20	24	有り
1102362	神島			70	50	8	9	有り
1102363	小浜			55	85	18	9	有り
1102364	小浜			60	75	15	5	有り
1102365	三丁目			50	50	8	8	有り
1102366	船津			30	100	15	9	有り
1102367	石鏡			50	150	6	16	
1102368	坂手			30	110	10	35	
1103387	神島 1			50	160	60	0	
1103388	答志 1			45	110	70	0	
1103389	答志 2			40	260	80	0	有り
1103390	答志 3			45	110	30	7	有り
1103391	浦村 1		今浦	80	160	20	7	有り
1103392	鳥羽一丁目 1			70	180	10	1	有り
1103393	鳥羽一丁目 2			80	330	27	20	有り
1103394	鳥羽一丁目 3			70	320	32	22	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1103395	菅島 1			40	80	20	0	有り
1103396	菅島 2		上福浦	40	70	40	0	
1103397	浦村 2		本浦	45	200	16	4	有り
1103398	堅神 1			70	160	30	5	有り
1103399	堅神 2			60	220	32	8	有り
1103400	堅神 3			60	340	28	6	有り
1103401	池上 1			70	360	20	0	
1103402	鳥羽二丁目 1			60	220	32	0	有り
1103403	鳥羽二丁目 2			70	310	40	2	有り
1103404	安楽島 1			70	870	16	9	有り
1103405	安楽島 2			60	150	44	48	有り
1103406	鳥羽五丁目 1			70	160	56	17	有り
1103407	船津町 1			60	280	35	9	有り
1103408	船津 1			70	175	26	8	有り
1103409	安楽島 3			80	260	8	8	有り
1103410	安楽島 4			60	300	18	8	有り
1103411	鳥羽市 1			80	125	12	7	
1103412	浦村 3		向井	50	290	62	5	有り
1103413	船津 2			45	140	44	8	有り
1103414	岩倉 1			45	110	28	10	有り
1103415	若杉 1			45	250	16	5	有り
1103416	船津 3			45	80	22	3	有り
1103417	岩倉町 1		世古池	50	180	14	7	有り
1103418	安楽島 5			45	210	42	10	
1103419	浦村 4		大吉	60	430	8	0	有り
1103420	河内 3		奥河内	90	230	20	6	有り
1103421	松尾 1		畑ヶ茶屋	30	240	16	6	有り
1103422	松尾 2			30	130	28	5	有り
1103423	鏡浦 1		鏡浦	60	135	30	9	有り
1103424	石鏡 1			60	260	60	3	有り
1103425	石鏡 2			80	60	22	0	
1103426	松尾 3			60	230	48	0	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1103427	松尾 4			50	470	28	20	有り
1103428	白木 1			50	150	84	0	有り
1103429	松尾 5			60	190	31	0	
1103430	松尾 6		道仏	50	140	16	4	有り
1103431	国崎 1			40	80	18	0	
1103432	国崎 2			60	120	18	0	有り
1103433	国崎 3		国崎	70	300	20	4	有り
1103434	国崎 4		国崎	60	90	10	0	有り
1103435	国崎 5		国崎	80	310	20	5	有り
1103436	国崎 6		国崎	50	150	20	2	有り
1103437	千賀 1			60	120	28	0	有り
1103438	相差 1			80	250	15	0	有り
1103439	相差 2		相差	60	120	10	5	有り
1103440	相差 3		相差	40	90	14	0	
1103441	相差 4			30	70	18	0	
1103442	相差 5		鶉塚	80	110	28	2	有り
1103443	神島 2			60	90	60	0	有り
1103444	答志 4			40	260	80	6	有り
1103445	鳥羽一丁目 4			70	215	40	0	
1103446	鳥羽一丁目 5			70	85	36	0	有り
1103447	坂手 1			50	100	35	0	
1103448	菅島 3			40	110	20	0	有り
1103449	堅神町 1			60	90	28	5	有り
1103450	安楽島 6			70	140	22	0	有り
1103451	石鏡 3			60	150	76	5	有り
1103452	安楽島 7			60	225	74	0	有り
1103453	安楽島 8			70	140	46	0	有り
1103454	安楽島 9			60	100	48	0	有り
1103455	安楽島 1 0			70	110	38	0	
1103456	安楽島 1 1			60	200	30	0	有り
1103457	安楽島 1 2			70	70	8	0	
1103458	安楽島 1 3			70	80	50	0	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1103459	浦村 5		向井	45	70	12	0	有り
1103460	浦村 6			45	100	20	1	有り
1103461	池上 2			80	200	30	28	有り
1103462	石鏡 4			80	300	6	1	
1103463	浦村 7			68	140	12	0	有り
1103464	石鏡 5			30	100	12	0	
1103465	石鏡 6			45	100	25	3	有り
1103466	小浜 1			70	115	24	0	
1103467	鳥羽一丁目 6			70	200	10	2	有り
1103468	安楽島 1 4			60	160	18	0	有り
1103469	浦村 8			60	140	46	0	有り
1103470	神島 3			60	70	30	0	有り
1103471	鳥羽一丁目 7			60	90	24	0	有り
1103472	小浜 2			60	250	18	3	有り
1103473	船津 4			50	125	18	1	有り
1103474	安楽島 1 5			60	90	16	0	
1103475	浦村 9			45	130	12	0	有り
1103476	小浜 3			80	95	38	8	
1103477	安楽島 1 6			60	180	36	5	有り
1103478	浦村 1 0	今浦		80	20	14	0	有り
1103479	松尾 7			50	150	40	1	有り
1103480	鳥羽一丁目 8			80	160	40	6	有り
1103481	菅島 4			40	70	60	6	有り
2102480	河内 2 1	小田		40	120	22	3	有り
2102481	答志 1			30	100	20	1	有り
2102482	堅神 1			70	150	68	2	有り
2102483	堅神 2			60	120	42	2	有り
2102484	船津 1			60	150	16	1	有り
2102485	安楽島 1			80	60	12	3	有り
2102486	船津 2			85	160	80	2	有り
2102487	安楽島 2			60	115	32	2	有り
2102488	幸丘 1			50	50	66	3	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2102489	河内2 2	登		60	80	20	1	有り
2102490	河内2 3	登		80	100	14	2	有り
2102491	岩倉1			30	30	14	2	有り
2102492	浦村1			45	70	50	2	有り
2102493	浦村2			45	70	18	1	有り
2102494	浦村3			60	50	12	1	
2102495	浦村4			45	170	64	1	有り
2102496	河内2 4	奥河内		50	50	48	1	有り
2102497	河内2 5	奥河内		60	40	20	1	
2102498	松尾1			45	100	29	1	有り
2102499	松尾2	畑ヶ茶屋		80	90	5	1	有り
2102500	松尾3			45	60	30	1	有り
2102501	浦村5	今浦		75	50	12	2	有り
2102502	浦村6	鏡浦		70	210	26	3	有り
2102503	浦村7	鏡浦		60	85	14	1	
2102504	白木1			50	100	56	1	有り
2102505	小浜1			70	100	26	1	有り
2102506	白木2			50	170	33	2	有り
2102507	松尾4			60	300	40	3	有り
2102508	松尾5			50	90	18	1	有り
2102509	松尾6	道仏		50	130	40	1	有り
2102510	相差1	藻先		70	80	23	1	有り
2102511	相差2	藻先		70	160	26	1	有り
2102512	小浜2			60	140	20	3	有り
2102513	菅島1			50	80	30	2	有り
2102514	岩倉2	里地		30	90	20	2	有り
2102515	浦村8	本浦		45	60	16	2	有り
2102516	白木3			70	150	40	1	有り
2102517	松尾7			50	190	22	3	有り
2102518	相差3	藻先		80	70	12	1	有り
2102519	相差4	藻先		50	110	28	3	有り
2102520	安楽島3			80	150	36	1	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
2102521	小浜 3			70	125	42	1	有り
2102522	鳥羽二丁目 1			60	100	48	1	
2102523	鳥羽三丁目 1			60	65	12	3	有り
2102524	屋内 1			70	120	36	4	有り
2102525	鳥羽一丁目 1			70	275	64	2	有り
2102526	鳥羽一丁目 2			70	345	32	1	有り
2102527	鳥羽二丁目 2			70	135	44	1	有り
2102528	堅神 3			80	95	16	2	
2102529	小浜 4			55	220	30	4	有り
2102530	菅島 2			65	80	25	2	有り
2102531	河内 2 6	奥河内		30	40	60	1	有り
2102532	河内 2 7	奥河内		70	65	15	1	有り
2102533	河内 2 8	奥河内		45	30	22	3	有り
2102534	松尾 8	畑ヶ茶屋		80	125	20	1	有り
2102535	浦村 9	今浦		60	110	16	1	有り
2102536	浦村 1 0	本浦		45	65	14	2	有り
2102537	浦村 1 1	今浦		30	60	88	4	有り
2102538	船津 3			50	80	14	1	有り
2102539	船津 4			50	60	80	3	有り
2102540	船津 5			50	110	42	4	有り
2102541	安楽島 4			60	90	22	3	有り
2102542	河内 2 9	登		50	100	40	1	
2102543	安楽島 5			60	160	18	4	有り
2102544	河内 3 0	中河内		45	200	60	4	有り
2102545	浦村 1 2	向井		50	80	18	2	有り
2102546	安楽島 6			70	400	20	4	有り
2102547	答志 1			40	50	20	1	有り
2102548	答志 2			40	150	80	1	有り

3-2 人工がけ

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1200057	池上4			45	170	20	26	有り
1200058	鳥羽1			60	120	22	0	有り
1200059	鳥羽2			50	240	30	4	有り
1200060	鳥羽3			40	85	30	15	有り
1200061	鳥羽17			55	980	35	42	有り
1200062	鳥羽4			50	80	15	13	
1200063	鳥羽5			50	60	20	10	有り
1200064	鳥羽6			50	70	15	20	有り
1200065	鳥羽7			40	60	15	14	
1200066	鳥羽8			40	80	15	5	
1200067	鳥羽9			60	80	15	18	有り
1200068	鳥羽10			40	90	15	16	有り
1200070	鳥羽12			40	80	12	4	
1200071	船津3			35	60	16	5	有り
1200072	鳥羽13			45	60	15	5	
1200073	鳥羽14			45	370	15	0	
1200074	安楽島8			40	130	30	9	有り
1200075	鳥羽15			40	480	15	33	有り
1200076	鳥羽16			45	60	30	1	有り
1200077	石鏡8			45	70	30	2	
1200078	石鏡9			45	80	15	15	
1200079	石鏡10			45	80	10	13	
1200080	石鏡11			45	100	35	6	
1200081	石鏡12			45	30	15	5	
1200082	国崎4			50	110	15	3	
1200083	国崎5			50	80	8	9	有り
1200084	国崎6			50	70	15	7	有り
1200085	国崎7			50	80	10	8	
1200086	桃取11			40	130	20	0	
1200108	さくらヶ丘			45	950	38	106	有り
1200227	安楽島1			85	150	80	0	
1200228	安楽島2			70	160	34	17	有り

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1200229	安楽島 3			60	300	8	15	有り
1200230	安楽島 4			60	85	36	8	
1200231	鳥羽一丁目 1			70	135	26	0	有り
1200232	鳥羽一丁目 2			70	140	24	13	有り
2200094	松尾 1			80	120	20	3	
2200095	松尾 2			30	120	10	3	有り
2200096	白木 1			60	190	35	4	有り
2200097	堅神 1			70	110	32	1	有り
2200098	屋内 1			80	80	36	2	有り

(4) 地すべり危険箇所

番号	箇所名	位置		面積(ha)	地域機関	予想される被害	指定の有無	備考
		町	大字					
37	堅神	堅神		20.5	志摩建設部	人家47 道路175m 公共物1 紙漣川	有	砂防室
83	池上	池上		18.8	志摩建設部	人家74 紙漣川 道路1700m	有	砂防室
84	中之郷	鳥羽		17.1	志摩建設部	人家113 加茂川 道路1750m	有	砂防室
95	答志	答志	権現石	5.70	伊勢農林水産商工環境事務所	人家25 道路720m 農地0.3ha	有	森林保全室

(5) 土石流危険溪流

対象番号	水系名	溪流名	字名	流域面積(k㎡)	人家戸数	溪流番号
705	安楽島川	安楽島谷川	安楽島町	0.02	6	56172IC
706	加茂川	海道	白木町	0.03	11	56005IB
707	加茂川	川合東	松尾町	0.24	5	56007IB
708	加茂川	小菅谷	小田	0.05	7	56009IB
709	加茂川	山神川東	中河内	0.91	6	56013IB
710	加茂川	山神川西	登	0.63	5	56014IB
711	加茂川	登	登	0.01	6	56015IB
712	加茂川	鳥羽河内川	登	0.21	9	56016IB
713	加茂川	熊倉川	登	0.15	5	56017IB

対象番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (k m ²)	人家 戸数	溪流番号
714	加茂川	熊倉	杉ヶ瀬	0.01	7	56018IB
715	加茂川	杉ヶ瀬	杉ヶ瀬	0.03	5	56019IB
716	加茂川	寺谷川	船津	0.68	35	56021IB
717	加茂川	ちよろん川	船津	0.06	15	56022IB
718	加茂川	ゲバ	落口	0.03	2	56023IB
757	紙渡川	吉谷	鳥羽町	0.07	24	56071IC
720	加茂川	玄畜	落口	0.04	16	56025IB
721	加茂川	落口川南	落口	0.22	21	56026IB
722	加茂川	小掛	船津町	0.02	28	56029IB
723	加茂川	柿ヶ谷南	船津町	0.03	18	56030IB
724	加茂川	赤崎川西	船津町	0.08	42	56031IB
725	加茂川	柿ヶ谷北	船津町	0.03	12	56032IB
726	加茂川	樋の山	船津町	0.01	7	56033IB
727	加茂川	赤崎川東	船津町	0.01	0	56034IB
728	加茂川	安久志水路	安久志	0.12	8	56035IB
729	加茂川	加茂	小石代	0.17	1	56044IB
730	加茂川	木場	安楽島町	0.03	23	56045IB
731	加茂川	幸丘北	安楽島町	0.27	3	56046IB
732	加茂川	幸丘南	安楽島町	0.08	1	56047IB
733	加茂川	城山	岩倉町	0.09	12	56048IB
734	加茂川	東地川	岩倉町	0.08	1	56049IB
735	加茂川	カミヤリ川	松尾町	0.11	1	56001IIB
736	加茂川	白木南	白木町	0.45	2	56002IIB
737	加茂川	白木中	白木町	0.02	4	56003IIB
738	加茂川	白木北	白木町	0.22	3	56004IIB
739	加茂川	川合西	松尾町	0.17	3	56006IIB
740	加茂川	ソウサク川	川合	0.07	1	56008IIB
741	加茂川	風呂ノ谷	小田	0.05	3	56010IIB
742	加茂川	奥河内	奥河内	0.14	1	56011IIB
743	加茂川	奥河内川	奥河内	0.22	1	56012IIB
744	加茂川	河内	杉ヶ瀬	0.08	4	56020IIB
745	加茂川	落口川北	船津町	0.95	1	56027IIB
746	加茂川	船津	落口	0.02	1	56028IIB

対象番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (k m ²)	人家 戸数	溪流番号
747	加茂川	橋の詰水路	安久志	0.15	2	56036ⅡB
748	加茂川	安楽島5	安楽島町	0.04	2	56038ⅡB
749	加茂川	安楽島6	安楽島町	0.03	2	56039ⅡB
750	加茂川	安楽島7	安楽島町	0.01	1	56041ⅡB
751	加茂川	安楽島8	安楽島町	0.01	1	56042ⅡB
752	加茂川	岩倉町	岩倉町	0.02	1	56050ⅡB
753	加茂川	谷上川	松尾町	0.04	3	56051ⅡB
754	加茂川	岩倉2	岩倉町	0.05	1	56511ⅡB
755	紙漉川	堅神西	東河内	0.03	10	56073ⅠB
756	紙漉川	堅神東	東河内	0.29	1	56072ⅡB
795		鳥羽北	鳥羽1丁目	0.03	0	56099ⅠC
758	大川	九作谷	坂手町	0.07	49	56157ⅠC
759	大川	寺ノ上	坂手町	0.05	50	56158ⅠC
760	谷川	谷川	坂手町	0.01	21	56160ⅠC
761	中川	中川	鳥羽4丁目	0.03	7	56052ⅠC
762	堀通川	名残谷	堅田町	0.02	0	56088ⅠB
763	堀通川	北の谷	堅神町	0.02	7	56089ⅠB
764	堀通川	家持ヶ谷川	堅田町	0.01	1	56083ⅡB
765	堀通川	伊勢路川支川	堅田町	0.01	1	56085ⅡB
766	堀通川	堅田町1	堅田町	0.07	1	56087ⅡB
767	裏萩川	裏萩山西	鳥羽町	0.01	10	56069ⅠC
768	裏萩川	木石谷	鳥羽2丁目	0.02	1	56090ⅠC
769	裏萩川	池上	鳥羽2丁目	0.02	12	56091ⅠC
770	裏萩川	谷ノ奥	小浜	0.03	18	56113ⅠC
771	裏萩川	細谷	桃取町	0.02	30	56125ⅠC
772		樋ノ山狐塚東	鳥羽町	0	8	56053ⅠC
773		樋ノ山狐塚西	鳥羽町	0.03	14	56054ⅠC
774		乳母ヶ懐	鳥羽町	0.03	8	56055ⅠC
775		樋の山西	鳥羽4丁目	0.19	58	56056ⅠC
776		樋の山東	鳥羽町	0.01	11	56057ⅠC
777		奥谷南	鳥羽町	0.04	16	56058ⅠC
778		奥谷中	鳥羽町	0.04	19	56059ⅠC
779		奥谷北	鳥羽4丁目	0.03	16	56060ⅠC

対象番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (k m ²)	人家 戸数	溪流番号
780		清水谷	鳥羽3丁目	0.03	33	56061IC
781		洞院谷	鳥羽2丁目	0.05	22	56062IC
782		明慶川北	鳥羽2丁目	0.06	44	56063IC
783		常安寺	鳥羽2丁目	0.02	22	56064IC
784		明慶川南	鳥羽町	0.02	6	56065IC
785		裏萩山東端	鳥羽町	0.06	30	56066IC
786		裏萩山東	鳥羽町	0.03	27	56067IC
787		裏萩山西	鳥羽町	0.01	8	56068IC
788		裏萩山西端	鳥羽町	0.01	12	56070IC
789		小田谷	鳥羽1丁目	0.01	13	56093IC
790		八軒屋	鳥羽1丁目	0.01	18	56094IC
791		馬の谷	鳥羽1丁目	0.01	14	56095IC
792		キョウトウ	鳥羽1丁目	0.01	22	56096IC
793		浜辺南	鳥羽1丁目	0.02	26	56097IC
794		宮ノ谷	鳥羽1丁目	0.01	26	56098IC
833		神島北	神島町	0.02	102	56144IC
796		鳥羽1丁目1	鳥羽1丁目	0.02	2	56101IC
797		鳥羽1丁目2	鳥羽1丁目	0.03	1	56102IC
798		鳥羽1丁目3	鳥羽1丁目	0.02	1	56103IC
799		鳥羽南	鳥羽1丁目	0.03	1	56104IC
800		浜辺中西	浜辺	0.07	14	56107IC
801		浜辺中東	浜辺	0.02	6	56108IC
802		浜辺北	浜辺	0.02	11	56109IC
803		広畑	広畑	0.04	19	56110IC
804		小浜東	小浜	0	10	56111IC
805		小浜中	小浜	0.01	37	56112IC
806		小浜西	小浜	0.05	10	56114IC
807		堂の上	小浜	0.01	0	56115IC
808		池の上	小浜	0.01	11	56116IC
809		里	小浜	0.01	12	56117IC
810		小浜	小浜	0	8	56118IC
811		マナゴ谷	桃取町	0.01	0	56119IC
812		中の谷	桃取町	0.03	0	56120IC

対象番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (k m ²)	人家 戸数	溪流番号
813		井上	桃取町	0.1	79	56122IC
814		長平谷	桃取町	0.08	40	56123IC
815		宮谷	桃取町	0.05	33	56124IC
816		大答志	向地	0.01	11	56126IC
817		桃取北	向地	0.03	5	56127IC
818		答志西	答志町	0.02	0	56129IC
819		答志東	答志町	0.01	1	56130IC
820		田尻西	答志町	0.03	1	56131IC
821		田尻東	答志町	0.01	1	56132IC
822		尻田東	答志町	0.03	4	56133IC
823		築上西	答志町	0.01	13	56134IC
824		谷ノ奥川	答志町	0.01	21	56135IC
825		築上東	答志町	0.01	33	56136IC
826		殿山	答志町	0.01	1	56137IC
827		西古山の谷	答志町	0.05	73	56138IC
828		本誓寺	答志町	0.02	80	56139IC
829		垂須浜	答志町	0.03	12	56140IC
830		木答志	答志町	0.01	6	56141IC
831		蛸蛉川	答志町	0.04	2	56142IC
832		神島南	神島町	0.02	95	56143IC
871		桃取南	桃取町	0.02	3	56121IIC
834		東谷	菅島町	0.01	14	56145IC
835		菅島北	菅島町	0.07	24	56146IC
836		菅島東	菅島町	0.01	11	56147IC
837		中村谷	菅島町	0.01	18	56148IC
838		竹の鼻	菅島町	0.01	19	56149IC
839		打起東	菅島町	0.03	10	56150IC
840		打起西	菅島町	0.04	18	56151IC
841		菅島小	菅島町	0.09	13	56152IC
842		菅島中	菅島町	0.04	11	56153IC
843		菅島南西	菅島町	0.03	5	56154IC
844		菅島西	菅島町	0.04	1	56155IC
845		次郎谷	坂手町	0.05	59	56159IC

対象番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (k m ²)	人家 戸数	溪流番号
846		安楽島町1	安楽島町	0.02	0	56161IC
847		安久志1	安久志	0.03	1	56162IC
848		安久志2	安久志	0.05	25	56163IC
849		安楽島町2	安楽島町	0.03	0	56166IC
850		安楽島町3	安楽島町	0.08	0	56168IC
851		安楽島東	安楽島町	0.08	0	56171IC
852		八反田川	安楽島町	0.09	0	56175IC
853		桜ヶ丘北	安楽島町	0.06	43	56177IC
854		桜ヶ丘南	安楽島町	0.1	60	56178IC
855		安楽島町4	安楽島町	0.07	0	56181IC
856		大永谷	今浦	0.04	2	56186IC
857		エケガ谷	今浦	0.08	19	56187IC
858		今浦	今浦	0.07	18	56188IC
859		向井	本浦	0.02	14	56190IC
860		大吉	本浦	0.03	20	56191IC
861		鍛ヶ谷川	浦村町	0.01	0	56195IC
862		富山	石鏡町	0.01	30	56196IC
863		中山	石鏡町	0.01	29	56197IC
864		宮の谷	石鏡町	0.02	19	56198IC
865		経塚	石鏡町	0.04	2	56199IC
866		与八	石鏡町	0.04	6	56200IC
867		沙魚川	安楽島町	0.06	13	56176IC
868		鳥羽2丁目	鳥羽2丁目	0.01	4	56092IIC
869		小浜町南	小浜	0.02	4	56105IIC
870		小浜町北	浜辺	0.05	3	56106IIC
872		大春川	桃取町	0.03	1	56128IIC
873		坂手	坂手町	0.03	4	56156IIC
874		安久志3	安久志	0.02	1	56164IIC
875		安楽島町9	安楽島町	0.16	1	56167IIC
876		安楽島西	安楽島町	0.03	4	56173IIC
877		今浦	今浦	0.04	1	56189IIC
878		浦村中	鏡浦	0.02	4	56192IIC
879		浦村東	鏡浦	0.08	2	56193IIC

対象番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (k m ²)	人家 戸数	溪流番号
880		小谷川	浦村町	0.01	2	56194ⅡC
881		大津川	国崎	0.03	1	56201ⅡC

1 3 公用車一覧表

登録番号	車名	種別・用途	所管課	駐車場所
三重 581 せ 7163	スズキ アルト	軽乗用	総務課	市役所裏玄関駐車場
三重 480 め 4483	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物	総務課	市役所裏玄関駐車場
伊勢志摩 310 さ 1084	トヨタ プリウス	普通乗用	総務課	西庁舎 車庫
三重 502 ね 9133	トヨタ ノア	小型乗用	総務課	市役所裏玄関駐車場
三重 400 さ 4711	トヨタ カラーバン	小型貨物	市民課	西庁舎 車庫
三重 400 と 2727	トヨタ プロボックス	小型貨物	市民課	西庁舎 裏
三重 400 に 3791	トヨタ プロボックス	小型貨物	税務課	西庁舎 裏
三重 581 く 7220	ダイハツ ミラ	軽乗用	税務課	西庁舎 裏
三重 500 め 7451	トヨタ タウンエースノア	小型乗用	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 800 せ 529	ニッサン 車いす輸送車	特種	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 501 ま 398	トヨタ ノア	小型乗用	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 581 ふ 1413	スズキ アルト	軽乗用	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 581 ふ 1414	スズキ アルト	軽乗用	健康福祉課	ひだまり駐車場
鳥羽市 う 5777	ホンダ ジャイロ X	原付	健康福祉課	坂手診療所
鳥羽市 う 5922	ホンダ トゥデイ	原付	健康福祉課	神島診療所
鳥羽市 う 6512	ホンダ トビック	原付	健康福祉課	菅島診療所
三重 502 さ 9627	スズキ ソリオ	小型乗用	健康福祉課	鏡浦診療所
三重 502 そ 2209	トヨタ ノア	小型乗用	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 502 ら 9251	トヨタ ノア	小型乗用	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 480 せ 6573	スズキ エブリイ	軽貨物	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 480 に 1597	スズキ エブリイ	軽貨物	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 800 す 8379	ニッサン セレナ	特種	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 800 せ 2937	ニッサン セレナ	特種	健康福祉課	ひだまり駐車場
鳥羽市 A 1084	ホンダ ベンリイ	原付	健康福祉課	菅島診療所
三重 800 す 8801	ニッサン 車いす輸送車	特種	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 480 た 7205	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物	健康福祉課	ひだまり駐車場
三重 502 ひ 2570	トヨタ ノア	小型乗用	健康福祉課	ひだまり駐車場
鳥羽市 う 6512	ホンダ トビック	原付	健康福祉課	桃取診療所
6FGL15	トヨタ フォークリフト	小型特殊	環境課	答志島清掃センター
SK07-3	コマツ ミニローダー	小型特殊	環境課	鳥羽市清掃センター
三重 41 め 888	ホンダ アクティ	軽貨物	環境課	鳥羽市清掃センター
三重 88 ほ 7733	ニッサン ティーゼール	塵芥車	環境課	鳥羽市清掃センター

登録番号	車名	種別・用途	所管課	駐車場所
三重 800 さ 4072	イスゞ エルフ	塵芥車	環境課	鳥羽市清掃センター
三重 41 る 6278	ダイハツ ハイゼット	軽貨物	環境課	鳥羽市清掃センター
三重 400 す 8469	トヨタローラ バン	小型貨物	環境課	西庁舎横
三重 100 さ 5107	ヒノ デュトロ	普通貨物	環境課	鳥羽市清掃センター
三重 100 さ 5108	ヒノ デュトロ	普通貨物	環境課	鳥羽市清掃センター
三重 42 あ 9380	スゞキ エブリイ	軽貨物	環境課	鳥羽市清掃センター
三重 480 か 1615	スバル サンバー	軽貨物	環境課	西庁舎横
56P 00647	TCM ショベルローダー	小型特殊	環境課	鳥羽市リサイクルパーク
320D-GLC-T6	三菱シ 油圧ショベル	大型特殊	環境課	鳥羽市清掃センター
FD20HC-14	コマツ フォークリフト	小型特殊	環境課	鳥羽市清掃センター
三重 400 て 5811	イスゞ エルフ	普通貨物	環境課	鳥羽市清掃センター
三重 480 さ 1416	スバル サンバーバン	軽貨物	観光課	市役所裏玄関駐車場
三重 400 な 44	トヨタ プロボックス	小型貨物	観光課	市役所裏玄関駐車場
三重 100 せ 7347	ニッサン e-NV200	普通貨物	環境課	市民文化会館車庫
三重 46 ち 3748	ニッサン キャブオーバー	小型貨物	農水商工課	園芸センター
三重 41 ふ 3284	ダイハツ ハイゼットバン	普通貨物	農水商工課	市役所裏玄関駐車場
三重 400 ち 2618	トヨタ プロボックス	小型貨物	農水商工課	市役所裏玄関駐車場
三重 480 こ 9118	スゞキ エブリイバン	軽貨物	農水商工課	市役所裏玄関駐車場
三重 480 さ 1018	スバル サンバーバン	軽貨物	農水商工課	市役所裏玄関駐車場
三重 50 も 3597	スゞキ シムニー	軽貨物	建設課	市役所裏玄関駐車場
三重 41 る 8836	スゞキ エブリイ	軽貨物	建設課	市役所裏玄関駐車場
三重 400 に 6017	トヨタ プロボックス	小型貨物	建設課	市役所裏玄関駐車場
三重 400 に 7453	トヨタ プロボックス	小型貨物	建設課	市役所裏玄関駐車場
三重 400 つ 2745	トヨタ プロボックス	小型貨物	建設課	市役所裏玄関駐車場
三重 480 く 3284	ホンダ アクティ	軽貨物	建設課	市役所裏玄関駐車場
三重 480 さ 2539	ホンダ アクティバン	軽貨物	建設課	市役所裏玄関駐車場
三重 480 せ 6364	ホンダ アクティトラック	軽貨物	建設課	市役所裏玄関駐車場
三重 880 あ 1333	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽特種 (※)	建設課	市役所裏玄関駐車場
三重 400 な 272	イスゞ エルフ	小型貨物	建設課	市民の森公園
三重 42 あ 9619	ダイハツ	軽貨物	定期船課	マリンターミナル駐車場
02-8FDL15	トヨタ フォークリフト	小型特殊	定期船課	マリンターミナル構内
三重 400 た 7041	トヨタ プロボックス	小型貨物	水道課(下水)	市民の森管理棟前

登録番号	車名	種別・用途	所管課	駐車場所
三重 480 き 9803	ホンダ アクティトラック	軽貨物	水道課	市民の森管理棟前
三重 480 な 9420	ダイハツ ハイゼット	軽貨物	水道課	市民の森管理棟前
三重 502 そ 8194	ニッサン ウイングロード	小型貨物	水道課	市民の森管理棟前
三重 480 こ 9212	スズキ エブリイバン	軽貨物	水道課	桃取漁港
三重 100 せ 4594	トヨタタケ	普通貨物	水道課	市民の森管理棟前
三重 480 て 6877	ダイハツ ハイゼット	軽貨物	水道課	市民の森管理棟前
三重 480 て 7058	ダイハツ ハイゼット	軽貨物	水道課	市民の森管理棟前
三重 88 ふ 8086	ニッサン	消防車	消防本部	鳥羽分団第2部格納庫
三重 88 ほ 8630	イスゞ	消防車	消防本部	鳥羽市消防研修センター
三重 88 ま 567	イスゞ	消防車	消防本部	鳥羽市消防研修センター
三重 88 ま 3106	イスゞ	消防車	消防本部	消防本部車庫
三重 88 ま 3124	トヨタ	消防車	消防本部	鏡浦分団第2部格納庫
三重 800 さ 1792	イスゞ	消防車	消防本部	答志分団第4部格納庫
三重 800 さ 4195	イスゞ	消防車	消防本部	神島分団第1部格納庫
三重 800 る 154	スバルタン	特殊トレーラ	消防本部	消防本部車庫
三重 800 さ 5864	トヨタ	消防車	消防本部	鏡浦分団第3部格納庫
三重 800 さ 5865	トヨタ	消防車	消防本部	加茂分団第1部格納庫
三重 80 あ 2953	スバル	特種	消防本部	長岡分団第5部格納庫
三重 800 す 3537	ニッサン	消防車	消防本部	加茂分団第4部格納庫
三重 80 あ 3098	スバル	消防車	消防本部	菅島分団格納庫
三重 800 す 722	ニッサン	消防車	消防本部	長岡分団第3部格納庫
三重 880 あ 12	スバル	軽特種	消防本部	桃取分団第2・3部格納庫
三重 880 あ 214	スバル	軽特種	消防本部	加茂分団第6部格納庫
三重 800 す 3758	トヨタ	救急	消防本部	消防本部車庫
三重 480 か 626	ダイハツ クルーズ	軽貨物	消防本部	消防本部車庫
三重 800 す 4228	トヨタ ウィッシュ	消防車	消防本部	消防本部車庫
三重 880 あ 512	スバル	軽特種	消防本部(千賀)	長岡分団第4部格納庫
三重 800 す 5474	ニッサン	消防	消防本部	加茂分団第3部格納庫
三重 880 あ 696	スバル	軽特種	消防本部	長岡分団第1部格納庫
三重 800 す 6394	ニッサン	消防車	消防本部	加茂分団第2部格納庫
三重 88 あ 890	スバル	軽特種	消防本部	菅島分団格納庫
三重 880 あ 889	スバル	軽特種	消防本部	答志分団第1・3格納庫
三重 832 ち 119	ヒノ	消防車	消防本部	消防本部車庫
三重 301 ち 4258	トヨタ プリウス	普通乗用	消防本部	消防本部車庫

登録番号	車名	種別・用途	所管課	駐車場所
三重 832 に 119	ホンダフィット	消防	消防本部	消防本部車庫
三重 800 す 7341	トヨタ ハイエスランドキャビン	普通乗用	消防本部	消防本部車庫
三重 800 す 8021	トヨタ ハイエス	消防車	消防本部	消防本部南鳥羽出張所
三重 800 す 8107	イスゞ	消防	消防本部	加茂分団第5部
三重 800 は 1747	ヒノ	消防	消防本部	消防本部車庫
三重 880 あ 1573	ダイハツ	消防	消防本部	
三重 800 す 9445	ヒノ	消防	消防本部	
三重 880 あ 1658	スゞキ	特殊	消防本部	
三重 800 は 1881	ヒノ 水槽付消防ポンプ	消防(10)	消防本部	
三重 800 す 9960	ヒノ	消防車	消防本部	長岡分団第1部
三重 880 あ 1776	スゞキ	軽特殊	消防本部	神島分団
三重 800 せ 798	ニッサン	消防車	消防本部	
三重 800 せ 799	ニッサン	消防車	消防本部	
<u>伊勢志摩310す1084</u>	ニッサン キャラバン	特殊	議会事務局	西庁舎車庫
三重 400 つ 2064	トヨタ プロボックス	小型貨物	教委総務課	市民の森管理棟前
三重 480 さ 7981	ダイハツ ハイゼット	軽貨物	教委総務課	答志中学校
三重 200 は 378	ミツビシ ローザ	乗合(スクールバス)	教委総務課	かもめ幼稚園
三重 200 さ 1714	ミツビシ ローザ	乗合(スクールバス)	教委総務課	弘道小学校
三重 200 は 439	三菱 ローザ	乗合(スクールバス)	教委総務課	鳥羽東中学校
三重 200 は 494	ミツビシ ローザ	乗合(スクールバス)	教委総務課	鳥羽小学校
三重 480 つ 8643	スゞキ エブリ	軽貨物	教委総務課	神島小中学校
鳥羽市 う 5972	ホンダ トゥデイ	原付	教委総務課	菅島小学校
<u>鳥羽市 う 5971</u>	<u>ホンダ トゥデイ</u>	<u>原付</u>	<u>教委総務課</u>	<u>菅島小学校</u>
三重 400 さ 8533	トヨタ カラーバン	小型貨物	教委学校教育課	市民の森管理棟前
三重 100 さ 5853	マツダ タイタン	小型貨物	教委学校教育課	中央調理場
三重 100 せ 1127	トヨタ タイフ	小型貨物	教委学校教育課	中央調理場
三重 502 す 1297	トヨタ ノア	小型乗用	教委生涯学習課	市民の森管理棟前
三重 46 ほ 3527	トヨタカラーバン	小型貨物	教委生涯学習課	市民の森管理棟前

※緊急車両

1 5 協定書及び覚書一覧表

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
1	「消防防災業務相互応援協定」	S45. 12. 20	火災又は非常災害時の相互応援	志摩市、南伊勢町（旧志摩5町と南勢町）	消防本部
2		S48. 9. 4			
3	「三重県防災ヘリコプター応援協定」	H 5. 4. 1	【改正：H19. 3. 1】災害時における防災ヘリコプターの要請	三重県、三重県各市町村、各消防組合	消防本部
4	「地震等災害時の相互応援に関する協定」	H 9. 8. 24	【改正：H29. 10. 19】災害時における締結市町間の相互応援（食料、資機材等の提供、職員の派遣等）	国際特別都市建設連盟（別府市・伊東市・熱海市・奈良市・京都市・松江市・芦屋市・松山市・軽井沢町・日光市）	企画財政課
5	「三重県水道災害広域応援協定」	H 9. 10. 21	水道災害時における応援活動	三重県、三重県各市町村	水道課
6	「三重県内消防相互応援協定」	H10. 7. 1	【改正：H19. 3. 1】非常災害又は火災時の相互応援	三重県、三重県各市町、各消防組合	消防本部
7	「災害発生時における鳥羽市と鳥羽市内郵便局の協力に関する協定」	H30. 1. 10	災害時における郵便局の車両、施設、避難所提供、避難者リスト情報相互提供、郵便災害特別事務等	鳥羽郵便局	総務課
8	「三重県市町村災害時応援協定」	H12. 9. 1	災害時における県、市町村の相互応援（食料、資機材の提供、職員派遣等）	三重県、三重県市長会、三重県町村会	総務課
9	「災害時における避難場所の相互の利用についての覚書」	H13. 12. 19	災害時における伊勢市又は鳥羽市民の避難所の相互利用	伊勢市	総務課
10(1)	「三重県災害等廃棄物処理応援協定」	H16. 10. 29	災害時における県、市町村、各組合が、ごみ、し尿等処理の相互応援活動	三重県、三重県各市町村、各組合	環境課
10(2)	「三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書」		ごみ処理経費の取り決め		
11		H17. 3. 1	し尿処理経費の取り決め		
12	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」	H18. 8. 30	災害時における市民生活のための応急生活物資供給等の協力	イオン株式会社 鳥羽店	総務課
13	「災害時協力協定」	H18. 9. 1	災害時の被災者救援のため鳥羽丸等の運航及び避難所等の支援	独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校	定期船課 総務課
14	「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定」	H18. 11. 1	災害救助用米穀等の緊急引渡しの円滑化	三重県	農水商工課
15	「維持管理の委託に関する協定」	H19. 3. 30	沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業実施区域の維持管理の委託	三重県	農水商工課

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
16	「水道災害等における応援協定」	H19. 8. 1	大規模災害発生時、水道施設調査や応急復旧工事の応援、復旧用資材等の供出	鳥羽市水道組合	水道課
17	「災害時における鳥羽市とかんぼの宿鳥羽との協力に関する協定」	H19. 10. 1	【改正：H23. 2. 25】大規模災害の発生時、かんぼの宿鳥羽の避難所としての使用	かんぼの宿 鳥羽	総務課
18	「船舶による災害時等の協力に関する協定」	H19. 12. 27	大規模災害発生時の船舶による消火活動、人員及び物資の輸送	伊勢湾防災株式会社	定期船課
19	「災害時における覚書」	H20. 4. 1	大規模災害発生時、鳥羽高校体育館等の避難所としての使用	三重県立 鳥羽高等学校	総務課
20	「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定」	H20. 8. 26	大規模災害発生時、電気や通信の復旧活動のため用地確保と使用	鳥羽志勢広域連合、中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社三重支店	総務課
21(1)	「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」	H20. 10. 9	南海トラフ地震発生時、給油所を帰宅困難者への休憩所等として支援、大規模災害発生時、市指定場所への石油類燃料の運搬供給	三重県石油商業組合鳥羽支部	総務課
21(2)	「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」				
22(1)	「災害時における物資供給に関する協定」	H20. 10. 9	・大規模災害発生時に地域貢献型自動販売機の飲料水及びその他飲料水の無償提供・地域貢献型自動販売機の設置	コカ・コーラ セントラルジャパン株式会社	総務課
22(2)	「地域貢献型自動販売機の設置に関する覚書」				
23	「災害時における協定」	H21. 12. 25	大規模災害の発生時、N T T 鳥羽ビル3棟1階旧窓口事務室等を避難所として使用	西日本電信電話株式会社	総務課
24	「地震・津波・風水害等の災害応急工事に関する協定」	H22. 6. 4	大規模災害の発生時、市の道路、河川、漁港等の公共土木施設の調査・災害応急工事	鳥羽商工会議所	建設課
25(1)	「災害時の医療救護活動に関する協定」	H22. 10. 1	大規模災害の発生時、救護所等における志摩医師会所属の医師や看護師の派遣要請	社団法人 志摩医師会	健康福祉課
25(2)	「同 協定書実施細目」				
26	「災害時の情報交換に関する協定」	H23. 5. 31	中部地方整備局との各種情報交換、リエゾンの派遣	国土交通省 中部地方整備局	総務課
27(1)	「災害時相互応援協定」	H23. 10. 17	災害発生時における相互応援(救難・救護、医療、災害応急措置、復旧、物資運搬等)	岐阜県 美濃市	総務課
27(2)		H24. 7. 4		長野県 大田市	
27(3)		H24. 11. 6		長野県 飯島町	
27(4)		H25. 1. 18		兵庫県 三田市	
28	「災害時の葬祭業務に関する協定」	H24. 2. 16	災害時における棺おけ等の提供及び火葬業務等の協力	三重県葬祭業協同組合、光造花	環境課

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
29	「災害時における宿泊施設等の使用に関する協定」	H24. 2. 9 ～ H24. 3. 8 H24. 12. 27 H28. 12. 1	津波の発生又はおそれがある場合に宿泊施設等の敷地を津波避難場所として使用	鳥羽国際ホテル、扇芳閣、鳥羽グランドホテル、湯快リゾート鳥羽彩朝楽、ガーデンヒルズ利平治、てんぐ山、サン浦島悠季の里、与吉屋、中山かき直売所、ホテル芭新萃、和風旅館新八屋、五感の宿慶泉、リゾートヒルズ豊浜、ホテルクローバ「風薫」、別館すずぎ、民宿旅館山川、御宿瀬乃崎、陽光苑	総務課
30	「災害時における物資供給に関する協定」	H24. 3. 1	大規模災害発生時又はおそれがある場合、物資の被災地への供給	NPO法人 コメリ災害対策センター	総務課
31	「災害時における協定」	H24. 4. 17	津波避難場所及び風水害避難所としての施設使用	社会福祉法人 あしたば福祉会	総務課
32	「災害時に備えた相互協力に関する申合せ」	H24. 4. 25	災害が発生又はおそれがある場合、災害発生の 防御又は拡大防止のための相互協力	鳥羽警察署	総務課
33	「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」	H24. 7. 12	大規模災害時の相互協力（市庁舎施設一部を海保使用許可、災害情報の相互提供など）	鳥羽海上保安部	総務課
34	「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」	H24. 12. 25	災害救助に必要な物資の調達の範囲、要請の方法、費用負担、情報交換等	一般社団法人 日本非常食推進機構	総務課
35	「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定」	H25. 4. 1	災害が発生又はおそれがある場合におけるLPガス等の調達	三重県鳥羽LPガス協議会	総務課
36	「防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書」	H26. 2. 18	災害時におけるLPガス機器及び保管庫の無償提供	一般社団法人 三重県LPガス協会	総務課
37	「災害時等における軽油燃料の供給協力に関する協定」	H26. 6. 20	災害時の市の応急措置業務等に必要な軽油燃料の供給協力	石川商工株式会社	総務課
38	「災害時等におけるボランティア活動に関する協定」	H26. 8. 1	災害時の市のボランティアセンターの設置及び連携・協力等	社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会	市民課
39	「災害時における動物救護活動に関する協定」	H27. 3. 13	大規模災害時の動物救護に関する活動への協力	公益社団法人 三重県獣医師会伊勢志摩支部	環境課
40	「Lアラート（公共情報モモンズ）の運用に係る覚書」	H27. 5. 14	防災情報システムに入力した情報のLアラートへの提供	三重県	総務課
41	「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」	H27. 9. 14 H31. 4. 8	災害時における帰宅困難者に対する一時休憩場所、飲料水、トイレ等の提供	戸田家、リゾートヒルズ豊浜、鳥羽グランドホテル、扇芳閣、鳥羽国際ホテル、エクシブ鳥羽、サン浦島、鳥羽シーサイドホテル、和光、錦海楼、芭新萃、胡蝶蘭、花の小宿重兵衛	観光課

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
42	「災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定」	H27. 12. 22	支援が必要な聴覚障がい者への支援（避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等）	三重県	健康福祉課
43	「災害時における協力に関する協定」	H28. 2. 12	大規模災害時、被災者支援相談窓口の設置、鳥羽市への会員派遣、その他鳥羽市が必要と認める業務	三重県行政書士会	総務課
44(1)	「災害時における避難所等施設利用等に関する協定」	H28. 5. 1	災害時において、避難場所及び避難所としての施設利用等	三重交通（株）、鳥羽シーサイドホテル	総務課
44(2)		H31. 2. 25		株式会社 戸田家	
45(1)	「災害時における協定」	H28. 7. 1	災害時において、風水害等避難所【土砂災害】としての施設利用	松尾町内会（老人憩の家 なごみ）	総務課
45(2)				鳥羽磯部漁業協同組合 桃取町支所	総務課
46	「災害時の施設使用に関する覚書」	H29. 2. 28	災害時において進出拠点等として捜索・救助活動等を行う関係機関が施設を使用	一般財団法人 鳥羽市開発公社	総務課
47	「災害時等におけるヘリコプター離発着場の使用に関する協定」	H29. 3. 21	災害時、救助・捜索等の救助活動のための、防災ヘリコプター等の離発着場として使用	株式会社 ホーペック	総務課
48	「災害時における活動拠点提供の協力に関する協定」	H29. 4. 18	大規模災害発生時、災害救助等の活動拠点として敷地使用	シンフォニアテクノロジーズ株式会社伊勢製作所 モーションコントロール機器工場（鳥羽）	総務課
49	「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」	H29. 12. 20	災害発生時に市の要請により福祉避難所として設置、運営	社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会（ゆめばーる）、三重福祉会（鳥羽陽光苑）、恒心福祉会（あらしま苑）	総務課
50	「災害発生時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定」	H29. 12. 20	災害発生時の福祉避難所への食品供給や備品貸与	株式会社 安心クリエイト	健康福祉課
51	「災害時における緊急物資輸送等に関する協定」	H30. 1. 10	災害発生時の物資拠点から各避難所への物資輸送	三重県トラック協会南勢支部	総務課
52	「地域における協力に関する協定」	H30. 1. 10	郵便局の通常業務における高齢者等の見守り、道路損傷、不法投棄情報の連絡	日本郵便株式会社 鳥羽郵便局	総務・健康福祉・建設・環境課
53	「太陽光発電蓄電池式LED灯の設置に関する協定」	H30. 4. 1	日和山山頂公園における太陽光発電蓄電池式LED灯の設置に関する取り決め	三交不動産株式会社	総務課
54	「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」	H30. 7. 3	地図製品等の供給及び利用に関する協力	株式会社ゼンリン中部支社	総務課

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
55	「火災時における消防用水の確保に関する協定」	H30. 11. 9	火災時における消防用水の供給	志摩生コンクリート協同組合	消防本部
56	「災害時における救援物資等拠点の運営に関する協定」	H30. 11. 27	災害時の救援物資集積場所の提供と運営協力に関する取り決め	スギハラプロテック株式会社	総務課
57	「災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定」	H30. 2. 5	災害発生時における避難所の設置等に必要 な段ボール製品の調達	八木段ボール株式会社	総務課
58	「災害時における応援業務に関する協定」	H31. 4. 25	災害発生時における公共施設復旧に関する 情報提供と無料相談所の開設	三重県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	税務課
59	「災害時に係る情報発信等に関する協定」	R01. 6. 17	災害時のアクセス集中による閲覧不能の回避、ヤフーサイトでの避難情報・緊急情報の 情報提供	ヤフー株式会社	総務課
60	「災害時における資器材のレンタルに関する協定」	R01. 6. 19	災害発生時等におけるソーラーシステムハウ スやソーラーバイオトイレ等資器材の優 先提供	株式会社ダイワテック	総務課
61	「地域BWAを利用した避難所Wi-Fiに関する 提供機器と回線提供について」	R01. 6. 20	避難所開設時の地域BWA電波を使用した Wi-Fi端末の提供と回線仕様	株式会社ZTV	総務課
62	「鳥羽市ハザードマップ」協働発行に関する 協定」	R01. 6. 24	広告募集のうえ「鳥羽市ハザードマップ」 を作成し、市内全世帯に配布	株式会社ゼンリン津営業所	総務課
63	「各種災害時におけるマルチコブター を用いた情報収集及び情報連携に関する 協定」	R02. 6. 9	災害時に被災状況把握のためのマルチコブ ターの使用と情報の相互連携	中部電力パワーグリッド株式会社	総務課
64	「特設公衆電話の設置及び利用・管理等 に関する協定」	R02. 7. 6	災害時、通信不能時の避難所への「特設公 衆電話」設置と管理	西日本電信電話(株)	総務課
65	「災害時における災害ボランティア センター設置に関する協定」	R02. 10. 12	災害時の鳥羽志摩クリーナーセンターへの災 害ボランティアセンター設置場所を提供	鳥羽志摩広域連合・志摩市・南伊勢町	総務課

15-1 消防防災業務相互応援協定書

(通則)

第1条 この協定は、消防組織法第21条、水防法第16条および災害対策基本法第67条に基づき、鳥羽市、磯部町、阿児町、浜島町、大王町、志摩町相互間の消防防災業務応援協定を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は火災または非常災害に際して、関係6市町相互間の消防防災施設および人員を活用し、災害地における住民の生命、財産等の被害を最小限度に軽減し、治安の維持にあたることを目的とする。

(応援隊)

第3条 この協定により相互応援する市町の応援隊は、つぎのとおりとする。

鳥羽市	磯部町	阿児町	南勢町
浜島町	大王町	志摩町	

(相互応援の区分)

第4条 相互応援隊は、これをわけてつぎの2種類とする。

甲～普通応援隊……普通応援隊とは市町長が隣接市町の火災その他の災害の発生を認知し、応援の出動を認め出動するものとする。

乙～特別応援隊……特別応援隊とは火災その他の災害が発生し、応援を特に必要とする場合、被災地市町長の要請に基づき市町長の命令により出動するものとする。

第5条 甲（普通応援）……応援隊は1隊以上とし、乙（特別応援）……応援隊の規模は、災害の状況により応援市町長が決定する。

(現場活動)

第6条 出動応援隊はすべて現場にある被応援市町最高指揮者の指揮下にはいるものとする。

(現場における連絡)

第7条 出動応援隊の長は、現場到着または引揚時ならびに活動の状況を現場最高指揮者に連絡しなければならない。

(費用の分担)

第8条 応援に要した費用の負担は、つぎに掲げる方法による。

(1) 機械器具の破損修理費、隊員のじゅん職または負傷に伴う費用、機関燃料代、隊員の手当、被服ならびに事故による建物、その他の修理、一般人の死傷に伴う費用などは応援市町の負担とする。ただし燃料の補給を要するときは、その超過分については被応援市町の負担とする。

(2) 食糧費は、作業が長時間にわたり食糧を必要とするときは原則として被応援市町の負担とする。

(3) 前各号のほか費用の負担について必要があるときは、当事者間においてその都度協議の上決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定に規定されていない事項については、当事者間で協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は昭和45年12月20日から施行する。
- 2 この協定中に定める非常災害とは大火、大水、地震、台風、山くずれ、地すべり等をいう。
- 3 応援要請は原則として市町長またはその代理者による電話、その他の方法によって行なう。
- 4 応援は、応援要請によって応援隊が詰所を出発したときから、応援業務を終了して詰所へ帰着するまでの間を総称する。
- 5 この協定第8条第1号に定める一般人の死傷に伴う費用とは、自動車損害賠償責任保険の保険金受領額を超過した不足額をいう。

以上のように協定します。

昭和45年12月20日

鳥羽市長	谷本 莊 司
志摩郡磯部町長	北山 三千夫
志摩郡阿児町長	大矢 善一郎
志摩郡浜島町長	谷水 成一
志摩郡大王町長	田中 武
志摩郡志摩町長	浜野 佐太雄

15-2 消防防災業務相互応援協定書

消防防災業務相互応援協定書

(通 則)

第1条 この協定は、消防組織法第21条水防法第16条および災害対策基本法第67条に基づき、鳥羽市、志摩広域消防組合相互間の消防防災業務応援協定を定めるものとする。

(目 的)

第2条 この協定は、火災または非常災害に際して、鳥羽市、志摩広域消防組合相互間の消防防災施設および人員を活用し、災害地における住民の生命、財産等の被害を最小限度に軽減し、治安の維持にあたることを目的とする。

(応援隊)

第3条 この協定により相互応援する応援隊は、つぎのとおりとする。

鳥 羽 市 志摩広域消防組合

(相互応援の区分)

第4条 相互応援隊は、これをわけてつぎの2種類とする。

- 甲～普通応援隊・・・普通応援隊とは、市長、組合管理者が隣接市町の火災その他の災害の発生を認知し、応援の出動を認め出動するものとする。
- 乙～特別応援隊・・・特別応援隊とは、火災その他の災害が発生し、応援を特に必要とする場合、被災地市長、組合管理者の要請に基づき市長、組合管理者の判断により出動するものとする。

第5条 甲（普通応援）・・・応援隊は、1隊以上とし、乙（特別応援）・・・応援隊の規模は、災害の状況により応援市長、組合管理者が決定する。

(現場活動)

第6条 出動応援隊はすべて現場にある被応援市、組合最高指揮者の指揮下にはいるものとする。

(現場における連絡)

第7条 出動応援隊の長は、現場到着または引揚時ならびに活動の状況を現場最高指揮者に連絡しなければならない。

(費用の分担)

第8条 応援に要した費用の負担は、つぎに掲げる方法による。

- 1 機械器具の破損修理費、隊員のじゆん膳または負傷に伴う費用、機油燃料代、隊員の手当、被服ならびに事故による建物、その他の修理、一般人の死傷に伴う費用などは応援市、組合の負担とする。

ただし、燃料の補給を要するときは、その超過分については、応援市、組合の負担とする。

食糧費は、作業が長時間にわたり食糧を必要とするときは、原則として被応援市、組合の負担とする。

前各号のほか、費用の負担について必要があるときは、当事者間においてその都度協議の上決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定に規定されていない事項については、当事者間で協議して決定するものとする。



附 則

- 1 この協定は昭和48年9月4日から施行する。
- 2 この協定中に定める非常災害とは^{大水}大火、地震、台風、山くずれ、地すべり等をいう。
- 3 応援要請は原則として市長、組合管理者またはその代理人による電話、その他の方法によつて行なう。
- 4 応援は、応援要請によつて応援隊が署を出発したときから応援業務を終了して署へ帰着するまでの間を総称する。
- 5 この協定第8条第1号に定める一般人の死傷に伴う費用とは、自動車損害賠償責任保険の保険金受領額を超過した不足額をいう。

以上のように協定します。

昭和48年9月4日

鳥 羽 市 長 谷 本 洋 一 郎



志摩広域消防組合
管 理 者 大 矢 善 一 郎



15-3 三重県防災ヘリコプター応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、三重県内の別記市町及び消防事務に関する一部事務組合(以下「市町等」という。)が災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する水火災または地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、三重県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、三重県防災航空隊(以下「防災航空隊」という。)に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

別記

市町及び消防事務に関する一部事務組合

市名	町名	消防組合
津市	桑名郡 木曾町	三重紀北消防組合
四日市市	員弁郡 東員町	伊賀南部消防組合
伊勢市	三重郡 菟野町	松阪地区広域消防組合
松阪市	三重郡 朝日町	志摩広域消防組合
桑名市	三重郡 川越町	紀勢地区広域消防組合
鈴鹿市	多気郡 多気町	
名張市	多気郡 明和町	
尾鷲市	多気郡 大台町	
亀山市	度会郡 玉城町	
鳥羽市	度会郡 度会町	
熊野市	度会郡 大紀町	
いなべ市	度会郡 南伊勢町	
志摩市	北牟婁郡 紀北町	
伊賀市	南牟婁郡 御浜町	
	南牟婁郡 紀宝町	

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は前条の規定により応援要請を受けた時は、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町等を管轄する消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対して、三重県内消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、三重県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定10条の規定にかかわらず、三重県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、三重県及び市町等が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定の締結を証するため、本書35通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保持する。

附 則

この協定は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成10年7月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成19年3月1日から実施する。

15-4 地震等災害時の相互応援に関する協定

国際特別都市建設連盟に加盟する市町間において、地震等による災害時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、国際特別都市建設連盟に加盟する都市（以下「加盟都市」という。）相互の友好の精神に基づき、地震若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、加盟都市間の相互応援に関する基本的な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 災害時における相互応援を確実かつ円滑に行うため、国際特別都市建設連盟規約第12条第1項に規定する事務局（以下「連盟事務局」という。）は、毎年1回、加盟都市の防災担当部署の連絡責任者、連絡先等を定めた名簿を作成し、加盟都市に配付する。

2 加盟都市の防災担当部署は、地域防災計画その他参考資料を相互に交換する等、日頃の情報交換に努めるものとする。

(応援体制)

第3条 加盟都市を次の表に定めるブロックに分ける。

ブロック名	構成市町
西日本ブロック	別府市，松江市，松山市
近畿ブロック	奈良市，京都市，芦屋市，鳥羽市
東日本ブロック	伊東市，熱海市，軽井沢町，日光市

2 ブロックに幹事都市及び副幹事都市を置き、ブロック構成都市の中から互選により定める。ただし、連盟事務局所在都市は、幹事都市を兼ねることはできないものとする。

3 加盟都市が災害等により被災した場合は、次に定めるところにより、応援の要請を行うものとする。

(1) 連盟事務局所在都市

(2) 連盟事務局所在都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの幹事都市

(3) 連盟事務局所在都市及び被災市町が属するブロックの幹事都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの副幹事都市

- (4) 前3号の都市のいずれも被災した場合は、他のブロックの幹事都市
- 4 前項の規定により応援の要請を受けた連盟事務局所在都市又は幹事都市若しくは副幹事都市（以下「災害時事務局」という。）は、速やかに各ブロックの幹事都市と応援体制について協議をする。

（相互応援の内容）

第4条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあつせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設等の提供及びあつせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあつた事項

（応援の要請等）

第5条 応援の要請は、応援を必要とする加盟都市が次の事項を明らかにし、口頭で応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援を必要とする場所
 - (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の応援の要請の有無にかかわらず、加盟都市において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、他の加盟都市は自主的な状況の判断に基づき応援を開始することができるものとする。
- 3 前項の規定により応援を開始した加盟都市は、速やかに災害時事務局に報告するものとし、災害時事務局はその後の支援体制を各ブロックの幹事都市と協議するものとする。

（指揮）

第6条 第4条第4号の規定により派遣された職員は、応援要請市町長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、法令その他特別に定めのある場合を除き、原則として応援を受けた加盟都市の負担とする。ただし、応援を実施した加盟都市が費用負担を行うこととした場合においては、この限りでない。

(交流)

第8条 加盟都市は、この協定を実効性のあるものとするため、平常時から地域間交流に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、加盟都市が協議してこれを定めるものとする。

2 この協定書の内容に疑義が生じた場合も前項と同様とする。

附 則 (平成9年8月24日締結)

この協定は、平成9年8月24日から実施する。

附 則 (平成24年6月5日締結)

この協定は、平成24年6月5日から実施する。

附 則 (平成29年10月19日締結)

この協定は、平成29年10月19日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、各市町長記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年10月19日

別府市長
伊東市長
熱海市長
奈良市長
京都市長
松江市長
芦屋市長
松山市長
軽井沢町長
日光市長
鳥羽市長

15-5 三重県水道災害広域応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、洪水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を盛り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

- 2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。
- 3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

- 2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。
- 3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

- 2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。
- 3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

(本部等の設置)

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

- 2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。
- 3 本部は、環境安全部内は、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、洪水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

(応援)

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

- 2 プロダックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めるとき、本部へ応援を要請する。
- 3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。
- 4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。
- 5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

- 2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。
- 3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめ、本部又は委員会へ報告するものとする。

(応援の内容)

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

- 2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。
 - (1) 応急給水作業
 - (2) 応急復旧作業
 - (3) 応急給水及び復旧用資機材の貸出
 - (4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
- 3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2及び第3号様式）により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

- 2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携帯するものとする。

- 2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

(受援体制)

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

- 2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理

するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。
 - (2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。
 - (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。
 - (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。
- 2 前項各号の定めにより難しいときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

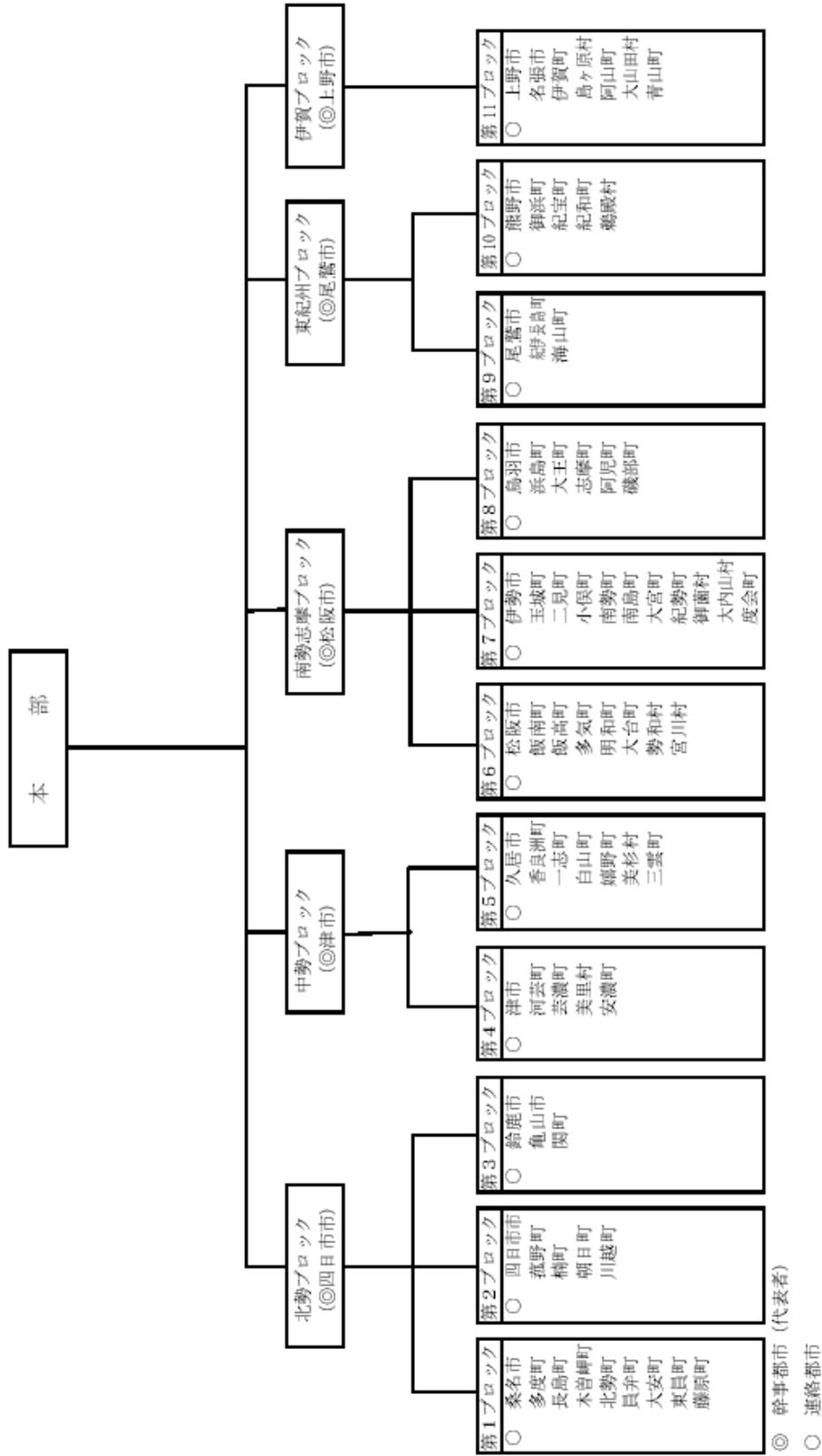
第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書70通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月21日

三 桑 多 長 本	重 名 長 岡	栗 市 町 町	知 市 町 町	平 長 長 長	北 水 伊 古 加 太 日	川 谷 藤 村 藤 田 冲 藤 上 部 木 達 田 藤 中 水 藤 倉 山 野	正 宗 仙 昭 壽 仁 正 哲 忠 誠 信 亮 孝 康 雅 義 英	蒸 元 隆 七 登 夫 明 清 實 俊 夫 行 剛 郎 博 栄 太 哉 雄 智 安 雄 夫
-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	---------------------------------	--	---	---

三重県水道災害広域応援組織図



(別記第1号様式)

年 月 日

様

(市町村等名)

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について
このことについて、下記により応援を（要請・報告）いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町村等名 (事後報告のみ記載する)				
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他	
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台、 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 ()			
	応援復旧 資機材 () 応援職員 (監督員 人、配管工 人) 工事業者 (班 人)			
	応援期間 日間 (月 日～ 月 日)			
応援場所 (集合場所)				
その他要望及び注意事項 応急給水用水の確保 (可能、不可) 食糧、宿舍の確保等 ()				

- 2 連絡先 ()
3 連絡方法 ()
4 応援ルートの指定 (案内図を添付すること)

15-6 三重県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防組合（以下「市町等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、三重県全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害とは、次の各号に定める災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害及び事故等により被害が発生した市町等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町等の応援の必要がある災害

(応援隊の編成)

第4条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊（以下、「応援隊」という。）によるものとする。ただし、消防団の応援については、地域実情に応じて行い、その出動については市町の長、消防長又は消防署長の命令によりものとし、この協定の経費負担に関する事項のみ適用するものとする。

(応援要請)

第5条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、第3条第1号の災害が発生した場合、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に知事を通じて応援要請を行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する要請があった場合、受援側の長、応援側の長及び代表消防機関の長に対し必要な指導及び連絡調整を行うものとする。
- 3 受援側の長は、第3条第2号の災害が発生した場合、隣接する市町等の長に応援要請を行うことができる。この場合において、隣接市町等の長（以下「隣接応援側の長」という。）がその災害等の発生を覚知し、応援隊を派遣した時は、これを要請に基づく応援とみなす。

(いとまなき場合の応援)

第6条 応援側の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援隊を出動させることができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

2 知事又は代表消防機関の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援側の長に応援隊の出動を要請することができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

(応援要請方法等)

第7条 応援要請方法等、この協定の実施に必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に基づくものとする。

2 前項の計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町等の消防長が協議して定めるものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援側の長は、第5条第1項、第3項又は第6条第2項の規定により応援要請を受けたとき、応援側の市町等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、第5条第1項又は第6条第2項の要請を受け応援隊を派遣する場合、知事及び代表消防機関の長に対し、出動部隊、隊員の氏名、無線の呼び出し名称等必要な事項について報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、受援側の長又はその委任を受けた者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接行うことができるものとする。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮を受け活動した場合、その結果について適宜、受援側の長又はその委任を受けた者に報告するものとする。

(経費負担)

第10条 この規定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号によるものとする。

(1) 受援側の長が負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費、食料費
- イ 当該応援のために特別に必要となった修理費
- ウ 賞じゅつ金等(当該対象となるものが属する市町等の条例に基づき算出した額と

する。)

エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援側の市町等に対して当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額とする。)

ただし、応援側の市町等の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は応援側の市町等の負担とする。

オ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等資材費

(2) 応援側の長又は隣接応援側の長が負担する経費

ア 旅費、出動手当

イ 公務災害補償に要する経費

ウ 被災地への移動中及び被災地からの帰還中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費

(事務局)

第 11 条 この協定の円滑な実施を図るため、本協定に関する事務局を三重県に置くものとする。

(疑義)

第 12 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができるものとする。

(他の協定との関係)

第 13 条 この協定を締結した市町等が、当該市町等の間で締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

(代表消防機関)

第 14 条 この協定に規定する代表消防機関は、四日市市消防本部とする。

2 代表消防機関が、その任務を遂行できない場合には、津市消防本部又は知事が指名した消防本部が代行消防機関としてその任務を遂行するものとする。

平成19年3月1日

附則

- 1 この協定は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 この協定の締結に伴い、平成10年7月1日に締結した「三重県内消防相互応援協定」は、廃止する。
- 3 この協定の成立を証するため協定書35通を作成し、県及び協定市町等において各1通を保管する。

三重県	三重県知事 野呂昭彦		鈴鹿市	鈴鹿市長 川岸光雄	
津市	津市長 松田誠孝		名張市	名張市長 堀井利博	
四日市市	四日市市長 井上哲夫		尾鷲市	尾鷲市長 伊藤元久	
伊勢市	伊勢市長 森下誠生		亀山市	亀山市長 田中純太	
松阪市	松阪市長 下村 徹		鳥羽市	鳥羽市長 水田久生	
桑名市	桑名市長 水谷 孝		熊野市	熊野市長 朝上敦士	

15-7 災害発生時における鳥羽市と鳥羽市内郵便局の協力に関する協定

三重県鳥羽市（以下「甲」という。）と鳥羽市内郵便局（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

災害支援協力に関する覚書（平成10年12月25日締結）は廃止する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、鳥羽市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項^(注)

(7) 鳥羽郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

(8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(9) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 鳥羽市 防災担当課長

乙 日本郵便株式会社 鳥羽郵便局 総務部課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成30年1月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
市長

申村 欣一郎 

乙 三重県鳥羽市鳥羽四丁目1番8号
日本郵便株式会社
鳥羽郵便局
局長

前川 徹也 

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 鳥羽市役所 電話：0599-25-1118

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお返みてください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

_____年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 鳥羽郵便局 総務部 電話：0599-25-5246

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は郵便番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお返みてください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

15-8 三重県市町村災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応援措置が実施できないと認められるとき、三重県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとし、県は当該市町村が行う応援活動を支援するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・救援・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設などの応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な医療職、技術職等の職員並びに情報収集及び連絡事務等に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- (6) 火葬場の提供
- (7) ボランティアの受入支援に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により県に要請し、後に文書（様式1）を速やかに送付するものとする。ただし、県に要請するいとまがないときは、被災市町村は直接応援可能な市町村に要請し、事後速やかに県に報告するものとする。

- 2 要請を受けた県は、被災市町村の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、応援可能な市町村に応援要請を依頼するものとする。
- 3 県は被災市町村から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町村に送付するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手続、交通情報等
 - イ 人員の旅遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、運送手段、交通情報等
 - ウ その他必要な事項
- 4 県は応援市町村との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町村に口頭又は電話等で伝達し、後日速やかに応援通知書（様式2）を交付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 周辺市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・把握を行うものとする。

- 2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、災害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、県と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員などの応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場所における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員などの派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援市町村が協議して定める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した災害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第6条 県および市町村は、この協定に基づき応援が円滑におこなわれるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催するよう定めるものとする。

(訓練の参加)

第7条 市町村は、この協定に基づき応援が円滑におこなわれるよう、県及び他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力をを行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県と市町村とがすでに締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成12年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、県知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保有するとともに各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成12年9月1日

三重県知事 北川 正 泰
三重県市長会会長 水 谷 光 男
三重県町村会会長 柏 木 廣 文

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事あて

応援要請市町村長

応 援 要 請 書

三重県市町村災害時相互応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1. 応援を要請する理由

2. 添付書類

○被害状況

○応援要請、計画書

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

F A X 番号

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

応援要請市町村長 あて

三重県知事

応 援 通 知 書

三重県市町村災害時相互応援協定に基づき、平成 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請についての要請を受諾し、下記のとおり応援を行うこととしましたので通知します。

記

1. 応援市町村名及び応援内容

2. 添付書類

○応援要請・計画書

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

F A X 番号

15-9 災害時における避難場所の相互の利用についての覚書

覚 書

鳥羽市(以下「甲」という。)と伊勢市(以下「乙」という。)とは、災害時における避難場所の相互の利用について、次のとおり覚書を交換する。

(趣旨)

第1条 災害時において、甲(又は乙)の住民が避難する場合、乙(又は甲)の避難所に避難する方がより安全であると判断できるときは、甲、乙双方の住民は、相互に避難場所を利用できるものとする。

(避難事由)

第2条 避難しようとする甲(又は乙)の住民が、乙(又は甲)の避難場所を利用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 甲(又は乙)の避難所より乙(又は甲)の避難所への移動距離が近いとき
- (2) 道路冠水や浸水等風阻の被害状況により、乙(又は甲)の避難場所に避難する方がより安全に避難できるとき
- (3) 甲(又は乙)の住民が、観光や仕事等で乙(又は甲)に滞在中に災害に遭遇したとき

(避難の期間)

第3条 甲(又は乙)が乙(又は甲)の避難場所を利用できる期間は、緊急やむを得ない期間とし、災害による危険がなくなったと認められる時、又は避難者を退入させた乙(又は甲)の判断で避難所を閉鎖するときは、直ちに当該避難所を退去するものとする。

(報告義務)

第4条 甲(又は乙)の住民が、乙(又は甲)の避難場所を利用しようとするときは、避難者の人数、年齢、性別、避難時間等を乙(又は甲)に通報する。また甲(又は乙)が避難所を閉鎖している最中、避難者の中に乙(又は甲)からの避難者があることが判明したときは、その旨乙(又は甲)に通報することとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度両市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第6条 この協定は、平成18年12月10日から効力を生じるものとする。

この覚書の締結を証するため、本通を2通作成し、双方記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成18年12月10日

鳥羽市長 丹 村
伊勢市長 水 谷 勉



15-10-(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

〈目的〉

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内 の市町村、一般事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、（ ）災害一般廃棄物の処理を円滑に実施するための広域連携活動について必要な事項 を定める。

〈定義〉

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等 が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認めらるる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び特施
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣及び処理業者の特施
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理 に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受 け、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域 とする。

〈広域応援体制の組織〉

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県、市をそれぞれブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの 応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対 策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡 本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の置するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要ないと判断さ れる場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本 部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部 が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

〈本部〉

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部を、 副本部長は環境森林部管 理課課長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。
- 3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

〈現地連絡本部〉

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

- 2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。
- 3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

（応援業務）

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況及び応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が重複近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。

3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。

4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者側の調整等の便宜を図ることにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。

6 応援要請は、次の条項をできる限り明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行われ、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援要請の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、互換の方向性については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。

3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づき応援界を締結するものではない。

（民間業者への協力要請）

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づき応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

（県の組織変更に伴う措置）

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定等の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境、森林部管理課課長と同等の役職の職員を充てるものとする。

（市町村等の組織変更に伴う措置）

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等が構成される場合には、新たに

構成する市町村等はこの協定を承認したものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

津市長	近藤 康雄
四日市市長	井上 哲夫
伊勢市長	那藤 光徳
松阪市長	下村 猛
桑名市長	水谷 元
上野市長	今岡 颯之
鈴鹿市長	川岸 光男
名張市長	亀井 利克
尾鷲市長	伊藤 允久
亀山市長	田中 亮太
鳥羽市長	井村 均
熊野市長	河上 敦二
久居市長	池田 幸一
いなべ市長	日神 清
志摩市長職務執行者	西井 一衛
多度町長	鷲野 利彦
長島町長	平野 久克
木曾町町長	古村 登
東員町長	佐藤 均
菟野町長	服部 忠行
額日町長	田代 兼二朗
川越町長	山田 信博
関町長	清水 孝哉
河芸町長	長谷川 政春
芸濃町長	横山 雅宏
美里村長	黒川 和義
安濃町長	梅野 武司
香良洲町長	鈴木 一司
一志町長	前山 禮三
白山町長	棚本 知順
越前町長	笹井 健司

美杉村長	結 城 敏
三雲町長	市 川 庄 一
飯南町長	中 野 孝 是
飯高町長	宮 本 里 美
多気町長	長谷川 順 一
明和町長	木戸口 儀 澄
大台町長	古 家 孟
勢和村長	林 道 郎
宮川村長	尾 上 武 義
玉城町長	中 瀬 信 一
二見町長	辻 三 千 宣
小俣町長	奥 野 英 介
南勢町長	川 口 米 人
南島町長	稲 葉 輝 喜
大宮町長	柏 木 廣 文
紀勢町長	谷 口 友 見
御園村長	中 北 隆 敏
大内山村長	小 倉 文 也
度会町長	大 野 幸 茂
伊賀町長	垂 井 正
島ヶ原村長	稲 森 稔 夫
阿山町長	内 保 博 仁
大山田村長	福 岡 達 雄
青山町長	猪 上 泰
紀伊長島町長	奥 山 始 郎
海山町長	塩 谷 龍 生
御浜町長	北 裏 公 敦
紀宝町長	新 宅 孝 嗣
紀和町長	下 川 勝 三
鷺殿村長	西 田 健

朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター

組合長 山 田 信 博

大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合

管理者 古 家 孟

紀伊長島町海山町し尿共同処理組合

組合長 奥 山 始 郎

朝明広域衛生組合

組合長 井 上 哲 夫

松阪市ほか六か町村衛生共同組合

管理者 下 村 益

菊秩間環境整備施設組合

管理者 木戸口 儀 澄

津市ほか四箇町村衛生施設利用組合
 管理者 海野 武 司

伊賀南部環境衛生組合
 管理者 亀井 利 克

上野市ほか4か町村環境衛生組合
 管理者 今岡 睦 之

南牟婁清掃施設組合
 管理者 北 裏 公 教

津地区広域圏極大ごみ処理施設組合
 管理者 近 藤 康 雄

久居地区広域衛生施設組合
 代表理事 池 田 幸 一

桑名広域清掃事業組合
 管理者 水 谷 元

安芸美地区清掃処理施設利用組合
 管理者 横 山 雅 宏

香肌奥伊勢資源化広域連合
 連合長 林 道 郎

鳥羽志勢広域連合
 連合長 井 村 均

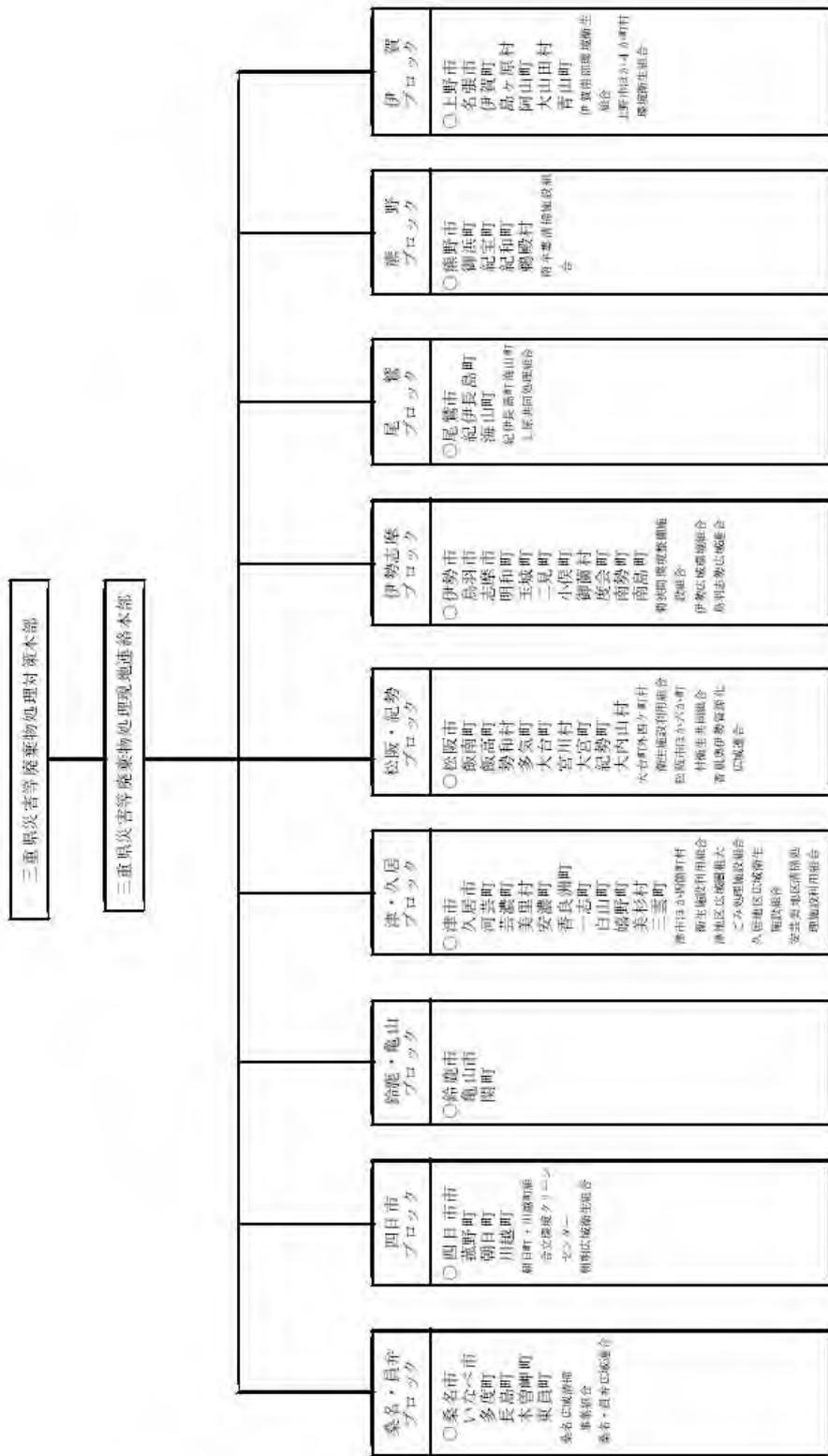
桑名・員弁広域連合
 連合長 水 谷 元

伊勢広域環境組合
 管理者 加 藤 光 徳

三重県知事 野 呂 昭 彦

別表

三重県災害等廃棄物処理応援体制組織図



(注) 1. ○印を付した市は、故在書第3条第1項の規定に基づき各ブロックの幹事市とする。
 2. 三雲町と明和町のし尿処理については、松阪市ほか6ヶ町村衛生共同組合に加入のため、し尿処理の場合松阪・紀勢ブロックに加入。

(様式第1号)

年 月 日

三重県知事 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援調整要請について

このことについて下記により応援調整を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画 <必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項目	内 容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> 収集車の種類等 (t車 台) (必要人員 名) (t車 台) (必要人員 名) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日 応援要請場所
一次保管	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び保管量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び焼却等中間処理量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び最終処分量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車の種類等 (t車 台) (必要人員 名) (t車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
処理	<ul style="list-style-type: none"> ・処理量 (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

3 連絡先

市町村等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

4 その他必要事項

(様式第 2 号)

年 月 日

(市町村等名) 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援要請について

このことについて下記により応援を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画 <必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項目	内 容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> 収集車の種類等 (t車 台) (必要人員 名) (t車 台) (必要人員 名) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日 応援要請場所
一次保管	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び保管量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び焼却等中間処理量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び最終処分量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車の種類等 (t車 台) (必要人員 名) (t車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
処理	<ul style="list-style-type: none"> ・処理量 (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

3 連絡先

市町村等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

4 その他必要事項

15-10-(2) 三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書

三重県災害等廃棄物処理応援協定書第7条第2項の規定に基づき、次のとおり取り決めるものとする。

第1条 応援市町村のごみ処理に要する経費は、1トナ当たり10,000円とする。

第2条 前条の規定については、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成16年10月29日

津市長	近藤康雄
四日市市長	井上哲夫
伊勢市長	加藤光範
松阪市長	下村 猛
桑名市長	水谷 元
上野市長	今岡 隆之
鈴鹿市長	川岸 光男
名張市長	亀井利寛
尾鷲市長	伊藤允久
亀山市長	田中 亮太
鳥羽市長	井村 均
熊野市長	河上 敬二
久居市長	池田 幸一
いなべ市長	日津 潜
志摩市長職務執行者	
	西井 一 敏
多度町長	鷲野 利彦
長島町長	平野 久寛
木曽岬町長	古村 登
東員町長	佐藤 均
菟野町長	服部 忠行
瀬日町長	田代 兼二郎
川越町長	山田 信博
関町長	清水 季哉
河芸町長	長谷川 政春
芸濃町長	横山 雅宏
美里村長	黒川 和義
安濃町長	海野 武司
香良洲町長	鈴木 一司
一志町長	前山 禮三
白山町長	岡本 知順
鷺野町長	笹井 健司

美杉村長	結 城 敏
三雲町長	市 川 正 一
飯南町長	中 野 孝 足
飯高町長	宮 本 眞 美
多気町長	長谷川 順 一
明和町長	木戸口 眞 澄
大台町長	古 家 孟
勢和村長	林 浩 郎
宮川村長	尾 上 武 義
玉城町長	中 瀬 信 一
二見町長	辻 三千宣
小俣町長	奥 野 英 介
南勢町長	川 口 采 人
南島町長	稲 葉 柳 啓
大宮町長	稲 木 廣 文
紀勢町長	谷 口 友 見
御薗村長	中 北 隆 敏
大内山村長	小 倉 文 也
度会町長	大 野 幸 茂
伊賀町長	垂 井 正
島ヶ原村長	稲 森 稔 夫
駒山町長	内 保 時 仁
大山田村長	福 岡 達 雄
青山町長	猪 上 泰
紀伊長島町長	奥 山 始 郎
滝山町長	塩 谷 龍 生
御浜町長	北 塚 公 教
紀宝町長	新 宅 孝 嗣
紀和町長	下 川 勝 三
鷺鷥村長	西 田 健

朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター
組合長 山 田 信 博

菊狭間環境整備施設組合

管理者 木戸口 眞 澄

伊勢南部環境衛生組合

管理者 龜 井 利 浩

土野市(江)14方面環境衛生組合

管理者 今 岡 謙 之

南牟婁清掃施設組合

管理者 北 條 谷 教

津原地区広域圏粗大ごみ処理施設組合

管理者 高 塚 康 雄

公居地区広域衛生施設組合

代表理事 池 田 崇 一

桑名広域清掃事業組合

管理者 水 谷 五 五

安芸奥地区清掃処理施設利用組合

管理者 櫻 口 雅 宏

香取県伊勢新田化装品組合

連合長 林 達 郎

尾北志勢広域連合

連合長 井 村 均

伊勢広域環境組合

管理者 加 藤 光 徳

三重県知事 野 呂 昭 彦

15-11 三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書

三重県災害等廃棄物処理応援協定書第7条第2項の規定に基づき、次のとおり取り決めるものとする。

第1条 応援市町村のし尿処理に要する経費は、1キロリットル当たり 2,000 円とする。

第2条 前条の規定については、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成17年3月1日

津市長	近藤康雄
四日市市長	井上哲夫
伊勢市長	加藤光徳
松阪市長	下村猛
桑名市長	水谷元
伊賀市長	今岡睦之
鈴鹿市長	川岸光男
名張市長	亀井利克
尾鷲市長	伊藤允久
亀山市長	田中亮太
鳥羽市長	井村均
熊野市長	河上敢二
久居市長	池田幸一
いなべ市長	日沖靖
志摩市長	竹内千尋
木曾岬町長	古村登
東員町長	佐藤均
菰野町長	服部忠行
朝日町長	田代兼二郎
川越町長	山田信博
関町長	清水孝哉
河芸町長	長谷川政春
芸濃町長	横山雅宏
美里村長	黒川和義
安濃町長	海野武司
香良洲町長	鈴木一司
一志町長	前山禮三
白山町長	岡本知順

多気町長	長谷川 順 一	津市ほか四箇町村衛生施設利用組合
明和町長	木戸口 眞 澄	管理者 海 野 武 司
大台町長	古 家 孟	伊賀南部環境衛生組合
勢和村長	林 道 郎	管理者 亀 井 利 克
宮川村長	尾 上 武 義	久居地区広域衛生施設組合
玉城町長	中 瀬 信 一	代表理事 池 田 幸 一
二見町長	辻 三 千 宣	
小俣町長	奥 野 英 介	鳥羽志勢広域連合
南勢町長	川 口 米 人	連合長 井 村 均
南島町長	稲 葉 輝 喜	桑名・員弁広域連合
大紀町職務執行者	小 倉 文 也	連合長 水 谷 元
御菌村長	中 北 隆 敏	伊勢広域環境組合
度会町長	大 野 幸 茂	管理者 加 藤 光 徳
紀伊長島町長	奥 山 始 郎	三重県知事 野 呂 昭 彦
海山町長	塩 谷 龍 生	
御浜町長	北 裏 公 教	
紀宝町長	新 宅 孝 嗣	
紀和町長	下 川 勝 三	
鷺殿村長	西 田 健	
奥伊勢広域行政組合		
管理者	古 屋 孟	
紀伊長島町海山町し尿共同処理組合		
組合長	奥 山 始 郎	
朝明広域衛生組合		
組合長	井 上 哲 夫	
松阪地区広域衛生組合		
管理者	下 村 猛	

15-12 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）とイオン株式会社鳥羽店（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の大規模災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有または供給可能な物資とする。

- （1）衣料・寝具類
- （2）食料品
- （3）日用品等
- （4）その他甲が必要と認める物資

（調達要請の方法等）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別紙1の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（調達要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は甲からの第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資は、乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の物資調達の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲、乙協議のうえすみやかに行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決める。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年8月30日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1番1号
鳥羽市役所
鳥羽市長 木田 久主一

乙 愛知県名古屋市中区錦2丁目4番16号
イオン株式会社
中部カンパニー 中南勢事業部
事業部長 檜皮 淳一

15-13 災害時協力協定

独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した大規模自然災害時等において、乙は甲の協力を求め、防災対策を円滑に行うため協定を締結する。

1. 甲は、次の事項について協力する。
 - (1) 災害発生時における被災者を救援するため、鳥羽丸等所管する船舶を運航すること。
 - (2) 災害発生時における被災者を救援するための要員確保等体制を整備すること。
 - (3) 避難住民受け入れに伴う支援を行うこと。
 - (4) 救助要員の活動拠点や物資等の集積又は集配場所として支援すること。
 - (5) その他必要に応じ、支援すること。
2. この協定は、甲と乙が押印した日に発効する。

ただし、甲と乙は本協定事項について疑義が生じた場合、協議しなければならない。

本協定は2通作成し、両者1通ずつ保管する。

平成18年 9月 1日

甲 鳥羽市池上町1番1号
独立行政法人 国立高等専門学校機構
鳥羽商船高等専門学校長
山田 猛敏

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長
木田 久主一

15-14 災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書

三重県知事 野呂昭彦（以下「甲」という。）と三重県鳥羽市長 木田久主一（以下「乙」という。）とは、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という）が発動された場合に災害救助用米穀等（政府米、乾パン、乾燥米飯）の緊急引渡しを円滑に実施するため、次の事項について協定し互いに誠意をもってその履行を確約するものとする。

記

- 1 乙は災害地の罹災者並びに救助作業、災害防止及び緊急復旧作業の従事者に対し応急食料の供給を実施する必要があると認めたときは、事前に甲に所定の手続きをし、甲の指示を受けるものとする。ただし、乙が交通・通信の途絶のため事前に甲の指示を受けられず、災害救助法又は国民保護法発動期間中に災害救助用米穀等の供給を実施する必要がある場合は当該地域を管轄する三重農政事務所消費流通課長、地域第一課長、地域第二課長又は政府指定倉庫の責任者に対し直接文書により要請し、緊急引渡しを実施することができるものとし、事後すみやかに甲に所定の手続きをするものとする。
- 2 乙が1により緊急引渡しを要請し、災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、乙は速やかに倉庫別取引数量をとりまとめ当該米穀の全数量について、予定価格を基準として総合食料局長が決定した価格により買受けするものとする。
- 3 乙は管内届出事業者その他に対して、災害救助用米穀等の供給の実施に関する必要な措置を講じておくものとする。
- 4 甲は必要があると認めたときは、乙に対しその業務又は、経理の状況に関して質問、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告、若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 甲が乙に販売する災害救助用米穀等の価格については、総合食料局長が、災害救助法又は国民保護法が発動された直前の政府売渡予定価格を基準として決定することを原則とし、決定された場合は、甲はすみやかに乙に通知するものとする。中間経費については、現品取扱業者と乙の間に別途契約を締結して精算するものとする。
- 6 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。
 - ア 災害救助法が発動された場合
延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

- (ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと
 - (イ) 自衛隊の派遣が行われていること
 - (ウ) 乙から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること
- イ 国民保護法が発動された場合
延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、甲が乙と協議の上決定するものとする。

7 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行なわないものとする。

ただし、乙が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため乙からの引渡し要請があった場合は、当該事故品の引渡しをできるものとする。

8 この協定の期間は、平成18年11月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも文書による申し立てがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。

9 この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙各々その1通を所持するものとする。

平成18年11月1日

甲 三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 三重県鳥羽市長 木 田 久 主 一

15-15 維持管理の委託に関する協定書

三重県（以下「甲」という）と鳥羽市（以下「乙」という）は、鳥羽市内における沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業実施区域の維持管理の委託にあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難路、避難地施設の適切な維持管理等について必要な事項を定め、津波発生時において安全な避難を確保することを目的とする。

（維持管理）

第2条 乙は、事業実施区域内の施設について常時良好な状態に保つよう努めなければならないものとし、次の各号に定める維持管理については、乙の責任において行うものとする。

- 2 施設の通常的な維持管理等（除草・倒木及び落石の除去等）は乙が行うものとする。
- 3 前項に規定する維持管理に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 自然災害による施設の破損（軽微な破損は除く）及び亡失については、甲が復旧するものとする。ただし、乙の必要により乙の費用負担において応急復旧を行うことを妨げないものとする。

（協定の効力発生時期）

第3条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年 3月30日

（甲）三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野呂 昭彦



（乙）三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一



施 行 箇 所 一 覧 表

番号	実施年度	工事番号	施 行 箇 所
1	H16	第14号	鳥羽市 小浜町 字 北ノ上 地内
2	H16	第15号	鳥羽市 安楽島町 字 細田 地内
3	H16	第21号	鳥羽市 相違町 字 魚見岡 地内
4	H17	第1号	鳥羽市 桃取町 字 高地 地内
5	H17	第2号	鳥羽市 菅島町 字 中村谷 地内
6	H18	第1号	鳥羽市 鳥羽四丁目 字 樋之山尾崎 地内

15-16 水道災害等における応援協定

鳥羽市水道事業（以下「甲」という。）と鳥羽市水道組合（以下「乙」という。）とは、地震・津波・濁水・事故等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合を想定し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する水道施設（特に管路等）に災害が発生した際に、施設の機能の確保、及び回復を速やかに実施し、2次災害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 甲及び乙は、災害が発生し、緊急を要する場合の定義は、以下のとおりとする。

2 災害が発生し、即時的な対応が求められ、対応の遅延により、被害拡大が予想される場合。

（対象となる災害）

第3条 本協定書の対象となる災害は、災害発生により、水道施設の機能の確保が損なわれ、被害拡大が予想される場合とする。

（協力要請）

第4条 甲は、乙の所属会員が所有する水道用資機材及び労力の応援が必要とするときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の協力要請は、鳥羽市水道災害応援協定要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、その他の方法で要請することが出来る。

（緊急応援体系図）

第5条 甲、乙は、協力要請や情報共有のため、「緊急応援体系図」（様式第2号）を作成し、円滑な運用に努める。

2 乙は、前項により作成した資料に変更が生じた場合は、その都度変更し、甲に提出するものとする。

（調査、災害応急復旧工事等の実施）

第6条 乙は前項の協力要請が甲から提出された場合は、直ちに「緊急応援体系図」に則り、甲の指示に従い調査ならびに、災害応急復旧工事を実施するものとする。

但し、緊急を要する場合で、連絡が不可能である場合は、乙の判断により、2次災害の被害拡大を防止する為に、調査及び災害応急復旧工事を実施するものとする。

2 前項に規定する緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施される2次災害の被害拡大を防止するための災害応急復旧工事及び調査については、原則として被災後3日以内に着手前の状況、施行数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議し要請書を作成するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙が、前条において実施された調査ならびに、災害応急復旧工事についての費用は、所属会員から提出された資料の内容を確認し、鳥羽市水道課の積算基準により行う。

2 現場が危険であると判断したときは速やかに帰還すること。又、その後安全であると判断したときは調査、復旧する。

3 実施された調査ならびに、災害応急復旧工事についての契約は、乙の所属会員と締結するものとする。

(活動等の報告)

第8条 本協定第6条に基づいて、乙の所属会員が調査ならびに、災害応急復旧工事を実施し、その業務が完了したときは、災害活動報告書(様式第3号)をもって甲に速やかに、報告するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確に行う為に、事前に連絡責任者を定めておくものとする。

2 前項の規定により、甲は水道課長、乙は鳥羽市水道組合会長とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から期間満了の日までとする。但し、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から書面をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年8月1日

甲 鳥羽市大明東町1番6号
鳥羽市水道事業
鳥羽市長 木田 久主一 ㊟

乙 鳥羽市安楽島町1263
鳥羽市水道組合
会 長 株木下水源
代表取締役 木下 晃 ㊟

(様式第1号)

鳥羽市水道災害応援協定要請書

年 月 日

鳥羽市水道組合
会長 様

鳥羽市水道事業
鳥羽市長

水道災害等における応援協定第4条により要請します。

1. 場 所
2. 状 況
3. 要請内容
4. そ の 他

受 諾 書

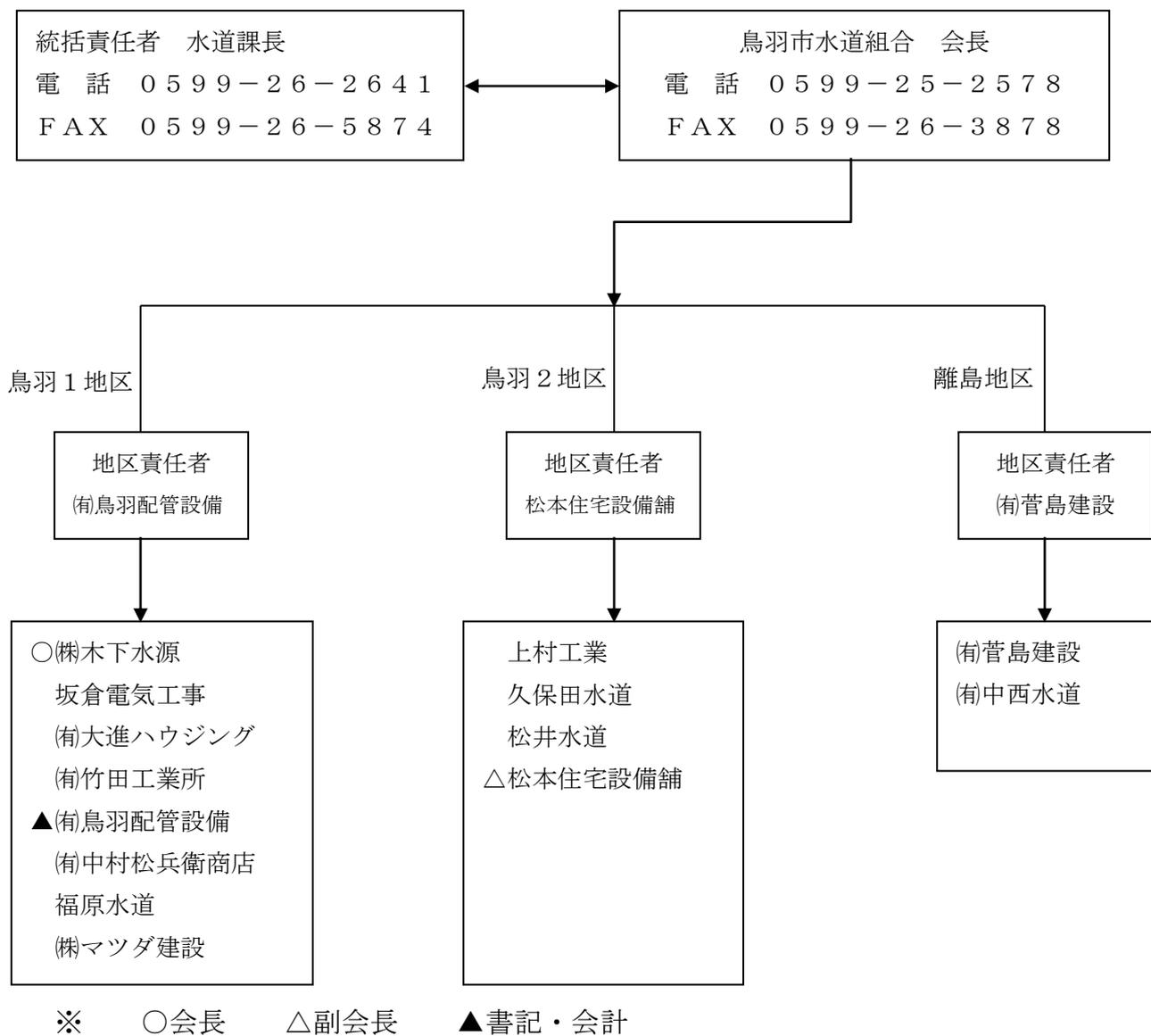
鳥羽市水道事業
鳥羽市長 様

上記の要請について同意し、水道災害等における応援協定第6条により作業を実施します

年 月 日
鳥羽市水道組合
所属会員

(様式第2号)

緊急応援体系図



鳥羽1地区 堅神、屋内、池上、1丁目～5丁目、幸丘、大明東、大明西、高丘、安楽島、船津、
幸丘、小浜、若杉、岩倉、松尾、河内、白木、
鳥羽2地区 浦村、石鏡、国崎、相差、畔蛸、堅子、千賀
離島地区 坂手、菅島、桃取、答志、神島

災 害 活 動 報 告 書

鳥羽市水道事業
鳥羽市長

様

鳥羽市水道組合
所属会員

_____ ㊞

日 時 (地区)	年 月 日 (午前・午後 時～ 時) (地区名)
位 置	鳥羽市
被害の状況	
周辺への影響	
災害応急復旧工事内容	

以上のおり報告します

15-17 災害時における鳥羽市とかんぼの宿鳥羽との協力に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と かんぼの宿 鳥羽（以下「乙」という。）とは災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に地震その他の災害が発生した場合において、乙が第3条に定める協力を甲に対して行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、鳥羽市内に災害が発生したときは、甲の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は乙の業務に支障を来さない範囲とする。

- (1) 屋内外における避難場所の提供
- (2) 浴場を開放しての入浴の提供
- (3) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (4) その他甲が可能とする協力

2 乙は、第2条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（周知）

第4条 乙は、乙の敷地内に「鳥羽市との協定による災害時避難場所」と明示した案内板を設置し、甲は、本協定の内容について市民に周知するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条

この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては

支配人とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上各1通を保有する。

平成19年10月1日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市長 木田久主一

乙 鳥羽市安楽島町1200-7

かんぼの宿 鳥羽

総支配人 杉下周平

15-18 船舶による災害時等の協力に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と伊勢湾防災株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に定められた災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）に定められた武力攻撃事態等並びに甲が対策を必要と認める事象（以下「災害時等」という。）において、船舶による消火活動並びに海上における人員及び物資の輸送等を確保するために、甲が乙に対して災害時等の業務に関し、協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。ただし、乙は特別な事情により直ちに要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

2 要請により出動した乙の船舶の指揮は、甲が執るものとする。

3 第1項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 船舶の出動が必要な消火業務
- (2) 船舶の出動が必要な油漏れ等の災害対策業務
- (3) 船舶の出動が必要な水難救助業務
- (4) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (5) 災害等救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (6) 災害等応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (7) 前各号に関して甲が実施する訓練業務
- (8) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務報告）

第4条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した協力業務に要した費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、協力業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(賠償)

第7条 甲及び乙は、この業務の履行に関して、自己の責に帰すべき事由により甲、乙又は第3者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において処理するものとする。ただし、天災又は不可抗力により生じた損害の取り扱いについては、甲乙間で別途協議するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、協力業務上知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成19年12月27日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月27日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

乙 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目25番地9号
伊勢湾防災株式会社
専務執行役員 中尾 勝

年 月 日

伊勢湾防災株式会社 様

要請者 鳥羽市長

船舶による災害時等の協力に関する要請書

平成19年12月27日に締結した「船舶による災害時等の協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 要請事項

要請内容	要請先	備考

3 連絡先

年 月 日

鳥羽市長 様

報告者 伊勢湾防災株式会社

船舶による災害時等の協力に関する業務報告書

平成19年12月27日に締結した「船舶による災害時等の協力に関する協定」第4条に基づき、下記のとおり協力業務を実施しましたので報告します。

記

1 業務期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 業務事項

業務内容	業務先	備考

3 連絡先

15-19 災害時における覚書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県立鳥羽高等学校（以下「乙」という。）とは、災害発生時に、甲が一時立ち退き場所及び避難所（以下「避難所等」という。）として乙の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を締結する。

（避難所等）

第1条 甲は、鳥羽市内に地震、津波、豪雨、洪水等の災害が発生し、住民の避難が必要と判断される場合、乙が管理する次の施設を避難所等として使用することができる。

- | | | |
|--------------------|------------|-----|
| (1)地震、津波時の一時立ち退き場所 | 三重県立鳥羽高等学校 | 校庭 |
| (2)地震、津波時の避難所 | 三重県立鳥羽高等学校 | 体育館 |
| (3)暴風、豪雨、洪水等の避難所 | 三重県立鳥羽高等学校 | 体育館 |

（避難所等の開設）

第2条 甲は第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に文書又は口頭により乙に報告しなければならない。

（避難所等の管理）

第3条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲は、避難所等を開設したときは、現場における管理運営責任者を定め、乙に報告しなければならない。

（避難所等解消の努力）

第4条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等としての使用の終了）

第5条 甲は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、文書又は口頭で通知するとともに、その施設を原状回復し、乙の確認を受けなければならない。

（非常用通信の確保・管理）

第6条 甲は、避難所等に非常用の通信を確保するものとする。

- 2 前項の通信手段は、鳥羽市防災行政無線（陸上移動局）とし、乙の管理とする。

(覚書の期間)

第7条 この覚書の期間は平成20年4月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも文書による申し立てがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 4月 1日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長 木田久主一

乙 鳥羽市安楽島町1459

三重県立鳥羽高等学校

校長 辻村大智

15-20 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と鳥羽志勢広域連合（以下「乙」という。）、中部電力株式会社（以下「丙」という。）及び西日本電信電話株式会社三重支店（以下「丁」という。）は、地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の確保と使用に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害復旧に資するため、乙が所有し管理する用地等を、丙又は丁の災害復旧用オープンスペース（工事用資機材の設置を含む。）として甲の責務において確保し、電気、通信等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表に掲げるとおりとする。

（使用要請）

第3条 丙又は丁が災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、甲に対して、あらかじめ定められた様式の書面により使用要請を行うものとする。

ただし、書面による使用要請ができない場合は、口頭等で要請した後、すみやかに定められた様式の書面を提出するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

（使用方法）

第4条 丙及び丁は、前条においてそれぞれ認められた同一の災害復旧用オープンスペースを同時期に使用する場合は、丙、丁協議してそれぞれの使用範囲、方法等を定めるものとする。

2 丙又は丁は、災害復旧用オープンスペース内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、甲乙と協議して使用内容、期間等を定めるものとする。

3 丙又は丁は、災害復旧用オープンスペース又は施設内に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲乙と協議のうえ、それぞれが自己の責任と負担において設置できるものとする。

（無償使用）

第5条 乙は、災害復旧用オープンスペース及び施設を、丙及び丁に無償で使用させるものとする。

(原状回復)

第6条 丙又は丁は、災害復旧用オープンスペース又は施設を返還する場合は、それぞれ自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第4条第3項により設置した設備は、自己の責任と負担において速やかに撤去するものとする。

(損害賠償)

第7条 丙又は丁は、災害復旧用オープンスペース又は施設の使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、他の当事者または第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成20年8月26日から、その効力を有するものとし、甲、乙、丙又は丁が書面をもって協定の終了を他の当事者に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年8月26日

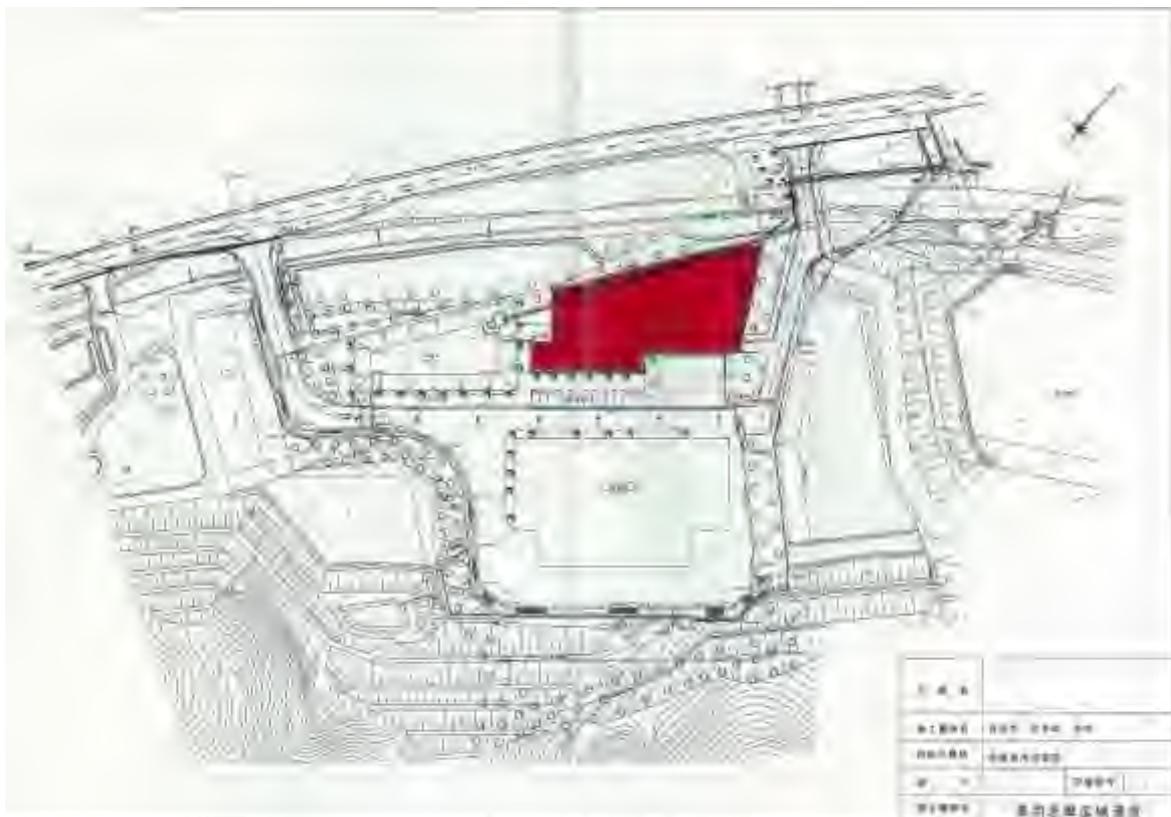
	鳥羽市鳥羽3丁目1-1	
甲	鳥羽市長	木田久圭一
	志摩市磯部町迫間22番地	
乙	鳥羽志勢広域連合長	竹内千尋
	津市丸之内2番21号	
丙	中部電力株式会社	
	執行役員三重支店長	川瀬富治
	津市桜橋二丁目149番地	
丁	西日本電信電話株式会社	
	三重支店長	手島幸哉

別表

災害復旧用オープンスペース一覧表

平成20年8月現在

名 称	所 在 地 番	面 積	所有・ 管理者	備 考
鳥羽志勢クリーンセンター芝生公園	鳥羽市白木町 247-10及び 247-79	2,100 m ²	鳥羽志勢広 域連合長	



様式

年 月 日

鳥羽市長 様

要請者

住所

氏名

印

災害時における災害復旧用オープンスペース使用要請書

平成20年8月26日に締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書」に基づき、下記のとおり使用を要請します。

記

1 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 要請地及び施設名称

名 称	所 在 地 番	面 積	所有者・管理者	備考
鳥羽志勢クリーンセンター 芝生公園	鳥羽市白木町 247-10及び 247-79	2,100 m ²	鳥羽志勢広域 連合長	

※要請地及び施設名称を記載すること。

3 連絡先

以上

15-21-(1) 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県石油商業組合鳥羽支部（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生し、交通が途絶した場合において生じる帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対する一時休憩所、飲料水、トイレ等の提供及び地図等における道路の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路情報等の提供を要請することができる。

2 甲及び乙は、前項に定めない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。ただし、前条第1項の支援に関しては、通信途絶等により要請行為が行えないことが想定されることから、乙は、積極的に帰宅困難者を支援するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、協定履行上知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（協力組合員名簿の提出）

第7条 乙は、所属する組合員のうち、この協定に基づく支援に協力できる者の名簿を毎年1回提出するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成20年10月9日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県鳥羽市鳥羽4丁目14-7
三重県石油商業組合鳥羽支部
支部長 柴山 純一

15-21-(2) 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県石油商業組合鳥羽支部（以下「乙」という。）とは、災害時における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に定められた災害及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要な石油類燃料を調達することができるようにするための事項を定めるものとする。

（協力体制の確保）

第2条 災害時に必要な石油類燃料の調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙の組合員に対して必要な指導を行うものとする。

2 乙は、災害時の石油類燃料の供給に関する協定を締結するにあたり、本協定に協力する組合員（以下「協力組合員」という。）の名簿を作成し、甲の要請に備えることとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において石油類燃料を必要とするときは、乙に対して、石油類燃料の供給及び石油類燃料の運搬について協力を要請することができる。

（要請への協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、石油類燃料の優先供給及び運搬について協力するとともに、協力組合員に必要な指示・指導を行うものとする。

（石油類燃料の供給）

第5条 石油類燃料を優先供給する者は、協力組合員の中から乙が指定するものとする。

（石油類燃料の運搬）

第6条 石油類燃料を運搬する者は、協力組合員の中から乙が指定するものとする。

ただし、乙が指定できない場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

- 2 石油類燃料の引渡しは、甲の指定する場所とし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の規定により乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する対価及び費用は、乙が指定した協力組合員が提出する出荷確認書に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 甲は、第6条の規定により、甲又は乙の指定により石油類燃料の運搬に従事した者が、その責に帰することができない事由により、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協定履行上知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(価格高騰の防止)

第10条 乙は、災害時において石油類燃料価格の高騰の防止に努めるものとする。

(防災意識の向上)

第11条 乙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成20年10月9日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県鳥羽市鳥羽4丁目14-7
三重県石油商業組合鳥羽支部
支部長 柴山 純一

15-22-(1) 災害時における物資提供に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン 株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水（以下「物資」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 鳥羽市内に震度5弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から物資の提供について要請があった時、乙はこの協定の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、鳥羽市内に設置した地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

また、機内在庫以外に乙は、物資を甲の指定する施設へ無償で提供するものとする。無償提供する物資の数量は、甲、乙の協議により決定するものとする。

3 乙は、速やかに協力体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（申請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資（飲料水）提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請することができるものとする。この場合、後日速やかに援助物資（飲料水）提供要請書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成20年10月9日から平成23年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1カ月までに甲乙のいずれからもこの協定の解除の申出がない限り、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年10月9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市役所
鳥羽市長
_____ (印)

乙 名古屋市東区砂田橋四丁目1番47号
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
常務執行役員
営業副本部長
_____ (印)

様式1（第3条関係）

救援物資（飲料水）提供申請書

年 月 日

コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
代表取締役社長 高橋 顕三様

鳥羽市長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第2条第2項の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者（鳥羽市） 応答者（コカ・コーラセントラルジャパン株式会社）	要請者： 応対者：
物資搬入等における鳥羽市担当者	鳥羽市() 氏名 電話
その他	

15-22-(2) 地域貢献型自動販売機の設置に関する覚書

鳥羽市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資提供に関する協定を補完するため、必要な事項について、乙が所有する地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）（以下「自販機」という。）の設置に関し、次のとおり覚書を締結する。

（自販機等設置施設等）

第1条 甲は、乙が自販機を甲の管理する施設に設置し、乙の商品を販売することを承諾する。

自販機設置先については、別途作成する鳥羽市地域貢献型自販機設置一覧表（以下「設置一覧表」という。）のとおりとする。

2 設置する自販機の機種名、管理番号は設置一覧表に記載のとおりとし、自販機の移動・増減の管理は今後、この設置一覧表にて管理するものとする。

（商品販売価格）

第2条 自販機による商品の売価設定は次のとおりとする。

商品形態	単位	売価（税込）
缶・ペット	1本	120円～150円

（行政財産目的外使用料）

第3条 甲は、第1条で定める自販機に係る行政財産目的外使用料については、「災害時の物資提供に関する協定」の趣旨・目的に鑑み免除するものとする。

（電気代相当額）

第4条 乙は、自販機稼動に伴う電気代相当額として1台につき月額2,750円（税込）を年1回甲が送付する納付書にもとづき、その指定する期日までに、その指定する銀行口座へ振込みにより支払うものとし、その振込みに係る手数料は乙の負担とする。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は平成20年10月9日から平成23年3月31日とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙より異議申し立てがないときは自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(商品補充等の維持管理)

第6条 甲は、乙の従業員又は乙の指定する業者が、商品補充・代金の回収・自販機の保全修理のために設置先へ立ち入ることを許可する。

(自販機の保全協力)

第7条 甲は、努めて自販機の保全に協力するとともに、故障発生時には可能なかぎり乙へ連絡するものとする。

(自販機の設置費用等)

第8条 自販機の設置、交換、移動、撤去は乙の費用と責任にて行うものとする。なお、甲・乙双方の承諾なしに、自販機を移動、撤去できないものとする。

(故障時等の措置)

第9条 乙は、自販機の点検に努め、万一故障又は損傷が生じた場合は、速やかに必要な措置をとるものとする。なお、修理に要した費用は、甲の責に帰すべきものを除きすべて乙が負担するものとする。

(覚書の解約)

第10条 自販機設置箇所が甲において公用に供する必要が生じた場合等や、販売数量が著しく減少する等、本覚書の継続が困難な場合は、甲・乙協議の上、本覚書を解約することができるものとする。

(覚書の解除)

第11条 甲・乙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、通知・催告を要せず直ちに、本覚書を解除することができる。

- (1) 本覚書の各条項に違反し、催告されても1ヶ月以内に履行されないとき
- (2) その他、前各号に類する事態が生じ、乙・甲双方に対する信用不安が生じたとき

(解約後の自販機の撤去)

第12条 有効期間満了等により、本覚書を解約した場合、乙は自販機を直ちに撤去する。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本覚書の内容およびこれに付随する一切の事項ならびに甲・乙双方から知りえた秘密事項及び個人情報等を本契約期間中は勿論、本覚書終了後といえども利用してはならず、また、相手方の事前の承諾がない限り第三者に許可なく開示又は漏洩してはならない。

(自販機における売価変更)

第14条 新商品の発売及び売価変更等により、第2条に定める売価以外の商品を自販機で販売する場合は、相互が保管する本覚書の特記欄に変更額を記載することに同意する。

(その他)

第15条 本覚書に定めのない事項については、甲・乙が信義・誠実の原則に基づき協議し、円満に解決するものとする。

平成20年10月9日

(甲) 住 所 三重県鳥羽市鳥羽市三丁目1-1
鳥羽市役所
鳥羽市長 木田 久主一

(乙) 住 所 名古屋市東区砂田橋四丁目1番47号
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
法人営業統括部
法人第一営業部長 菊池 健三

15-23 災害時における協定

鳥取市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等に、甲が一般利用可能な場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としてこの施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

（避難所等）

第1条 甲は、鳥取市内と地震、津波、暴風、洪水等の災害が発生および発生する恐れがあり、在宅や帰宅困難者（以下「住民等」という。）の避難が困難と判断される場合には、乙が管理する下記施設を避難所等として使用することができるものとする。

- 所在地：鳥取市常盤3丁目7番1号
- ビル名：NTT鳥取ビル3楼1部 旧窓口業務室等

【別添図面に示すとおり】

（避難所等の利用）

第2条 甲は、第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に災害又は台風により急に発生しなげなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの条が取り決めの場合には、事後後に報告を要するものとする。

（避難所等の管理）

第3条 避難所等の管理責任は、甲の責任において行うものとする。

- 乙 甲は、避難所等を施設したときは、現場における管理運営責任を定め、乙に報告しなければならない。

（施設の使用料）

第4条 施設の使用料は無料とする。

- 但し、避難所として施設使用する場合には、甲・乙別添協議することとする。

（避難所等としての使用の禁止）

第5条 甲は、第1条に定めた施設について避難所等としての施設用途（住民等には、災害又は台風で避難するごとく）に、その施設を専ら目的とし、この施設を受けなければならない。

（利用義務）

第6条 乙は、住民等が避難所等に避難し定めに非ずして避難所等を利用する責任は一切負わないものとする。

（設備施設の変更等）

第7条 乙は、店舗等として使用する施設に変更を伴うに業務上必要となった場合には、変更及び停止日の3ヶ月前までに甲に文書又は口頭により通知するものとする。

ただし、緊急の場合においては、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

なお、甲は本通知を受けた場合においては、無条件で明け渡すことについて同意、承諾しなければならないものとする。

（有効期間）

第8条 この契約書の期間は平成22年1月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による申出によるものとし、申出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。

（協議）

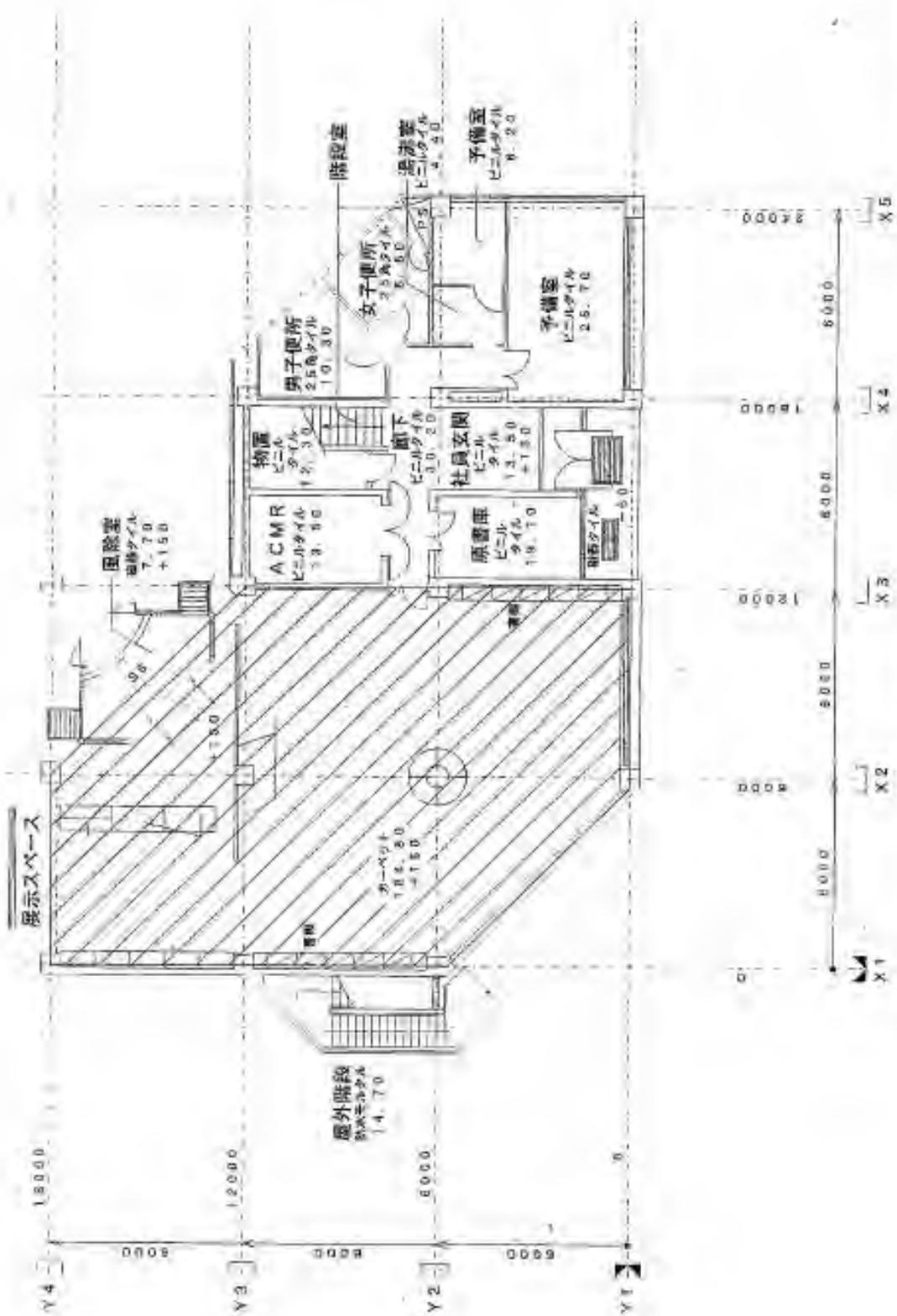
第9条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じた場合は、甲・乙協議を以て協議のうえ、決定・解決をはかるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年11月25日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 水田 久 夫

乙 三重県津市桜橋二丁目1-9番地
西日本電信電話株式会社
三重支店長 手島 幸 哉



鳥羽ビル第3棟

1階

15-24 地震・津波・風水害等の災害応急工事に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と鳥羽商工会議所（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の被災状況等の調査及び災害応急工事の施工に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、漁港等の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲、乙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

また、大規模地震等に際しては甲の管理する道路以外の主要道路についても2者が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保のための状況調査を行うものとする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、公共施設と緊急輸送に必要な道路等の被災状況把握及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは、2次災害の発生・誘発の恐れがある場合及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保等、緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

3 「会員」とは、乙が組織する建設運輸部会会員のうち本業務に従事するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙に別紙要請書により協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、速やかに会員に連絡し、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第4条 甲及び乙は、協力要請や情報共有のため、緊急連絡応援体制ネットワークを確立するものとする。

（調査及び災害応急工事の実施）

第5条 会員は、甲の指示に従い調査及び災害応急工事を実施するものとする。

但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、会員の判断により被災状況等の調査及び災害応急工事を実施するものとする。

- 2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された調査及び災害応急工事については被災後3日以内に着手前の状況、施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議を実施し要請書を作成するものとする。
- 3 甲の要請する災害応急工事及び前項で会員が実施する災害応急工事の内容については、次のとおりとする。
 - ・ 公共施設及び緊急輸送ルート状況の調査
 - ・ 崩土、倒木等の交通障害物の除去
 - ・ 増破防止措置
 - ・ 仮復旧及び仮設工事
 - ・ 構造物等の安定計算及び設計
 - ・ 避難所及び収容施設の応急補修
 - ・ 応急建築資材の収集
 - ・ その他必要な措置
- 4 前項の内容のほか、船舶による海上輸送等の災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送及び災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務についても協力体制を図るものとする。

(応急建築資材の収集等)

第6条 会員は、災害時に甲が実施する災害対策に必要な資機材使用の要請があった場合は、可能な範囲で提供するものとする。また、甲は会員の保有備蓄資機材に関して把握することができるものとする。

(費用の精算)

第7条 甲は、第3条の協力要請に要した費用について、第5条において実施された内容を確認し、災害発生時の甲の採用する積算基準等により精算を行う。

(従事者の災害補償)

第8条 第5条の規定において会員の業務従事者が、その責に帰することができない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の例により、甲が補償するも

のとする。

- 2 乙又は乙の会員は、前項の事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と、乙又は乙の会員は協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(協議事項)

- 第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成22年6月4日

鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
甲 鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

鳥羽市大明東町1番7号
乙 鳥羽商工会議所
会頭 吉田 謙一

15-25-(1) 災害時の医療救護活動に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と社団法人志摩医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、鳥羽市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時における医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害医療救護活動計画）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護活動計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護活動計画の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、医師及び看護師等で構成する医療救護班を第5条に規定する救護所に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書又は電話等により行うものとする。

(1) 災害発生の日時及び場所

(2) 災害の発生原因及び状況

(3) 出動に要する人員数、医薬品及び資器材等の種類

(4) その他必要と認められるもの

4 乙は、甲の要請を受ける前に緊急やむを得ない事情により医療救護班を派遣した場合には、その旨を速やかに甲に報告するとともに、甲の承認を受けるものとする。

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班は、原則として、タクシー等の交通機関又は班員の所有する車両等により、次条に規定する救護所に直行するものとする。ただし、災害の状況等により前段の車両等の利用が困難であるときは、甲の調達する車両等を活用するものとする。

2 傷病者の収容医療機関への輸送は、乙の指示に基づき甲が行うものとする。

（救護所）

第5条 甲は、災害の状況等により、必要に応じて現地に救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況等により必要があると認めるときは、被災地周辺の収容医療機関内に、乙及び乙の会員の協力のもと救護所を設置すること

ができる。

(医療救護班の業務)

第6条 医療救護班は、甲が設置する救護所及びその他指示する場所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の状態判定
- (2) 後方支援医療機関への搬送の要否及び優先順位の判定
- (3) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療行為
- (4) 死亡の確認
- (5) その他状況に応じた処置

(医療救護班に対する指揮)

第7条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害医療救護活動計画に基づき、乙が行うものとする。

(連絡調整)

第8条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙の指定する者が協議して行うものとする。

(医薬品等の調達)

第9条 医療救護班が使用する医薬品等は、原則として当該医療救護班が携行するもののほか、乙から要請があった場合は、甲が調達するものとする。

2 救護所等において必要となる物資は、甲が調達するものとする。

(医療費の取扱い)

第10条 第5条に規定する甲が設置する救護所等における傷病者の医療費は、原則として無料とする。

2 災害拠点病院等の後方支援医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請により乙が医療救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品等のうち、実際に使用したものの実費弁償
 - (3) 医療救護班が携行した医薬材料等を滅失損傷した場合の実費弁償
 - (4) 医療救護班が公共交通機関等を利用した場合の実費弁償
- 2 第5条第2項の規定により収容医療機関に救護所を設置した場合において、乙の医療救護活動に起因する収容医療機関の施設に損傷が生じたときの修繕費、前項第1号及び第2号に掲げる経費及び光熱水等の実費弁償

(災害補償)

第 12 条 甲の要請に基づき医療救護活動に参加している間、及び救護所との往復の途上において負傷し、疾病に罹り又は死亡した場合の災害補償は、「鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年鳥羽市条例第 16 号）」の規定を準用するものとする。

(医事紛争の処理)

第 13 条 この協定に基づき実施した医療救護活動において患者との間に医事紛争が発生したときは、甲の責任において処理するものとし、乙又は従事医師に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第 14 条 当該災害が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による指定を受けた場合は、本協定はその指定を受けた日から災害救助法の定めるところによる。

(委任)

第 15 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及び実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間)

第 14 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間の満了する 1 月前までに、甲又は乙から協定を更新しない旨の意思表示がない場合は、協定期間満了の日の翌日から更に 1 年間更新するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 10 月 1 日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号
鳥羽市
鳥羽市長 木 田 久主一

乙 志摩市阿児町鵜方 2548 番地 2
社団法人 志摩医師会
会 長 岡 宗 眞一郎

15-25-(2) 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

鳥羽市（以下「甲」という。）と社団法人志摩医師会（以下「乙」という。）とは、平成22年10月1日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（連絡調整責任者）

第1条 協定書第8条に規定する連絡調整を行うにあたり、甲及び乙の指定する者は、次のとおりとする。

甲の指定する者 鳥羽市健康福祉課長
乙の指定する者 救急災害医療担当理事

（緊急連絡網の整備）

第2条 甲及び乙は、協定書第3条に規定する医療救護活動の要請及び実施を迅速、かつ、円滑に行うため緊急連絡網を整備し、相互に共有するものとする。

（医療救護班の編成）

第3条 医療救護班は、医師、看護師その他補助要員により構成する。

- 2 班長は、医師が行う。
- 3 班長は、必要に応じて甲の消防救急隊員及び保健師等の支援を求めることができる。

（医療救護活動の実施場所）

第4条 医療救護班は、協定書第5条に規定する救護所において、同第6条に規定する業務にあたるものとする。ただし、必要があると認められる場合は、救護所以外の災害現場において業務を行うものとする。

（派遣を要する災害の程度）

第5条 協定書第3条第1項に規定する「医療救護活動を実施する必要がある場合」とは、集団的に多数の傷病者が発生している場合とする。

（派遣要請の方法）

第6条 協定書第3条第1項に規定する派遣要請は、鳥羽市長から社団法人志摩医師会長に対して行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断されるときは、甲の指定する連絡調整責任者から乙の指定する連絡調整責任者に直接派遣要請をすることができるものとする。

- 3 乙は、甲の派遣要請を受ける前に緊急やむを得ない事情により独自の判断で医療救護班を派遣した場合には、その旨を速やかに甲に報告するとともに、甲の承認を受けるものとする。

(連絡調整事項)

第7条 協定書第8条に規定する連絡調整事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療救護班の編成に関する事
- (2) 医療救護班の移動に関する事
- (3) 救護所の設置に関する事
- (4) 死亡者に関する事
- (5) 後方支援医療機関に関する事
- (6) 医薬品及び医療材料に関する事
- (7) その他医療救護活動に関する事

(医療救護活動従事者の費用弁償)

第8条 協定書第11条第1項に規定する医療救護活動に従事する者に対する費用弁償の額は、鳥羽市休日・夜間応急診療所の従事者に支給する報償金の額を準用する。

(費用弁償等の請求)

第9条 協定書第11条に規定する費用弁償等の請求の手続きは、次の各号の定めるところによる。

(1) 第1号の場合

医療救護班派遣費用弁償請求書(様式第1号)に、各医療救護班ごとの医療救護活動報告書(様式第1-1号)を添付して請求する。

(2) 第2号の場合

医療救護活動実費弁償請求書(様式第2号)に、医薬品、医療材料等使用報告書(様式第2-1号)を添付して請求する。

(3) 第3号の場合

医療救護活動実費弁償請求書(様式第2号)に、物品等損害報告書(様式第2-2号)を添えて請求する。

(4) 第4号の場合

交通機関等利用実費弁償請求書(様式第3号)により請求する。

(5) 第2項の場合

医療施設等に損傷が生じたときの修繕費は、医療救護活動実費弁償請求書(様式第2号)に物品等損害報告書(様式第2-2号)及び関係業者の見積書を添えて請求するものとし、その他については、前各号の規定を準用する。

- 2 乙は、医療救護活動を実施したときは、活動終了後、速やかに前項に規定する書類を取りまとめ、甲に請求するものとする。
- 3 甲は、乙から請求を受理したときは、速やかに支払うものとする。

(事故報告)

第 10 条 協定書第 12 条の規定に該当する事故が発生した場合は、乙は、速やかに事故報告書(様式第 4 号)に、事故傷病(死亡)者概要(様式第 5 号)を添えて甲に提出するものとする。

(通信施設の整備)

第 11 条 甲は、乙との連絡体制を迅速、かつ、円滑に実施するため、救護所に消防無線の移動局を配備するよう努めるものとする。

この実施細目の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 10 月 1 日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号
鳥羽市
鳥羽市長 木 田 久主一

乙 志摩市阿児町鵜方 2548 番地 2
社団法人 志摩医師会
会 長 岡 宗 眞一郎

15-26 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、鳥羽市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 鳥羽市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 鳥羽市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び市長が各1通を保有する。

平成**23**年**5**月**31**日

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局長

富田 英治



三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長

木田 久主



15-27(1)～(4) 災害時相互応援協定書

※ 同一内容で岐阜県美濃市(1)、長野県大町市(2)、同県飯島町(3)、兵庫県三田市(4)

鳥羽市(以下「甲」という。)及び美濃市(以下「乙」という。)は、相互扶助の精神に基づき、災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)の発生時において相互に応援をすることについて次のように協定を締結する。

(相互に行う応援)

第1条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市(以下「被災市」という。)に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市(以下「応援市」という。)の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

(応援の内容)

第2条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

(1) 次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他保護の実施

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

(2) 前号カに規定する物の譲与

(3) その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

(4) 職員を被災地において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

(応援の要求の手続)

第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求めると方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。なお、口頭により応援を要請した場合は、後日、速やかに書面で送付するものとする。

(1) 災害による被害の状況

(2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

(3) 前条第4号の規定により応援に従事する職員(以下「応援従事職員」という。)の職

種及び人数

- (4) 応援を受けたい期間
- (5) 応援の実施に係る場所
- (6) その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるときは、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

(応援の実施等)

第4条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

- 2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めたときは、必要と認めた範囲内において応援を実施するものとする。
- 3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第92条の規定により被災市が負担することを原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
- 3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
- 4 応援に要する経費について前3項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか被災市の負担により行うものとする。

- 2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。
- 3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の

実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(立会い)

第9条 この協定は、鳥羽市議会議長及び美濃市議会議長を立会人とし、その立会いのもとで締結するものとする。

2 立会人は、前項の規定による立会いをすることによって、この協定書に定められた事項について何ら責任を負うものではない。

(補則)

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月17日

甲 鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

乙 美濃市
美濃市長 石川 道政

立会人
鳥羽市議会
議長 坂倉 紀男

立会人
美濃市議会
議長 山口 育男

15-28 災害時の葬祭業務に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、鳥羽市内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害により多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等に係る甲及び乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の葬祭用品の供給等を必要とするときは、乙に対し葬祭用品の供給等の協力を要請することができることとし、乙は、次の各号に掲げる葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

- ① 棺(棺用マット、棺布団、棺覆、仏衣、ドライアイスを含む)の供給
- ② 骨壺、骨箱(骨箱覆、骨上げ箸を含む)の供給
- ③ 埋葬又は火葬に至るまでの業務（納棺、運搬を含む)の供給
- ④ その他甲が指定する業務

2 前項に規定する葬祭用品の仕様については、別表1のとおりとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲が乙に別紙協力要請書(様式第1号)により要請するものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や書面による連絡が不可能な場合などは、甲は口頭での要請も行えるものとするが、この場合でも遅滞なく乙に対し書面による要請を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、誠実に実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき実施したときは、乙は甲に別紙業務実績報告書(様式第2号)により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の協力を要した費用については、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙から支払の請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法施行細則（昭和40年三重県規則第11号）に定められた費用の限度額の範囲内で、甲、乙協議し、決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙双方から協定解除の申し出がないときは、協定期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、この本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月16日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県津市桜橋3丁目286番地
三重県葬祭業協同組合
理事長 山本 善巳

様式第 1 号

第 号
年 月 日

三重県葬祭業協同組合 理事長 様

鳥羽市長 印

協 力 要 請 書

災害時の葬祭業務に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力を
要請します。

要 請 担 当 者	担 当 者 名 鳥羽市 課 連 絡 先 電 話 番 号 F A X 番 号
口 頭、電 話 等 に よ り 連 絡 し た 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 理 由	
要 請 内 容	
供 給 場 所	
履 行 期 間	
備 考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載して下さい。

様式第2号

第 号
年 月 日

鳥羽市長 様

三重県葬祭業協同組合
理事長



業 務 実 績 報 告 書

災害時の葬祭業務に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり実績を報告します。

要請依頼番号 及び日時	年 月 日付 第 号
供給内容	
供給場所	
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡先 (担当者)	
備考	

別表 1

品 目	仕 様	備 考
寝 棺	桐プリント平蓋 窓付 長 1,800mm×幅 530mm×高 395mm	
大 棺	桐プリントR蓋 窓付 長 1,900mm×幅 560mm×高 420mm	
小 棺	桐プリント平蓋 子供用 2尺 長 600mm×幅 297mm×高 230mm	
寝棺マット	吸水シート（ポリマー入）	
棺 覆	無地（窓付）	寝棺用
棺 布 団	綿入三点セット（枕・敷布団・掛布団）	
仏 衣	無地（大・足袋付）	
骨 壺	(大) 白磁 6号 (中) 白磁 5号 (小) 白磁 4号	
骨 箱	(大) 桐箱 7号 (中) 桐箱 6号 (小) 桐箱 5号	
骨箱覆	(大) 金・銀7号 (中) 金・銀6号 (小) 金・銀5号	
骨上箸	袋入	

※ 協議のうえ変更する場合もある。

※ 同内容で協定締結している組織
三重県鳥羽市鳥羽三丁目 15 番 9 号 光造花

15-29 災害時における宿泊施設等の使用に関する協定書

災害時に宿泊施設等を津波避難場所としての使用に関し、株式会社鳥羽国際ホテル（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に地震、津波が発生し、または発生するおそれがある場合における津波避難場所（以下「津波避難場所」という。）として、甲の所有する鳥羽国際ホテルを使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波避難場所とする。

（使用変更の報告）

第3条 甲は、何らかの事情により津波避難場所としての使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第6条 使用施設が津波避難場所として使用された場合の施設の破損については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 甲は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、協定の日から平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 鳥羽市内において震度5強以上の地震が発生した場合、甲、乙双方の協議により避難所として使用できるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月24日

甲 三重県鳥羽市鳥羽1丁目283-1
株式会社鳥羽国際ホテル
印

乙 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市
鳥羽市長 赤田 隆一
印

※1 同内容で協定締結している施設

①扇芳閣、②鳥羽グランドホテル、③湯快リゾート鳥羽 彩朝楽、④ガーデンヒルズ利平治、⑤サン浦島 悠季の里、⑥ホテル芭薪萃、⑦和風旅館 新八屋、⑧五感の宿 慶泉、⑨リゾートヒルズ豊浜、⑩ホテルクローバ「風薫」、⑪別館すずき、⑫民宿旅館 山川、⑬御宿 瀬乃崎

※2 第10条を除く内容で協定締結している施設

⑭天狗山、⑮与吉屋、⑯中山かき直売所、⑰陽光苑

15-30 災害時における物資供給に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリと災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行なったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、被災時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行なうものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運送するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び、物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月 1日

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

甲

鳥羽市長 木田久主一

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧賢一

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	緊急ミニトイレ

15-31 災害時における協定書

社会福祉法人あしたば福祉会(以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)とは、災害発生時等に、乙が津波避難場所及び風水害等避難所(以下「避難所等」という。)として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

(避難所等)

第1条 甲は、鳥羽市内に地震、津波、豪雨、洪水等の災害が発生及び発生する恐れがあり、住民や帰宅困難者(以下「住民等」という。)の避難所が必要と判断される場合には、甲が管理する下記の施設を避難所等として使用することができるものとする。

○所在地：鳥羽市鳥羽五丁目

○施設名：あしたば作業所

(避難所等の開設)

第2条 乙は、第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に甲に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は開設後に報告するものとする。

(避難所等の管理)

第3条 避難所等の管理運営は乙の責任において行うものとする。

(施設の使用料)

第4条 施設の使用料は無料とする。ただし、避難所として長期使用する場合においては、甲・乙別途協議することとする。

(避難所等としての使用の終了)

第5条 乙は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、甲に報告するとともに、その施設を原状回復し、甲の確認を受けなければならない。

(利用者責任)

第6条 甲は、住民等が施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は平成24年4月17日から平成25年3月31日までの1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする

(協議)

第8条 協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定・解決を図るものとする。

平成24年4月17日

甲 鳥羽市鳥羽五丁目8-62
社会福祉法人 あしたば福祉会
理事長 岩井 吉太郎

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主一

15-32 災害時に備えた相互協力に関する申合せ

鳥羽市（以下「甲」という。）と鳥羽警察署（以下「乙」という。）とは、災害時に備えた相互協力に関し、次のとおり申し合わせる。

第1 趣旨

この申合せは、鳥羽市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置（以下「災害応急対策」という。）を円滑かつ迅速に講ずることができるようにするため、甲乙の相互協力に関し、必要な事項を申し合わせるものである。

第2 申合せ内容

1 情報の相互提供のための措置

甲及び乙は、災害時において、次に掲げる情報を相互に提供するため、甲乙協議の上、連絡窓口の設定等必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 死者、行方不明者、負傷者等人的被害に関する情報
- (2) 建物被害、交通網被害、ライフライン被害等物的被害に関する情報
- (3) 被災者、避難者、災害時要援護者、帰宅困難者等支援を必要とする者に関する情報
- (4) その他災害応急対策に有用と認める情報

2 津波防災地域づくりの推進に関する措置

甲及び乙は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第1項の規定に基づき、甲が作成する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 警戒区域設定に伴う措置

甲及び乙は、甲その他の者が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域を設定した場合の対応に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 遺体の取扱いに関する措置

甲及び乙は、乙が行う検視並びに遺体の身元確認、安置及び引渡しに関し、甲乙協議の上、遺体の取扱い場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

5 拾得物等の取扱いに関する措置

甲及び乙は、拾得物等の取扱いに関し、甲乙協議の上、拾得物等の保管場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 了解事項

- 1 この申合せは、甲と乙との間に強制を課するものでなく、甲乙の相互協力によってその趣旨を実現するものである。
- 2 この申合せの内容に含まれない事項及びこの申合せの内容に疑義が生じた事項について

は、甲乙協議の上、決するものとする。

この申合せを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成24年4月25日

(甲) 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

(乙) 鳥羽市松尾町74番地4
鳥羽警察署
鳥羽警察署長 服部 孝彦

15-33 大規模災害発生時における相互協力に関する協定

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、鳥羽市長（以下「甲」という。）と鳥羽海上保安部長（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

第1 鳥羽市の施設使用

- 1 甲は、災害時において、乙の庁舎が損壊、浸水、火災等の甚大な被害を受け、もしくは受けるおそれがある場合、甲の指定する施設（以下「指定施設」という。）を、乙が海上保安業務用施設として使用することを承諾するものとする。
- 2 乙は、災害時に指定施設を使用しようとする時は、あらかじめ別紙「行政財産使用許可申請書」を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭による申請を行い、事後、速やかに申請書を提出するものとする。
- 3 甲は、指定施設について、災害応急対策に関し甲と乙の円滑な連携を図るため、鳥羽市の対策本部に隣接するとともに、約90平方メートル程度の広さを有する施設となるよう配慮するものとする。
- 4 指定施設の使用期間は、大規模災害が発生した日を起算日として、同日から原則として90日以内とし、期間の延長については、必要により甲乙が協議してこれを定めるものとする。
- 5 本協定に基づく指定施設の使用料は無償とする。ただし、指定施設の使用に係る光熱水料については、乙は、甲に支払うものとする。支払額の決定方法等、支払の詳細については、甲乙双方が協議し定めるものとする。
- 6 乙は、当該使用が終了したときは、これを原状に復する責務を負う。
- 7 甲は、乙が指定施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は、一切負わないものとする。
- 8 災害時において、甲が指定施設の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲乙協議の上、指定施設の変更、本協定の解約等について定めるものとする。

第2 災害時の情報の相互提供

甲及び乙は、災害時において、海上並びに離島及び沿岸地域における次に掲げる情報を、相互に提供するものとする。

- イ 負傷者、行方不明者、死者等の人的被害に関する情報

- ロ 船舶の漂流、転覆、沈没、火災等の海難に関する情報
- ハ 灯台、航路標識、港湾、漁港等の物的被害に関する情報
- ニ 被災者、避難者、災害時要援護者等の支援を必要とする者に関する情報
- ホ その他災害応急対策に有用と認める情報

第3 その他

- 1 本協定書に定めない事項及び本協定に関して疑義の生じた事項については、甲乙双方が協議して解決するものとする。
- 2 本協定は、平成24年7月12日から適用する。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月12日

(甲) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 木田 久主一

(乙) 三重県鳥羽市鳥羽一丁目2383番地28
鳥羽海上保安部長 柳田 誠治

15-34 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）との間に、鳥羽市内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害救助に必要な物資の調達に関し、次の通り協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 鳥羽市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 鳥羽市以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達の斡旋を要請されたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる事項のうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 白い小箱（災害用非常食）
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、「緊急物資調達要請書」（第1号様式）の発行をもって実施するものとする。ただし、当該要請書を提出できない事態の場合は、口頭にて調達要請を行い、その後速やかに当該要請書を発行するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規程により調達物資（以下「白い小箱」をいう。）の対価及び運搬にかかる費用については、乙が負担するものとする。但し、乙が、販売に保有している物資について、物資を調達した場合については、甲の負担とする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所及び運搬方法は甲が指定するものとする。ただし、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、物資内容を確認のうえ引き取るものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに、本協定に係る連絡責任者を「連絡責任者届」(第2号様式)により相手方に報告するものとする。また、連絡責任者に変更があった場合についても同様とする。

(保有数量の報告)

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を「物資相違報告書」(第3号様式)により、甲に報告するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各自1通を保有する

平成24年12月25日

鳥羽市鳥羽三丁目1-1

甲

鳥羽市長 木田久主一 ㊟

三重県四日市市浮橋一丁目4番地3

乙

一般社団法人日本非常食推進機構

代表理事 古谷賢治 ㊟

(第1号様式)

年 月 日

緊急物資調達要請書

一般社団法人日本非常食推進機構

代表理事 古谷賢治 様

県

市・町

災害救助に必要な物資の調達要請について

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

1. 災害及び応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容

要請期日	必要とする物資の内容	数量	物資の引渡場所	運搬方法	備考

* 要請量は、1日当たりとする

問い合わせ先

電話 部 課
FAX
担当

(第2号様式)

連絡責任者届

【 県・市・町】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【一般社団法人連絡責任者】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

(第3号様式)

年 月 日

物資相違報告書

_____様

一般社団法人日本非常食推進機構
代表理事 古谷賢治

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」(第7条)に基づき、当社の(物資可能数量・措置状況)を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

地 区	数量	地 区	数量

注：協定書第7条による報告は、配布地区一覧を記入する。

2. 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)

- (ア)災害対策本部まで搬入する
- (イ)当社の指定場所で引渡し
- (ウ)その他 (県・職員が指定する場所で引渡し等)

3. 搬入方法 (陸路 ・ 空路 ・ 海路)

15-35 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書

高羽市（以下「甲」という。）と三重県鳥羽LPガス協議会（以下「乙」という。）とは、社団法人三重県LPガス協会と三重県が2013年4月1日締結した「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書第1条第2項」に基づき、鳥羽市に地震、洪水等その他による災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の緊急用LPガス等の調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に応ずることの協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の確保）

第2条 災害時に必要なLPガスの調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受け可能な限り必要な対応を行うものとする。

（LPガスの範囲）

第3条 この協定の対象となる緊急用LPガスは、容器、カセットボンベ、燃焼機器等LPガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要請）

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

- (1) 甲において災害が発生し、甲の自治会等からLPガス調達の要請を求められたとき又は甲自らの調達の必要を認めるとき、
- (2) 甲外の災害に関し、甲を基川市又は三重県からLPガスの調達の要請を求められたとき。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その差速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために、速やかに必要な措置をするとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指図に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所であ甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

(価格)

第7条 乙が第5条の措置に要した費用(器具設置、接続を含む)は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とした、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(代金の支払)

第8条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払い方法等は、甲と乙との協議によるものとし、甲は、その支払いに責任を負うものとする。

(補償)

第9条 甲は、第5条の規定に基づき甲又は乙の指示により従事した者が、その責に係る事が出来ない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、三重県条例(昭和37年10月31日三重県条例第46号災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例)の規定を準用しその損害を補償する。

(現有数量の把握)

第10条 乙は、毎年3月31日現在の供給可能なLPガスの数量を把握しておくものとする。

(防災力の向上)

第11条 乙は、協会活動を通じて、日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項で必要が生じたときは、甲・乙協議の上定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、2013年4月1日から効力を有するものとし、この協定の有効期限は、その効力が発生する日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも何等意思表示がない場合は、さらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2013年4月1日

甲 鳥羽市長 本田 久生

乙 三重県鳥羽LPガス協議会
会長 宮本 和良



15-36 防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書

鳥羽市（以下甲という）と一般社団法人三重県LPガス協会（以下乙という）は、三重県鳥羽LPガス協議会が、甲と2013年4月1日締結の災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書第11条に基づき次のとおり協力する。

記

1. 地震、津波その他大規模災害に備え防災機器を備蓄するに当たり甲・乙は次の内容を確約した。

(1) 乙は、乙の費用において概ね次の機器を備蓄する。

・ポータブルガス発電機	2台	(MGC900GP)
・大型(5升炊き)ガス炊飯器	2台	(RR-50, PR101DSS)
・ガストーブ	1台	(R-1290VMS)
・大型ガスコンロ	2台	(2重・3重巻錆物製)
・調理台	2台	(BW186N, BWG-076N)
・寸銅鍋及び関連部材	1式	
・フロライト	1台	(PLT-52)
・紙食器200人分	1式	(コップ、箸、スプーン、蓋、皿)
・上記保管用薄板鉄板倉庫	1棟	(3,067×2,862×2,458)
・上記ガス機器用供給部材	1式	(調整器、ガスホース等)

(2) 甲は、上記保管庫設置スペースを無償にて提供する。

(3) 場所の選定に当たっては、甲・乙協議し最も有効な場所とする。

(4) 機器等に修理が必要と甲・乙が確認した場合の修復は、三重県鳥羽LPガス協議会が担当し、修理部材費等は甲が負担する。

(5) 当該機器備蓄の保管は甲・乙協力しておこない非常時に対応出来る状態にしておく尚当該保管庫の鍵は甲が保管する

(6) 当該備蓄機器使用の判断は、甲が行う。

2014年2月18日

甲 三重県鳥羽市3丁目1-1

鳥羽市長 本田久重



乙 三重県津市柳山津興369-2
一般社団法人三重県LPガス協会

会長

藤岡博



15-37 災害時等における軽油燃料の供給協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と石川商工株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行う応急措置業務等に必要な軽油燃料の供給協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲がこの協定による要請を行うときは、書面により行うものとする。但しその暇がないときは、口頭または通信手段を用いて行うことができるものとする。この場合は後日速やかに提供要請を行った旨が記載された文書を提出する。

（軽油燃料の供給）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

2 乙は、鳥羽市松尾町地内に保有する生コンクリートプラント施設内の自家用給油施設に貯蔵している軽油燃料（最大1万リットル）を現地にて供給するものとする。

（軽油燃料の返還）

第4条 甲は、供給を受けた日から1箇月以内に、供給を受けた軽油燃料に相当する軽油燃料を、前条第2項に規定する自家用給油施設に返還するものとする。ただし、災害時等の影響で軽油燃料の輸送が困難な場合はこの限りではない。

（協議）

第5条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 6月20日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1-1

鳥羽市長

木田久重



乙 三重県伊勢市小木町57-1

石川商工株式会社

取締役社長

石川周平



15-38 災害時等におけるボランティア活動に関する協定書

鳥取市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティアセンター活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「鳥取市地域防災計画」及び「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき、甲乙の連携及び災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設等に関して、必要な事項を定める。

（センターの開設）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、乙と協議しセンターを開設する。

2 前項の協議は、甲が乙に対し、協議の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（連携・協力）

第3条 甲とは、センターの運営についてお互いに連携を取り、相互に協力するものとし、乙は、センターの開設等につき他の業務に優先して協力するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティア（特定の技能、資格等を要する専門ボランティア以外のもの）の受入れ及び活動依頼に関すること。
- (2) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集及び市民等に対する情報の提供。
- (3) 災害ボランティアの需要、状況の把握、提供及び活動支援。
- (4) 災害ボランティア活動に必要な資機材の調達、提供及び管理に関すること。
- (5) 三重県社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整並びに派遣要請に関すること。
- (6) その他センターの活動に必要と認められる業務。

（設置場所）

第5条 センターの設置場所は、保健福祉センター「ひだまり」とする。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合を想定し、甲乙協議のうえ、甲はこれに代わる場所を確保しておくものとする。

2 甲又は乙が、善しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めるときは、甲乙協議のうえ、設置を行い、甲は、設置場所の確保に努めるものとする。

3 その他、センターの運営に必要な場所の確保は、甲乙協議のうえ、甲が場所の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 センター運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援基金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項に規定する費用の支払方法は、別に定める。

(資器材の確保)

第7条 甲と乙は、センター運営に必要な資器材を相互に協力して確保するものとする。

(センターの閉鎖時期)

第8条 センターの閉鎖時期については甲乙協議のうえ、甲が決定する。

2 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに報告するものとする。

(研修等の実施)

第9条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材の育成に努めるものとする。

(平常時の取り組み)

第10条 甲と乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能の整備に努めるものとする。

(関係団体との協力体制)

第11条 甲と乙は、平常時から協力して、登録ボランティア及び関係機関・地域各種団体等との協力体制の確立を図る。

(ボランティア保険への加入)

第12条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、ボランティアが負担するものとする。

(ボランティア向け駐車場等の確保)

第13条 甲は、災害時のボランティア活動者等が使用する駐車場等について、乙とその必要性を協議のうえ、場所の確保に努めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議し、これを定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年8月1日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長 本田久王



乙 鳥羽市大明東町2番5号

社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会

会長 森下幸穂



15-39 災害時における動物救護活動に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部（以下「乙」という。）とは、鳥羽市に大規模な地震、津波、風水害、武力攻撃災害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、動物救護に関する活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、動物救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護活動の場所）

第3条 乙は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、及び公益社団法人三重県獣医師会員の保有する診療施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第4条 乙の業務の内容は、次の事項とする。

- （1）避難所における動物救護所設置の協力
- （2）動物救護所における被災動物の管理及び飼養の指導
- （3）負傷動物への医療処置
- （4）負傷動物の医療施設への搬送の要否の決定
- （5）被災動物に関する情報の収集及び提供
- （6）動物の死亡確認
- （7）甲が行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動への協力
- （8）その他必要な応急業務

(動物の収容)

第5条 甲は、甲が指定する避難所に市民が動物を同行して避難する際には、動物収容設備(ケージ等)の携行を促し、乙はこれに協力するものとする。なお、本条における動物とは、一般家庭で飼育されている犬、猫、鳥、その他小動物とする。

(費用弁償)

第6条 本協定に基づき乙が実施する動物救護活動に要する経費については、原則として当該動物の飼育者に負担を求めるものとする。

2 動物飼育者が不明であったり、被災により前項に定める費用を支払うことが困難である場合、乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法による対応に努めることとし、そのうえで、甲乙協議のうえ費用負担について決定する。

(防災訓練)

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の処置)

第8条 業務の実施に伴い、甲及び乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、その要請により第4条各号の業務を行った会員が、その為に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し補償するものとする。ただし、当該従事者が事故等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡調整)

第10条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、それぞれ連絡責任者を定め、年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成27年3月13日からその効力を有するものとし、甲又は

乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年3月13日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 木田 久主一



乙 度会郡南伊勢町東宮 2384
公益社団法人
三重県獣医師会伊勢志摩支部
支部長 西村 泰彦



15-40 Lアラート(公共情報コモンズ)の運用に係る覚書

三重県(以下、「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)とは、Lアラート(公共情報コモンズ)(以下「Lアラート」という。)への情報提供について、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲が運用する防災情報システム(以下「システム」という。)に乙が入力した情報をシステムからLアラートに提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

(情報提供)

第2条 乙がシステムに入力し、Lアラートに情報提供する項目は以下のとおりとする。

- イ 災害対策本部の設置及び廃止
- ロ 避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の発令及び解除
- ハ 避難所の設置及び廃止、避難者数
- ニ 被害総括(三重県全体の被害集計)

(期間)

第3条 この覚書に定めるLアラートへの情報提供は、平成27年6月1日から行うものとする。

(条件)

第4条 この覚書に定めるLアラートへの情報提供は、以下の各号に基づき行うものとする。

- 1 第2条に定める情報のうち、イ、ロ、ハについては、乙がシステムに入力したと同時に情報提供を行うものとする。
- 2 第2条に定める情報のうち、ニについては、乙がシステムに入力し、甲が集計を行った後に情報提供を行うものとする。
- 3 第2条に定める情報を乙が災害対応上の理由でシステムに入力できない場合、甲と乙が協議し、双方合意の上、甲が代行入力を行うものとする。
- 4 甲がシステムからLアラートへの情報提供が困難であると判断した場合、事前に乙へ通知をした上で、Lアラートへの情報提供を中止するものとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この合意を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年5月14日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬



乙 鳥羽市鳥羽3丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主



15-41 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と 花の小宿 重兵衛（以下「乙」という。）は、台風や地震等の災害時における帰宅困難者（高齢者・障害者等の要配慮者を含む。）に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において台風や地震等が発生し、交通が途絶した場合において生じる帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、支援を要請することができる。

- 1 乙の施設において、帰宅困難者に対して、一時休憩所としての場所を提供する。
- 2 乙の施設において、帰宅困難者に対して、飲料水、トイレ等を提供する。
- 3 乙の施設において、帰宅困難者に対して、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。
- 4 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（実施の支援）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲に置いて、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

ただし、前条第1項の支援に関しては、通信途絶等により要請行為が行えないことが想定されることから、乙は、積極的に帰宅困難者を支援するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、協定履行上知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成31年 4月 8日からその効力を有するものとし、甲、乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 4月 8日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村欣一郎



乙

花の小宿 重兵衛
〒517-0032三重県鳥羽市相苅町1392
TEL 0599-33-6220



※ 同内容で協定締結している施設

- ①リゾートヒルズ豊浜、②鳥羽グランドホテル、③扇芳閣、④鳥羽国際ホテル、
- ⑤エクシブ鳥羽、⑥サン浦島、⑦鳥羽シーサイドホテル、⑧和光、⑨錦海楼、
- ⑩ホテル芭薪萃、⑪胡蝶蘭、⑫花の小宿 重兵衛

15-42 災害時における避難行動要支援者(聴覚障がい者)の支援に関する協定書

三重県（以下、「甲」という。）と鳥羽市（以下、「乙」という。）とは、鳥羽市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 第 1 条 この協定は、災害時において、甲及び乙が協力して、支援を必要とする聴覚障がい者への支援を行うために必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定に係る活動及び報告は、三重県聴覚障害者支援センター（以下、「センター」という。）が行う。

（定義）

- 第 2 条 この協定において、避難行動要支援者（聴覚障がい者）とは次に掲げる者をいう。
- (1) 聴覚 1 級から 3 級までの身体障害者手帳を交付されている者であつて、災害時の支援を受けるために自らの情報をセンターへ提供することに同意した者
- (2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

（避難行動要支援者（聴覚障がい者）の情報提供及び支援要請）

- 第 3 条 乙は、センターに対し、平常時から前条第 1 項第 1 号に規定する避難行動要支援者台帳の写し（以下、「台帳」という。）を提供する。
- 2 支援の要請手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 センター及び乙は、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時に支障をきたさないよう備えるものとする。

（災害時の支援活動）

- 第 4 条 センターは、乙から前条に規定する要請があつたときは、乙の協力のもと、避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、鳥羽市内で震度 5 強以上の地震が発生したとき又は乙が避難準備情報、避難勧告若しくは避難指示を発令したときは、乙からの要請の有無にかかわらず、センターは、台帳を活用し、対象者の安否確認や支援を行うことができる。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき、支援活動に要した経費は、乙が負担する。

2 前項の経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の支払い)

第6条 支援活動に要した経費は、甲の請求により、乙が支払うものとする。

2 乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を甲に支払うものとする。

(災害時の活動報告)

第7条 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動に関し、人的被害や物的被害を把握したときは、ただちに乙へ連絡するものとする。

2 乙は、必要に応じて、センターに対し、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の被害状況等を問い合わせることができる。

3 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ支援活動報告書を提出するものとする。

(事故)

第8条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第9条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、センターの責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 センターは、センターが派遣した者が、乙からの要請に基づく支援活動中に死亡又は負傷する場合を考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講じるものとする。

2 前項における災害ボランティア保険の加入経費は、センターが負担するものとする。

(台帳の管理)

第11条 センターは、第4条に規定する支援活動及び支援活動を容易にするための日常生活において行う声かけ、相談等以外の目的で台帳を利用してはならない。

2 センターは、台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割から離れた後も同様とする。

- 3 センターは、台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理をしなければならない。
- 4 センターは、センター職員及び聴覚障がい者災害支援サポーター以外に台帳を使用させてはならない。

(平常時の協力体制)

第 12 条 センターは、平常時からセンターの広報等で避難行動要支援者登録制度を広く周知し、地域防災計画に基づく個別計画の作成時には、台帳を活用し、避難行動要支援者(聴覚障がい者)の同意を得て、必要な協力を行う。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 22 日

津市広明町 13 番地

甲 三重県
三重県知事 鈴木英敬

鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号

乙 鳥羽市
鳥羽市長 木田久主一

15-43 災害時における協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、被災者等の支援のために必要となる行政書士業務について、次のとおり協定を締結する。

（対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの、及びそれと同程度の災害等で甲が乙の協力が必要であると認められたものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害の発生時等に、行政書士業務の必要性が生じたときは、第1号様式により乙に対して協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務並びに法令等に基づき行政書士が行うことができる業務と同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援相談窓口の設置
- （2）甲への乙の会員派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（対応体制の整備等）

第4条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努めるものとする。

2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段及び業務責任者等を定め、業務に支障を来さないよう連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみにて対応困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の関係団体等に支援を求めることができるものとする。

（訓練協力）

第5条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議のうえ、これに協力するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条（1）に基づく業務にかかる費用について、被災者支援相談窓口の設置（業務場所）にかかる賃借料は、甲の負担とし、その他相談料、派遣費用等については乙の負担とする。

2 第3条(2)及び(3)に基づく業務にかかる費用については、原則として甲の負担とし、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(損害補償)

第7条 第3条に基づき業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ、補償等の対応にあたるものとする。

2 乙又は乙の会員は、前項の事実が発生したときは、速やかに、その状況を書面により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更等について申し出がないときは、この協定は期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、この協定が履行される見込みがないと認めるとき、又は乙に災害支援の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限にかかわらず、この協定を解除することができる。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年2月12日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

乙 三重県津市広明町328番地
三重県行政書士会

(第1号様式)

年 月 日

三重県行政書士会 御中

鳥羽市長

災害協力要請書

災害時における協力に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 氏名・電話番号	所 属		職 名	
	氏 名		電話番号	
電話FAX等 による要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
要 請 内 容				
場 所				
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
備 考				

15-44-(1) 災害時における避難所等施設利用等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重交通株式会社（以下「乙」という。）と鳥羽シーサイドホテル株式会社（以下「丙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の定義）

第2条 甲が定める避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害により住家が全半壊、全半焼等した場合に、当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいう。

2 甲が定める避難所等は、市内の避難者のみを収容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を収容するものでなければならない。

3 その他、別表の基準を満たす施設でなければならない。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において次に掲げる施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙及び丙に対して要請することができる。

施設名称	鳥羽シーサイドホテル		
所在地	三重県鳥羽市安楽島町 1084 番地		
所有者	三重交通株式会社		
棟名等	望館	岬亭	汀館
構造等	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	昭和 46 年、48 年	昭和 62 年	平成 8 年
避難所等総床面積	10,659.18 m ²	6,828.50 m ²	19,763.24 m ²
収容可能面積	7,461.42 m ² (総床面積×0.7)	4,779.95 m ² (総床面積×0.7)	13,834.26 m ² (総床面積×0.7)
収容人数	3,730 人 (2 m ² /人)	2,389 人 (2 m ² /人)	6,917 人 (2 m ² /人)

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

(要請への対応)

第4条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

(避難所等の開設、運営)

第5条 乙及び丙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待たず、避難所等を開設することができる。

2 甲は、乙及び丙が前条により施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。

3 避難所等の運営については、丙の職員等が行うものとする。

(収容期間)

第6条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。ただし、必要に応じて、甲乙丙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、丙が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として乙の所有する施設を利用した場合の利用料は、甲乙丙協議して決定するものとする。

(避難時の事故等にかかる責任)

第9条 施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙又は丙の責めに期すべき事由による事故等については、乙又は丙が責任を負うものとする。

(利用の終了)

第10条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。

2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙及び丙に文書により報告するものとする。

(連絡体制の確立)

第 11 条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙丙は事前に連絡責任者及び連絡担当者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙丙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

3 乙は、丙が使用する施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合は、甲に文書で報告するものとする。

(避難所の機能向上への努力)

第 12 条 乙及び丙は、施設の避難所としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

(訓練等協力要請)

第 13 条 甲は、乙又は丙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2 乙又は丙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

(実施細目)

第 14 条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して 10 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに、甲乙丙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙丙協議して決定するものとする。

この協定は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 5 月 1 日

甲 三重県鳥羽市鳥羽 3 丁目 1 番 1 号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
取締役社長 雲井 敬

丙 三重県鳥羽市安楽島町 1084 番地
鳥羽シーサイドホテル株式会社
取締役社長 伊比 昌弘

別表

風水害等避難所（生活）の指定基準

基本事項と指定基準	
1	<p>基本事項</p> <p>(1) 原則、学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設とする。</p> <p>(2) 原則、配給物資を市が直接運搬する。</p> <p>(3) 市が開設するが、職員が派遣できない場合もある。</p> <p>(4) 近隣に指定避難所がない地域は、実情に応じ小規模であっても避難所として指定する。</p> <p>(5) 指定する際には施設の何階以上と位置を指定する。（例：〇〇小学校校舎2階以上）</p> <p>(6) 自治会が主体で運営する。ただし、民間施設が避難所の場合は協定締結団体主体で運営する。</p>
2	<p>指定基準</p> <p>(1) 耐震構造（新耐震設計または構造耐震指標が0.6以上）の建築物とする。</p> <p>(2) 耐火・準耐火建築物とする。</p> <p>(3) 各種災害（地震、津波、洪水、土砂）に対して安全を確保できる施設とする。</p> <p>(4) 一定以上の避難者収容（収容人員が100人以上（有効避難面積が250㎡以上））が可能な施設とする。</p> <p>(5) 洪水浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設とする。</p> <p>(6) 堤防決壊等の二次災害の危険性がある施設は、避難所に指定しない。</p> <p>(7) 洪水により避難所の周囲が浸水する施設は、2階以上を指定し1階は指定しない。</p> <p>(8) 津波浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設とする。ただし、津波浸水想定区域内にある学校の体育館は、津波避難場所（同一敷地内の校舎）があることを前提に、指定避難所として指定する。</p> <p>(9) 人員・物資の輸送用車両の乗り入れ可能な道路（3.5m以上）に面するとともに、幾通りかのルートが確保できる施設が望ましい。</p> <p>(10) 平成27年度以降に民間施設を指定する場合は以下の基準をすべて満たす施設とする。ただし、その孤立想定地域内※に避難所が確保できない場合は、以下の基準を満たさない場合でも指定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律の要緊急安全確認大規模建築物に該当する施設であること ② 市と協定を締結した施設であること ③ 民間施設（協定締結団体）主体で避難所運営ができる施設であること ④ 非常用電源設備を有する施設であること ⑤ 複数の居室及びトイレ（災害時に使用できる可能性の高いもの）を避難者に提供できる施設であること ⑥ 貯水タンクを有する施設であること ⑦ 避難者にテレビ・ラジオ等で情報提供ができる施設であること ⑧ 10年以上避難所として活用できる施設であること <p>※鳥取市は大規模震災時に17の地域に分断され孤立すると想定されている。孤立想定地域とはその地域のことを言う。</p>

※15-47-(1)(2)(3)共通

15-44-(2) 災害時における避難所等施設利用等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社 戸田家（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の定義）

第2条 甲が定める避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害に被害を受けた家が全半壊、全半焼等した場合に、当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいう。

2 甲が定める避難所等は、市内の避難者のみを収容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を収容するものでなければならない。

3 その他、別表の基準を満たす施設でなければならない。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において次に掲げる施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙に対して要請することができる。

施設名称	戸田家	
所在地	三重県鳥羽市鳥羽一丁目 24-26	
所有者	株式会社 戸田家	
棟名等	南館 (第一新館、第二新館、第三新館)	嬉春亭
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部 鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	昭和42年	平成3年
避難所等総床面積	12,565.82㎡	14,150.81㎡
収容可能面積	8,795.93㎡ (総床面積×0.7)	9,905.56㎡ (総床面積×0.7)
収容人数	4,397人 (2㎡/人)	4,952人 (2㎡/人)

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（要請への対応）

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに

文書による手続きを行うものとする。

(避難所等の開設、運営)

第5条 乙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待たず、避難所等を開設することができる。

2 甲は、乙が前条により施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。

3 避難所等の運営については、乙の職員等が行うものとする。

(収容期間)

第6条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。ただし、必要に応じて、甲乙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、乙が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として乙の所有する施設を利用した場合の利用料は、甲乙協議して決定するものとする。

(避難時の事故等にかかる責任)

第9条 施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙の責めに期すべき事由による事故等については、乙が責任を負うものとする。

(利用の終了)

第10条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。

2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に文書により報告するものとする。

(連絡体制の確立)

第11条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙は事前に連絡責任者及び連絡担当者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

3 乙は、使用する施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合は、甲に文書で報告するものとする。

(避難所の機能向上への努力)

第12条 乙は、施設の避難所としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

(訓練等協力要請)

第13条 甲は、乙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2. 乙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

(実施細目)

第14条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して10年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定は、平成31年2月25日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月25日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市
鳥羽市長

中村欣一郎 

乙 三重県鳥羽市鳥羽一丁目24-26

株式会社 戸田家
代表取締役

戸田順三郎 

15-44-(3) 災害時における避難所等施設利用等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と湯快リゾート株式会社（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の定義）

第2条 甲が定める避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害により住家が全半壊、全半焼等した場合に、当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいう。

- 2 甲が定める避難所等は、市内の避難者のみを収容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を収容するものでなければならない。
- 3 その他、別表の基準を満たす施設でなければならない。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において次に掲げる施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙に対して要請することができる。

施設名称	鳥羽彩朝楽
所在地	三重県鳥羽市小浜町字城山 610
所有者	湯快リゾート株式会社
棟名等	—
構造等	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
建築年	昭和 43 年 1 月着工
避難所等総床面積	9,782.50 m ²
収容可能面積	6,847.75 m ² (総床面積×0.7)
収容人数	3,423 人 (2 m ² /人)

- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（要請への対応）

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

(避難所等の開設、運営)

第5条 乙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待たず、避難所等を開設することができる。

2 甲は、乙が前条により施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。

3 避難所等の運営については、乙の職員等が行うものとする。

(収容期間)

第6条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。

ただし、必要に応じて、甲乙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、乙が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として乙の所有する施設を利用した場合の利用料は、甲乙協議して決定するものとする。

(避難時の事故等にかかる責任)

第9条 施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙の責めに期すべき事由による事故等については、乙が責任を負うものとする。

(利用の終了)

第10条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。

2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に文書により報告するものとする。

(連絡体制の確立)

第11条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙は事前に連絡責任者及び連絡担当者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

3 乙は、使用する施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合は、甲に文書で報告するものとする。

(避難所の機能向上への努力)

第12条 乙は、施設の避難所としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

(訓練等協力要請)

第13条 甲は、乙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

(実施細目)

第14条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して10年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定は、令和2年6月10日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 京都府京都市下京区五条通河原町
西入本覚寺前町 830
京都エクセルヒューマンビル 5階
湯快リゾート株式会社
代表取締役 西谷 浩司



15-45-(1) 災害時における協定書

松尾町内会（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）とは、災害発生時等に、乙が風水害等避難所【土砂災害】（以下「避難所等」という。）として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

（避難所等）

第1条 乙は、鳥羽市内に台風や集中豪雨等による土砂災害が発生及び発生する恐れがあり、住民や帰宅困難者（以下「住民等」という。）の避難所が必要と判断される場合には、甲が管理する下記の施設を避難所等として使用することができるものとする。

○所在地：鳥羽市松尾町651-2

○施設名：松尾町老人憩の家なごみ

（避難所等の開設）

第2条 乙は、第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に甲に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は開設後に報告するものとする。

（避難所等の管理）

第3条 避難所等の管理運営は乙の責任において行うものとする。

（施設の使用料）

第4条 施設の使用料は無料とする。ただし、避難所として長期使用する場合においては、甲・乙別途協議することとする。

（避難所等としての使用の終了）

第5条 乙は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、甲に報告するとともに、その施設を原状回復し、甲の確認を受けなければならない。

（利用者責任）

第6条 甲は、住民等が施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は平成28年7月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする

（協議）

第8条 協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定・解決を図るものとする。

平成28年7月1日

甲 鳥羽市松尾町644-3
松尾町内会長 山本 隆

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主 一

15-45-(2) 災害時における協定書

鳥羽磯部漁業協同組合桃取町支所（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）とは、災害発生時等に、乙が風水害等避難所【土砂災害】（以下「避難所等」という。）として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

（避難所等）

第1条 乙は、鳥羽市内に台風や集中豪雨等による土砂災害が発生及び発生する恐れがあり、住民や帰宅困難者（以下「住民等」という。）の避難所が必要と判断される場合には、甲が管理する下記の施設を避難所等として使用することができるものとする。

○所在地：鳥羽市桃取町93-4

○施設名：桃取健康管理センター

（避難所等の開設）

第2条 乙は、第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に甲に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は開設後に報告するものとする。

（避難所等の管理）

第3条 避難所等の管理運営は乙の責任において行うものとする。

（施設の使用料）

第4条 施設の使用料は無料とする。ただし、避難所として長期使用する場合には、甲・乙別途協議することとする。

（避難所等としての使用の終了）

第5条 乙は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、甲に報告するとともに、その施設を原状回復し、甲の確認を受けなければならない。

（利用者責任）

第6条 甲は、住民等が施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は平成28年7月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする

（協議）

第8条 協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定・解決を図るものとする。

平成28年7月1日

甲 鳥羽市桃取町263
鳥羽磯部漁業協同組合
桃取町支所長 山下 幸弘

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主一

15-46 災害時の施設使用に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、鳥羽市開発公社(以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)との間において、甲の施設を災害時の進出拠点等として使用し、捜索・救助活動等を行う関係機関が施設を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用施設)

第2条 使用施設は甲が所有する鳥羽市松尾町地内の松尾第2期工業団地及び鳥羽市大明東町地内のひだまり横用地の敷地とする。

(覚書の期間)

第3条 この覚書の期間は平成29年2月28日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも文書による申し立てがない場合は、期間満了の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。

(施設の使用等)

第4条 施設の使用等は、次のとおりとする。
甲の敷地に、工作物を設置した場合は、使用後撤去し復元すること。

(担当部署)

第5条 本覚書に基づく事務を行う担当部署は、甲は鳥羽市開発公社、乙は鳥羽市総務課防災危機管理室とする。

(疑義等の決定)

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて甲・乙が協議のうえ定めることとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月28日

甲 鳥羽市鳥羽1丁目2383番地42
一般財団法人鳥羽市開発公社
業務執行理事 坂倉 紀彦



乙 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 木田 久主



15-47 災害時等におけるヘリコプター離発着場の使用に関する協定書

災害時等におけるヘリコプター離発着場の使用に関して、株式会社ホーペック（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に災害等が発生した場合において、乙が、救助・捜索等の救助活動を円滑に行うため、甲の所有する敷地の一部を防災ヘリコプター等の離発着場として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（離発着場）

第2条 離発着場は、甲が所有する鳥羽市松尾町1002-1の一部とする。

2 乙に提供可能な離発着場は、甲が作成する図面により特定する。

3 乙が救助活動等において、甲の離発着場の使用するときは、電話等で通知し、甲の許可を得るものとする。

（離発着場の変更又は取消し）

第3条 甲は、敷地内の施設の増改築等により、離発着場の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により離発着場としての使用が不可能となるときには、書面等にて乙に連絡するものとする。

（使用期間）

第4条 離発着場の使用期間は、災害発生時等から乙の初動対応が収束する期間までとする。

2 乙は、その使用期間の延長を希望するときは、その延長期間について甲の許可を得るものとする。

（離発着場への立ち入るための解錠）

第5条 離発着場への立ち入るための解錠は、甲の職員又は甲の指定する者（乙の関係者を含む）が行うものとする。

(費用負担)

第6条 離発着場の使用料は無償とする。

(原状回復)

第7条 乙が救助活動等のために離発着場を使用した際、乙の故意又は過失により施設・備品等を破損した場合は、乙が原状に復する責を負うものとする。

但し、地震等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

(事故等に係る責任)

第8条 甲は、甲の故意又は過失により甲が責任を負うべきことが明らかな場合を除き、乙が救助活動等により離発着場を使用した際に発生した乙の事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の締結期間は、合意の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定書は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて甲・乙が協議のうえ定めることとする。

この協定書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月21日

甲 鳥羽市松尾町1002-1
株式会社ホーペック
代表取締役社長 濱口隼人

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 木田久主一

15-48 災害時における活動拠点提供の協力に関する協定書

大規模自然災害発生時における活動拠点に関し、シンフォニアテクノロジー株式会社伊勢製作所モーションコントロール機器工場（鳥羽）（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に大規模自然災害が発生した場合において、乙が、捜索・救助等の災害援助活動等を円滑に行うため、甲の所有する敷地の一部（以下、「協力敷地部分」と呼ぶ。）を乙が使用することについて、乙が甲に協力を求める事項等を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による協力敷地部分の使用用途は、大規模自然災害等発生時に乙が行う次の活動のための拠点とすることとする。

- ・ 災害救援活動部隊等の活動
- ・ 物資等の集積又は集配活動

（協力敷地部分の特定）

第3条 乙に提供可能な協力敷地部分は、甲が作成する図面により特定する。

（協力敷地部分の変更）

第4条 甲は、敷地内の施設の増改築等により、協力敷地部分の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により災害救援活動拠点としての使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

2 協力敷地部分は、大規模自然災害から甲の事業を復旧させるために変更する必要があることを乙は了承する。

（使用期間）

第5条 協力敷地部分の使用期間は、大規模自然災害発生時から乙の初動対応が収束する期間までとする。

2 乙はその使用期間の延長を希望するときは、その延長期間について甲の許可を得るものとする。

(協力敷地部分へ立ち入るための解錠)

第6条 協力敷地部分へ立ち入るための解錠は、甲の職員又は甲の指定する者(乙の関係者を含む)が行うものとする。

(施設の使用)

第7条 乙が当該災害救援活動において、甲所有の敷地内の施設の使用を希望するときは、甲の許可を得るものとする。

(費用負担)

第8条 協力敷地部分及び使用施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 協力敷地部分又は使用施設が災害援助活動のために使用された場合の協力敷地部分・使用施設・備品の破損等については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

(事故等に係る責任)

第10条 甲は、故意又は過失により甲が責任を負うべきことが明らかな場合を除き、災害救援活動により協力敷地部分の使用又は使用施設を使用した際に発生した乙の事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(防災意識の向上)

第11条 甲は、日常的に職員の防災意識の向上に努め、必要に応じ、乙が行う防災訓練等に参加・協力するものとし、乙は、甲に対して必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の締結期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定書は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月18日

甲 三重県鳥羽市鳥羽1丁目19-1
シンフォニアテクノロジー株式会社
伊勢製作所モーションコントロール機器工場（鳥羽）

製造部長

三浦博之



乙 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長

本田久生



15-49 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に人所又は入院するに等しい程度の者であって、避難所での生活において特別の配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定施設）

第2条 この協定で福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。
鳥羽市船津町1393番地1号 鳥羽市障がい者福祉センターゆめはーる

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たっては、次に掲げる業務を行うものとする。
（1）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
（2）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
（3）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（管理運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長できるものとし、更に再延長が必要な場合には同様に取扱うものとする。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用について災害救助法（昭和22年法律第118号）の例により支払うものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等や物資に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

（要配慮者等の受け入れ等）

第7条 甲は、要配慮者等が福祉避難所での避難生活が必要であると判断したときは、乙に受け入れを要請し、乙は、業務に支障のない範囲でこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づき指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができる。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月20日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 鳥羽市大明東町2番5号
社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会
会長 森下 幸穂

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘匿の保持)

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

※ 同内容で協定締結している施設 三重福祉会陽光苑、恒心福祉会 あらしま苑

15-50 災害発生時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社 安心タリエイト（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所への介護用品等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において福祉避難所の開設に際し要配慮者等の生活の安定のために必要な介護用品等を貸借又は、購入により確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、福祉避難所開設に際し、介護用品等の必要があると認めるときは、乙に対し必要物資調達の要請を行うものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の業務に支障を来さない範囲において、乙が保有する介護用品等の供給及び運搬について協力するものとする。

（介護用品等の種類）

第3条 乙が供給する介護用品等の種類は、次に掲げるもののうち乙が保有している商品とし、貸与又は、販売により提供するものとする。

- （1）介護用品（紙おむつ等生活用品も含む。）
- （2）食料品類（きざみ食等にも対応。）
- （3）寝具類
- （4）パーティション類
- （5）その他取扱商品

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙による保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第5条 この協定の実施に当たり、甲乙はあらかじめ連絡担当者を定め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協定の解除）

第6条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができる。

（協定締結期間）

第7条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を
保有するものとする。

平成29年12月20日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 鳥羽市鳥羽三丁目27番12号
株式会社 安心クリエイト
代表取締役 世古口 一弘

15-51 災害時における緊急物資輸送等に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県トラック協会南勢支部（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急物資輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送等の支援要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1） 甲が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- （2） 甲が管理する支援物資拠点から避難所等への物資の配送
- （3） 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（支援要請の手続き）

第3条 甲が前条の規定による支援を必要とするときは、文書（様式1）により要請するものとする。また、乙は前条の規定による業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（様式2）により、必要事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、業務の終了後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、当該協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用は甲が負担するものとし、甲は、その代金を、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(額の決定)

第6条 前条に規定する甲が負担する費用の額は、乙の会員事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の全部又は一部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市

鳥羽市長

中村欣一郎 

乙 三重県伊勢市村松町字明野1356-9
三重県トラック協会南勢支部

南勢支部長

南英雄 

様式1（第3条関係）

平成 年 月 日

三重県トラック協会南勢支部
南勢支部長 様

鳥羽市長

要請書

「災害時における緊急物資輸送等に関する協定書」第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- その他

2 要請内容

・ 必要とする車両数 台、人員 人、資機材（ ）

・ 物資積込場所及び搬入場所

・ 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

3 その他参考となる事項

様式2 (第3条関係)

平成 年 月 日

鳥羽市長 様

三重県トラック協会南勢支部
南勢支部長 ㊟

実績報告書

平成 年 月 日付けで要請のあった業務が終了しましたので、次のとおり報告します。

記

1 支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- その他

2 実施内容

- ・ 使用した車両数 台、人員 人、資機材 ()
- ・ 物資積込場所及び搬入場所
- ・ 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

3 その他参考となる事項

15-52 地域における協力に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）及び、鳥羽市に所在する郵便局（以下「乙」という。別表のとおり。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

道路の損傷等の情報交換に関する覚書（平成11年3月1日締結）、廃棄物の不法投棄情報の提供に関する覚書（平成13年6月25日締結）は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、鳥羽市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に連絡票による情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合（地域見守り活動連絡票）
- (2) 道路の異状を発見した場合（道路損傷等連絡票）
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合（不法投棄連絡票）

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
市長

中村欣一 

乙 三重県鳥羽市鳥羽四丁目1番8号
日本郵便株式会社
鳥羽郵便局
局長

前川徹也 

(別表)

鳥羽郵便局	能取郵便局	加茂郵便局
鳥羽谷志郵便局	鳥羽釜淵郵便局	鳥羽坂井郵便局
鳥羽錦町郵便局	鳥羽菅島郵便局	長岡郵便局
鳥羽神島郵便局		

年 月 日

鳥羽市 健康福祉課 御中
【FAX 0599-25-1154】

地域見守り活動連絡票

下記のとおり、異変を発見しましたのでお知らせします。

見守り活動者記載欄	連絡日時	年 月 日 ()	
	連絡者	連絡先	
	対象者の状況等	連絡先 電話番号	
	異変発見日時	発見者氏名	
	対象者氏名	年 月 日 ()	
	住 所	午前・午後 時 分	
	電 話 番 号	鳥羽市	
	異変の状況	電話番号	
	その他	<input type="checkbox"/> 新聞など配布物がたまっている <input type="checkbox"/> カーテンや雨戸が何日も閉まっている <input type="checkbox"/> 外灯や室内の電気が何日も点いたままになっている <input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干されたままになっている <input type="checkbox"/> 大声で怒鳴る声や泣き声などの物音がする <input type="checkbox"/> 異臭や異音がする。 <input type="checkbox"/> 最近、姿を見かけない <input type="checkbox"/> 急にやせてきた <input type="checkbox"/> 動作が不自由になっている <input type="checkbox"/> 怪我や痣があることが多い <input type="checkbox"/> 季節に合った服装ができていない <input type="checkbox"/> 服が汚れ、体臭もきつく不衛生なことがよくある <input type="checkbox"/> お金の支払いがスムーズにできなくなった <input type="checkbox"/> 同じ話を繰り返すことが多くなった <input type="checkbox"/> 話の内容のつじつまが合わない <input type="checkbox"/> 伝えたばかりの話の内容をすぐ忘れる <input type="checkbox"/> 子どもだけでいることが多く、近所を徘徊している <input type="checkbox"/> 家に寄りたがらない <input type="checkbox"/> 夜まで子どもだけで遊んでいる。 <input type="checkbox"/> 子どもが保護者をひどく怖がっている。 <input type="checkbox"/> 極端にやせている。 <input type="checkbox"/> その他()	

年 月 日

鳥羽市建設課 御中

TEL:0599-25-1173

FAX:0599-25-5241

道路損傷等連絡票

下記のとおり、道路損傷等を発見しましたのでお知らせします。

連絡先			
連絡先 電話番号			
発見者氏名			
発見日時	年 月 日		
	午前 ・ 午後 時 分頃		
発見場所	路線名	国道 号 県道 線 市道 線	
	市町名	町	地内
	目印等		
道路損傷等の状態 (右の該当する箇所 の□にチェック。)	<input type="checkbox"/> 1	穴ぼこ	
	<input type="checkbox"/> 2	落石	
	<input type="checkbox"/> 3	倒木	
	<input type="checkbox"/> 4	側溝蓋の損傷	
	<input type="checkbox"/> 5	その他	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

年 月 日

鳥羽市環境課 御中
FAX:0599-21-0958

不法投棄連絡票

下記のとおり、不法投棄を発見しましたのでお知らせします。

連絡先		
連絡先 電話番号		
発見者氏名		
不法投棄の内容		
発見日時	年 月 日	
	午前 ・ 午後 時 分頃	
発見場所	路線名	国道 号 県道 線 市道 線
	市町名	町 地内
	目印等	

15-53 太陽光発電蓄電池式 LED 灯の設置に関する協定

三交不動産株式会社（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）とは、太陽光発電蓄電池式LED灯（以下「LED灯」という。）の設置について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙がLED灯を設置したことにより、指定緊急避難場所である日和山山頂公園へ効果的な誘導を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置用地）

第2条 LED灯の設置に要する土地（以下「設置用地」という。）は、別紙「1. 設置用地」に掲げる場所とする。

（設置機器）

第3条 設置するLED灯は、別紙「2. 設置機器」に掲げる機器とする。

（設置機器の維持管理等）

第4条 乙は、設置機器を維持管理するものとし、設置機器の維持補修費等に要する経費は、すべて乙の負担とする。

2 LED灯の故障、LED灯の落下等不測の事態に関する苦情等については、乙の責任において対応する。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期限は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（免責）

第6条 天変地変等、甲乙いずれの責めにも帰すことができない不可抗力によって生じた甲乙の損害について、甲及び乙は互いにその責を負わない。

（原状回復）

第7条 乙は、協定終了後は、設置機器を乙の負担と責任において、速やかに撤去し、原状回復を行うものとする。

（協定の変更）

第8条 LED灯の設置に関し、特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上この協定を変更することができる。

（損害賠償）

第9条 乙は、本協定内容を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲	住所 氏名	三重県津市丸之内9番1-8号 三交不動産株式会社 取締役社長 高林 亨	
乙	住所 氏名	三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市長 中村 欣一郎	

15-54 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、この地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

目 的

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

定 義

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、鳥羽市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、鳥羽市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じて、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年7月3日

甲) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市
市長

中村欣一郎 

乙) 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号
株式会社ゼンリン 中部支社
支社長

荒下康博 

15-55 火災時における消防用水の確保に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と志摩生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、甲の管轄区域内において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火災時」という。）において、甲が乙に対して行う消防用水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は大規模な火災が発生した場合に、甲において用水の供給支援に関して必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、火災時において消防用水の供給を必要とする事態が発生したときは、乙に対して災害応急対策に必要な用水確保の要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファックス等により要請することができるものとし、事後速やかに前記要請書を送付するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、第2条の規定による協力が終了したときは、協力内容を災害応急対策に必要な消防用水確保の実績報告書（第2号様式）及び業務従事者・業務内容報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく支援に要した費用については、実費を勘案し甲乙協議のうち、負担額を決定するものとする。

（損害の補償）

第5条 この協定に基づいて協力を従事した乙の組合員が、当該支援に従事したことにより負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鳥羽市消防本部消防長、乙においては志摩生コンクリート協同組合代表理事とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうち定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更について申し出がないときは、この協定の有効期間は期間満了の日の翌日から起算して更に1年延長するものとし、以後同様とする。

附 則

この協定は、平成30年11月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年11月 9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市

鳥羽市長 中村欣一郎



乙 三重県志摩市大王町船越234番地3
志摩生コンクリート協同組合

代表理事 稲葉



第1号様式（第2条関係）

鳥消第 号
年 月 日

志摩生コンクリート協同組合
代表理事 様

鳥羽市
鳥羽市長

火災時における消防用水の確保に関する供給支援要請書

「火災時における消防用水の確保に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

災 害 種 別	
要 請 の 内 容	
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 場 所	
災 害 の 状 況	
必 要 水 量	トン
必 要 台 数 (必要車両種別)	トン車 台、 トン車 台 ※進入可否、車両展開場所等を確認すること
運 搬 経 路	
●想定される危険・注意事項	
●その他	

	要請機関名	氏 名	連 絡 先
要 請 者			
現 地 責 任 者			

15-56 災害時における救援物資等拠点の運営に関する協定

スギハラプロテック株式会社（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、乙の区域内において災害対策法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における救援物資集積場所の提供及び運営協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して行う救援物資集積場所の提供及び運営協力要請に関し、その手続き等について定め、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、生活の安定を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲の所有又は管理する施設の使用
- (2) 救援物資運営に必要な資機材の提供及び協力
- (3) その他乙の要請により甲が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 前条各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）の要請は、要請書（第1号様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援協力を要請し、後日、要請書を提出できるものとする。

（協力業務の方法）

第4条 甲は前条の規定により要請を受けたときは、乙の指示に従い、可能な範囲で協力業務を行うよう努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 施設及び資機材の使用料は無償とする。

（施設・資機材の破損時の対応）

第6条 使用された施設・資機材が破損した場合については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震等の災害により損傷した箇所についてはこの限りではない。

（損害補償）

第7条 乙は、協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の例により、これを補償するものとする。

（連絡調整等）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

2 甲は、乙から要請があったときは、可能な範囲内で乙が実施する訓練に参加するものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 甲及び乙は、協力業務の実施にあたり、相互に災害情報の積極的な提供を行うものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協力業務を行う場合において知った相手方の秘密情報を、第三者に漏らしてはならない。

(有効期間等)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年11月27日

甲) 三重県鳥羽市松尾町 304-56

スギハラプロテック株式会社

代表取締役 杉原 新一



乙) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



第1号様式（第3条関連）

第 年 月 日 号

スギハラプロテック株式会社 様

鳥羽市長



要 請 書

災害時における救援物資集積場所の提供等協力業務について、次のとおり要請します。

(1) 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
(2) 場 所	
(3) 協力業務 の 内 容	
(4) そ の 他 必要事項	

15-57 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と八木段ボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における段ボール製品の調達に関し、次の通り協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、鳥羽市内において地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達に関し必要な事項を定める。

第2条（協力の要請及び受諾）

- 1 甲は、災害時に段ボール製品の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

第3条（段ボール製品の種類）

前条の段ボール製品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1)簡易ベッド
- (2)シート
- (3)その他 乙の取り扱う商品

第4条（手続き等）

- 1 乙は、甲の指定する場所に段ボール製品を搬送し、納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ受け取るものとする。
- 2 乙は、搬送終了後速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

第5条（経費の負担）

- 1 甲は乙に対し、前条の規定により納品された段ボール製品及びその運搬に対する費用について負担するものとする。
- 2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の適正価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第6条（経費の支払）

経費は乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときはその内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

第7条（連絡窓口）

甲、乙はこの協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。
また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、平成31年2月5日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかからも特段の申し出がない場合は更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

第9条（疑義の解決）

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙誠実に協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成31年2月5日

甲：鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

中村欣一郎



乙：伊勢市小俣町湯田1028番地の1
八木段ボール株式会社
代表取締役

八木 雅文



15-58 災害時における応援業務に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、鳥羽市内において、地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に災害が発生した場合に、甲が乙に対して行う応援業務の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に鳥羽市災害対策本部を設置し、かつ、鳥羽市内に災害救助法が適用された場合において、応援業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

（応援業務の内容）

第3条 この協定において応援業務とは次に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する公共施設が被災した場合の災害復旧のための管界点情報の収集若しくは復元
- (2) 登記及び境界関係無料相談所の開設
- (3) 前各号に定めるもののほか、甲が特に必要と認める応援業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援業務の要請を行おうとするときは、甲と乙が協議の上、次に掲げる事項を記載し、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 応援の目的
- (3) 被害の状況
- (4) 応援業務の内容
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により応援業務の要請を行うことができるものとする。この場合、甲は当該要請後、速や

かに乙に対して前項に規定する文書を送付しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(応援業務への従事)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

(応援業務の報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき業務を行った場合、活動終了後にその活動内容について速やかに業務報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請により、乙の社員が行った応援業務に要した費用は甲が負担する。但し、相談所の開設に要した費用については無償とする。

(相談者の負担)

第8条 甲の要請による応援業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(書類の提出)

第9条 乙は毎年1回 次の書類を、甲に提出するものとする。

- (1) 応援業務に関する乙の組織図
- (2) 応援業務に関する連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める書類

(事故への対応)

第10条 乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 乙の社員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずるものとする。

(訓練協力)

第11条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議の上、これに協力するものとする。

(資料の交換及び協議)

第12条 甲及び乙は、この協定書に基づく応援業務を円滑に行うため、必要に応じて

次の資料を交換するとともに、協議を行うものとする。

- (1) 鳥羽市地域防災計画
- (2) 公共施設等の界管理に関する情報
- (3) その他必要な事項

(協議)

第 13 条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から 2020 年 3 月 31 日までとする。
ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除または変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 31 年 4 月 25 日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号

鳥羽市

鳥羽市長

中村欣一郎



乙 三重県津市西丸之内 21 番 19 号

公益社団法人三重県公共福祉登記土地家屋調査士協会

代表理事

田中孝治



年 月 日

要 請 書

公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 様

鳥羽市長 _____ ㊟

災害時における応援業務に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

応 援 場 所	
応 援 目 的	
被 害 状 況	
応 援 業 務 内 容	
備 考	
連 絡 先 及 び 者	課 担 当 者 電 話 FAX

年 月 日

業 務 報 告 書

鳥羽市長 様

公益社団法人

三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 印

災害時における応援業務に関する協定書第6条の規定により下記のとおり報告します。

活 動 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
応 援 場 所	
応 援 目 的	
被 害 状 況	
応 援 業 務 内 容	
そ の 他 必 要 事 項	
担 当 者	

15-59 災害時に係る情報発信等に関する協定

鳥羽市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、鳥羽市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鳥羽市が鳥羽市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ鳥羽市の行政機能の低下を軽減させるため、鳥羽市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の申から、鳥羽市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、鳥羽市の運営するホームページの運営時のアクセス負荷の軽減を目的として、鳥羽市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること
 - (2) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること
 - (3) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること
 - (4) 鳥羽市が、災害発生時の鳥羽市内の被害状況、タイムラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること
 - (5) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること
2. 鳥羽市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、鳥羽市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく鳥羽市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、鳥羽市から提供を受ける情報について、鳥羽市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、鳥羽市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、鳥羽市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、鳥羽市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2019年 6月 17日

鳥羽市：三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村 欣一郎



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎



15-60 災害時における資器材のレンタルに関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資器材（以下「資器材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、鳥羽市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資器材の供給を必要とするときは、乙に対し資器材の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資器材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資器材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供資器材）

第3条 乙が甲に提供する資器材は、別表1に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資器材の見込み数量を報告するものとする。

（資器材の運搬及び引き渡し）

第4条 甲は、要請した資器材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資器材の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による資器材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資器材を運搬し、及び提供する場合には、当該資器材の運搬に使用する車両に対し、緊急通行車両証の発行手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した資器材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

(資料の交換及び情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を適宜交換するものとする。

(平常時からの相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の供給ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相互に対して文書による異議の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和元年6月19日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地

株式会社 ダイワテック

代表取締役社長 岡 忠志



15-61 地域BWAを利用した避難所Wi-Fiに関する提供機器と回線提供について

鳥羽市（以下、「甲」という。）および株式会社 ZTV（以下、「乙」という。）は、甲が平成30年12月6日付で回答した「乙の地域BWA無線局への同意書」に基づき、乙が提供する地域BWA回線を利用した避難所Wi-Fiを甲が使用するにあたり、乙が甲に提供する地域BWA受信機（以下、「機器」という。）および地域BWAを利用した通信回線（以下、「通信回線」という。）の取り扱いについて、下記のとおり定める。

（対象および機器）

1. 乙が別途構築する地域BWA送信局から送信される電波（以下、「地域BWA電波」という。）が届く範囲にある甲の指定避難所（以下、「避難所」という。）に対して、乙は甲に機器を提供する。提供数量は避難所1ヶ所につき機器1台とし、機器1台毎に最大32台のWi-Fi端末が利用できるものとする。なお、設置先・端末番号・設置日等は別紙の端末管理表で管理し、機器の追加等があった場合は端末管理表を更新する。

（利用範囲）

2. 機器の使用は、甲が避難所を開設する日時に限ることとする。ただし、試験・訓練等で利用する場合などは、事前に乙に通知することにより、乙はその利用を認める。なお、避難所の開設については事後通知でも可能とする。通知の無い利用があった場合および通常時より利用が認められる場合は、乙は通常時の月額利用料相当額を甲に請求することができるものとする。

（提供期間）

3. 機器および通信回線の提供期間は、端末管理表記載の設置日より3年間とする。提供期間経過後の取り扱いは、技術動向等を踏まえ、甲乙間で再協議することとする。

（機器の所有）

4. 機器の所有権は乙が保持するものとし、甲に無償で貸し出すものとする。甲は責任を持って機器を管理し、機器が故障した場合は、乙は甲に無償にて代替の機器を提供するものとする。ただし、機器を紛失した場合、または故意に故障させた場合には、乙は甲に有償にて代替の機器を提供するものとする。

（通信回線の提供）

5. 通信回線は、乙が甲に無償で提供するものとする。

（SSID）

6. 端末が機器にWi-Fi接続するためのSSIDは「00hinanjiyo_ztvfree」とし、接続用のパスワードは設定しないものとする。

(免責事項)

7. 通信回線の停止が発生した場合は、乙は、如何なる場合も、一切の責任を負わないのとする。

(協議事項)

8. 本覚書に記載されない事項が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議をおこなう。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を持する。

令和元年 6月20日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番地1
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎 

乙 三重県津市あかつ台四丁目7番地1
株式会社ZTV
取締役社長 田村 憲司 

15-62 「鳥羽市ハザードマップ」協働発行に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が協働して添付別紙記載の印刷物（以下「印刷物」という。）を発行することに関して、以下の通り協定書を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、甲の提示する広告掲載基準に従い印刷物に掲載する広告を募集したうえで、印刷物を作成するものとする。

2 甲は、印刷物を自己の費用負担で添付別紙記載の通り配布するものとする。

（仕 様）

第2条 印刷物の仕様は、添付別紙記載の通りとする。

2 甲又は乙の都合により添付別紙記載の仕様を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ、当該内容を変更できるものとする。なお、当該変更が甲からの要求によるものであるときは、乙は、添付別紙記載の引渡し予定日を変更できるものとする。

（校 正）

第3条 乙は、印刷物の印刷を行う前に、印刷物の内容すべてについて甲に校正を求め、

甲は、これに応じるものとする。

2 乙は、前項に基づく校了後の印刷物の内容については、修正・変更に応じないものとする。

（引渡し）

第4条 乙は、甲に対し、印刷物を添付別紙記載の条件に従って引き渡すものとする。

（検 査）

第5条 甲は、添付別紙記載の検査期間内に、印刷物の数量及び外観について検査し、検査結果を乙に通知するものとする。なお、当該期間内に甲が検査結果を乙に通知しなかったときは、当該期間満了日に検査に合格したものとみなすものとする。

2 乙は、前項の検査結果が不合格の場合は、速やかに修正、取替え又は追加に応じるものとする。

（情報の提供等）

第6条 甲は、乙の要請がある場合、印刷物の発行に必要な写真、デザインその他の資料（以下あわせて「甲保有情報」という。）を、乙に対して無償にて提供するものとする。

2 前項の場合、甲は、甲保有情報が第三者の有する著作権、特許権等の知的財産権又は営業秘密その他の権利、利益を侵害していないことを保証するものとする。

3 甲は、乙の要請がある場合、印刷物に掲載する広告の募集に関し、乙に対して協力を行うものとする。

（著作権の帰属）

第7条 印刷物のうち、甲保有情報の著作権は甲に帰属するものとし、甲保有情報を除く部分の著作権は乙に帰属するものとする。

（利用許諾）

第8条 乙は、甲に対し、添付別紙第1項所定のデータファイル（以下「本データ」という。）について、添付別紙第7項に定める公衆送信許諾期間中、本データの全部又は一部を、甲が管理するサーバに格納（複製）し、添付別紙第6項所定の甲サイト（以下「甲サイト」という。）上で自動公衆送信（送信可能化を含む。）することを無償で許諾するものとする。

2 甲は、前項で許諾された利用方法以外の利用を行う場合は、甲乙別途協議のうえ、書面にて合意した条件で利用することができるものとする。

(遵守事項)

第9条 甲は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1)印刷物及び本データ（以下あわせて「納入物」という。）は、添付別紙所定の仕様とし、本協定書で明示的に合意された場合を除き、納入物の一部でも複製、転記、抽出、加工、改変、翻案、送信その他の利用をしないこと。
- (2)本協定書で明示的に合意された場合を除き、有償・無償を問わず、また、譲渡、使用許諾、送信その他方法及び形態の如何を問わず、納入物（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む）の一部でも第三者に使用させないこと。
- (3)公衆送信許諾期間終了後、直ちに甲のサーバから本データを消去すること。
- (4)乙の著作権表示を乙が指定した場合、乙指定の場所、態様で表示すること。

(納入物の内容及び品質)

第10条 乙は、第5条第2項の場合を除き、納入物の内容（甲保有情報に起因するものを含む。）及び品質について、責任を負わないものとする。

(問い合わせ対応)

第11条 納入物に関する利用者又はその他第三者からの問い合わせ・苦情等への対応は、甲乙相互に協力して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本協定書の履行上知り得た相手方の秘密情報を、本協定書の履行のためにのみ使用し、相手方の事前同意なく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

(解除)

第13条 甲又は乙は、相手方が本協定書に違反し、かつ、当該違反状態が相手方からの通知後15日以内に是正されない場合、何ら催告をすることなく、直ちに本協定書を解除できるものとする。

2 甲又は乙は、本協定書に別段の定めがある場合を除き、相手方の債務不履行により損害を被ったときは、解除の有無にかかわらず、相手方に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。

(その他)

第14条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本協定書に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとする。

2 甲乙間に本協定書の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2019年 6月24日

甲：三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長 中村欣一郎



乙：三重県津市海岸町4番13号

株式会社ゼンリ 営業所
所長 山本 龍



<添付別紙>

1	納入物	(1)印刷物 (2)データファイル (印刷物のPDFファイル)	
2	納入物の仕様・数量	(1)印刷物	
		名称	「鳥羽市ハザードマップ」
		規格	A1 (一枚物)
		綴じ	4度折り
		紙質	表紙：ニューV マット A判 57.5kg 本文：同上
		色数	4色
		総ページ数	2ページ (表面・裏面) 表紙：1ページ 本文：1ページ (行政情報ページ：2ページ)
	印刷部数	12,000部	
	(2)データファイル	CD-R：1枚	
3	納入物の引渡し	引渡し予定日	2020年2月14日
		引渡し場所	甲の防災危機管理室 (住所：鳥羽市鳥羽三丁目1-1)
		引渡し部数	11,000部
4	納入物の検査	検査期間 納入日から3日間	
5	印刷物の配布	<p>甲は、鳥羽市内の全世帯に対し可能な限り印刷物を配布するものとする。なお、受取拒否及び配布不可能の場合はこの限りではない。</p> <p>配布予定期間：2020年2月25日から 2020年3月25日まで。</p> <p>また、配布の結果、残った印刷物については、上記配布予定期間にかかわらず、甲の防災危機管理室窓口にて配布するものとする。</p>	
6	甲サイト	鳥羽市ホームページ (https://www.city.toba.mie.jp/)	
7	公衆送信許諾期間	2020年4月1日から2024年3月31日まで	
8	その他	特になし	

以上

15-63 各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および 情報連携に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と中部電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。)は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲および乙が、各種災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。

(2)「乙の託送供給区域」とは、鳥羽市内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第百三十二条および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第百三十二条の二および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

三 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応を行う。

(情報提供)

第8条 乙は、災害復旧に甲の協力を要すると判断した場合、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲および乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第11条 損害賠償は次の各号に定めるとおりとする。なお、各号に該当しない損害賠償は、甲および乙の協議により解決にあたるものとする。

- (1) 甲または乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行う。
- (2) 甲または乙が、第三者に損害を与えた場合、当該加害者に故意または過失があるときは、当該加害者が当該第三者に損害賠償を行う。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲および乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

- (甲) 鳥羽市役所 総務課 防災危機管理室
- (乙) 中部電力パワーグリッド株式会社
伊勢営業所 契約サービス課

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するも

のとする。

- 三 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲および乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

2020年 6月 9日

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
甲 鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎



三重県伊勢市岩渕一丁目9番24号
乙 中部電力パワーグリッド株式会社
伊勢営業所長 中西 利夫



15-64 特設公衆電話の設置及び利用・管理に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害発生時」とは、甲が災害対策基本法に基づく避難勧告等の避難情報を発令する広域的な自然災害等が発生し、緊急の通信を必要とする多数の被災者や帰宅困難者等が生じているときをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とする発信専用の公衆電話をいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管のうえ、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する引込線、保安器、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する前項の設備が甲の故意又は過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議のうえ、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置箇所一覧」（別紙1）を乙が作成し、甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙2に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3に定める定期試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用の開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、避難所を開設した場合で甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の報告を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を設置した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を廃止した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の報告を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する利用の開始を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本協定を解除することができる。
- (1) 前項に違反したとき。
 - (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為。
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第 15 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第 16 条 本協定書は、令和 2 年 7 月 6 日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本協定書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

令和 2 年 7 月 6 日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目 1 - 1

鳥羽市長

中村欣一郎



乙 津市桜橋二丁目 149 番地
西日本電信電話株式会社

三重支店長

杉本 浩



鳥羽市 特設公衆電話設置箇所一覧

NO	設置住所	設置箇所名	設置数
1			
2			
3			

情報管理責任者（変更）通知書

別紙2

令和 年 月 日

西日本電信電話株式会社
三重支店長

_____ 殿

鳥羽市長

_____ 印

「特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

避難所名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
	(正)	TEL FAX
	(副)	TEL FAX

情報管理責任者（変更）通知書

別紙2

令和 年 月 日

鳥羽市長

_____ 殿

西日本電信電話株式会社
三重支店長

_____ 印

「特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

避難所名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
	(正)	TEL FAX
	(副)	TEL FAX

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
西日本電信電話株式会社による試験	<p>①西日本電信電話株式会社から特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施します。</p> <p>②回線に異常が確認された場合は、西日本電信電話株式会社が修理を実施します。</p>
鳥羽市による通話試験	<p>① 避難所にて、モジュージャックに電話機を接続し、鳥羽市総務課に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施します。</p> <p>②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、西日本電信電話株式会社故障受付部門（113）への連絡を実施します。</p>

15-65 災害時における災害ボランティアセンター設置に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）、志摩市（以下「乙」という。）、南伊勢町（以下「丙」という。）及び鳥羽志勢広域連合（以下「丁」という。）は、甲、乙又は丙の区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害ボランティアセンター設置場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲、乙及び丙が迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターを設置するため、丁に対して行う必要な手続等について定めることとする。

（使用要請）

第2条 甲、乙又は丙は、災害ボランティアセンターを鳥羽志勢クリーンセンター（鳥羽市白木町247番地10）に設置することが適当と判断したときは、甲乙丙で協議の上、丁に要請書（第1号様式）を提出することにより使用要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で使用要請し、後日、要請書を提出するものとする。

（使用承認）

第3条 丁は前条の規定により要請を受けたときは、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

（使用方法）

第4条 甲、乙及び丙は、災害ボランティアセンターを設置するときは、事前に丁と協議して施設等の使用期間、使用範囲、使用内容等を定めるものとする。

（使用料）

第5条 施設等の使用料は無償とする。

（原状回復）

第6条 甲、乙及び丙は、災害ボランティアセンターを閉鎖し、又は移転する場合は、自己の責任と負担において原状回復を行うものとする。
2 丁の事情により、災害ボランティアセンターの閉鎖又は移転が必要となった場合は、甲、乙及び丙は直ちに閉鎖し、又は移転し、甲、乙及び丙の責任と負担において原状回復を行うものとする。

（施設等の破損時の対応）

第7条 甲、乙及び丙は、使用した施設等が破損した場合については、自己の責任において原形復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震等の災害により損傷した箇所についてはこの限りでない。

（有効期間等）

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該有効期

間満了の日の3箇月前までに、甲、乙、丙又は丁いずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協 議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2年10月12日

甲) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



乙) 三重県志摩市阿児町鷺方 3098 番地 22

志摩市

志摩市長 竹内 千尋



丙) 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地

南伊勢町

南伊勢町長 小山 巧



丁) 三重県志摩市磯部町迫間 22 番地

鳥羽志勢広域連合

鳥羽志勢広域連合長 竹内 千尋



第 号
年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

長 印

要 請 書

令和2年10月12日に締結した「災害時における災害ボランティアセンター設置に関する協定書」に基づき、次のとおり使用を要請します。

(1) 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
(2) 場 所	
(3) 内 容	
(4) その他 必要事項	

1 6 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表

指定番号	名称	所在地	緯度経度	着陸場連絡先 電話番号	面積 (㎡)	離着陸 場規模	避難場 所指定	土地 表面	散水の 必要性
211-01	鳥羽展望台	鳥羽市国崎町大岳 3-3	N 34° 25' 40" E136° 54' 53"	有限会社 ノア 0599-33-6201	38×21 798	C	無	舗装	無
211-02	市民の森公園	鳥羽市大明東町 2090-224	N 34° 28' 14" E136° 50' 55"	鳥羽市役所建設課まちづくり整備室 0599-25-1176	70×63 4410	C	無	芝生	無
211-03	旧桃取小学校グラウンド	鳥羽市桃取町 21	N 34° 30' 42" E136° 51' 01"	桃取小学校 0599-37-3009	80×48 3840	C	有	赤土	有
211-04	答志小学校グラウンド	鳥羽市答志町 941-1	N 34° 31' 30" E136° 53' 59"	答志小学校 0599-37-2032	78×46 3588	C	有	赤土	有
211-05	鳥羽高等学校グラウンド	鳥羽市安楽島町 1459	N 34° 27' 56" E136° 50' 49"	鳥羽高等学校 0599-25-2935	150×120 18000	B	無	砂質	有
211-06	神島中学校グラウンド	鳥羽市神島町 505-2	N 34° 32' 38" E136° 58' 56"	神島中学校 0599-38-2009	89×64 5696	C	無	赤土	有
211-08	旧坂手小学校グラウンド	鳥羽市坂手町 938	N 34° 29' 08" E136° 51' 40"	鳥羽市教育委員会 総務課 庶務係 0599-25-1262	51×36 1836	C	有	赤土	有
211-09	旧鳥羽小学校グラウンド	鳥羽市鳥羽三丁目 1-16	N 34° 28' 49" E136° 50' 39"	鳥羽市教育委員会 総務課 庶務係 0599-25-1262	33×33 1089	C	有	砂質	有
211-10	鏡浦小学校グラウンド	鳥羽市浦村町 1751-4	N 34° 26' 51" E136° 54' 01"	鏡浦小学校 0599-32-5070	109×50 5450	C	有	砂質	有
211-11	弘道小学校グラウンド	鳥羽市相差町 1014	N 34° 23' 20" E136° 54' 07"	弘道小学校 0599-33-6016	56×53 2968	C	有	砂質	有
211-12	鳥羽中央公園野球場	鳥羽市大明東町 3-2	N 34° 28' 06" E136° 50' 59"	鳥羽市武道振興会鳥羽市運動施設指定管理者 0599-25-6215	70×70 4900	C	無	芝生 赤土	無
211-13	菅島小学校グラウンド	鳥羽市菅島町 1-2	N 34° 29' 54" E136° 53' 57"	菅島小学校 0599-34-2011	69×29 2001	C	有	砂質 赤土	有
211-14	鳥羽中央公園多目的グラウンド	鳥羽市大明東町 4-8	N 34° 28' 07" E136° 51' 11"	鳥羽市武道振興会鳥羽市運動施設指定管理者 0599-25-6215	150×129 19350	B	無	芝生 赤土	無
211-15	神島漁港(漁具干場)	鳥羽市神島町地先	N 34° 33' 16" E136° 57' 52"	鳥羽市神島連絡所 0599-38-2004	80×50 4000	C	無	舗装	無
211-16	池上公園	鳥羽市池上町 14-9	N 34° 28' 54" E136° 49' 40"	鳥羽市立あおぞら保育所 所長 0599-25-6213	45×50 2250	C	有	芝生	無
211-17	株式会社 ホーベック	鳥羽市松尾町 1002-1	N 34° 25' 26" E136° 50' 58"	株式会社 ホーベック 0596-37-7101	70×80 5,600	C	無	草地 土質	有
211-18	鳥羽市消防庁舎ヘリポート	鳥羽市船津町 1393-1	N 34° 27' 54" E136° 50' 47"	鳥羽市消防本部 通信指令室 0596-25-2821	24×24 576	C	無	舗装	無

A : 200×100m(20000 ㎡)以上…中型機 5 機(大型機 2 機) B : 150×70m(10500 ㎡)以上…中型機 3 機(大型機 1 機)

C : B 未満…中型機 2 機以下の対応

1.7 災害通信一覧表

1 移動系デジタル防災行政無線(移動系無線)

局名称	局番号	設置場所	局名称	局番号	設置場所
鳥羽市役所01	300	総務課	鳥羽市役所17	316	弘道小学校
鳥羽市役所02	301	税務課	鳥羽市役所18	317	鏡浦小学校
鳥羽市役所03	302	健康福祉課	鳥羽市役所19	318	菅島小学校
鳥羽市役所04	303	定期船課	鳥羽市役所20	319	志摩医師会(中村クリニック)
鳥羽市役所05	304	建設課	鳥羽市役所21	320	答志保育所
鳥羽市役所06	305	建設課	鳥羽市役所22	321	鳥羽商船
鳥羽市役所07	306	水道課	鳥羽市役所23	322	神島連絡所
鳥羽市役所08	307	水道課	行政鳥羽市役所	100	総務課
鳥羽市役所09	308	教育委員会	とば 400(半固定)	400	加茂連絡所
鳥羽市役所10	309	消防本部	とば 401(半固定)	401	鏡浦連絡所
鳥羽市役所11	310	旧小浜小学校	とば 402(半固定)	402	長岡連絡所
鳥羽市役所12	311	あおぞら保育所	とば 403(半固定)	403	坂手連絡所
鳥羽市役所13	312	安楽島小学校	とば 404(半固定)	404	答志連絡所
鳥羽市役所14	313	鳥羽東中学校	とば 405(半固定)	405	桃取連絡所
鳥羽市役所15	314	鳥羽高校	とば 407(半固定)	407	神島連絡所
鳥羽市役所16	315	加茂中学校			

2 消防無線

(1) 消防デジタル無線

無線局種別	局名称	設置場所	備考
基地局	とばしょうぼう	市消防本部	
	とばしょうぼうはこたやま	〃	
陸上移動局	とば 1	〃	水槽付ポンプ車備付
	とば 2	〃	ポンプ車備付
	きゅうきゅうとば 1	〃	救急車備付
	きゅうきゅうとば 2	〃	〃
	きゅうきゅうとば 3	〃	〃
	とば 31	〃	はしご車備付
	とば 51	〃	査察指導者備付
	とば 52	〃	人員搬送車備付
	とば 53	〃	資機材搬送車備付
	とば 54	〃	指揮車備付

無線局種別	局名称	設置場所	備考
陸上移動局	とば 71	市消防本部	化学車備付
	とば 101	〃	携帯型
	とば 102	〃	〃
	とば 103	〃	〃
	とば 104	〃	〃
	とば 105	〃	〃
	とば 106	〃	〃
	とば 107	〃	〃
	とば 108	〃	〃
	とば 109	〃	〃
	とば 110	〃	〃
	とば 201	鳥羽市 坂手連絡所	可搬型
	とば 202	鳥羽市 菅島連絡所	〃
	とば 203	鳥羽市 答志連絡所	〃
	とば 204	鳥羽市 桃取連絡所	〃
	とば 205	鳥羽市 神島連絡所	〃
	とば 301	消防団 鳥羽分団	携帯型
	とば 302	〃 加茂分団	〃
	とば 303	〃 長岡分団	〃
	とば 304	〃 鏡浦分団	〃
	とば 305	〃 答志分団	〃
	とば 306	〃 桃取分団	〃
	とば 307	〃 菅島分団	〃
	とば 308	〃 神島分団	〃
	とば 309	〃 坂手分団	〃
	とば 310	〃 団本部	〃
	とば 311	〃 加茂分団 第1部	〃
	とば 312	〃 〃 第2部	〃
	とば 313	〃 〃 第3部	〃
	とば 314	〃 〃 第4部	〃
	とば 315	〃 〃 第5部	〃
	とば 316	〃 〃 第6部	〃
	とば 317	〃 長岡分団 第1部	〃
	とば 318	〃 〃 第2部	〃

無線局種別	局名称	設置場所	備考
陸上移動局	とば 319	消防団長岡分団 第3部	携帯型
	とば 320	〃 〃 第4部	〃
	とば 321	〃 〃 第5部	〃
	とば 322	〃 鏡浦分団 第1部	〃
	とば 323	〃 〃 第2部	〃
	とば 324	〃 〃 第3部	〃
	とば 325	〃 答志分団 第4部	〃

(2) 防災波無線

無線局種別	局名称	設置場所	備考
陸上移動局	ぼうさいとば 101	鳥羽市消防本部	携帯型 (防災総合通信用)
	ぼうさいとば 102	〃	〃
	ぼうさいとば 103	〃	〃
	ぼうさいとば 104	〃	〃
	ぼうさいとば 105	消防団 答志分団	〃
	ぼうさいとば 106	〃 桃取分団	〃
	ぼうさいとば 107	〃 菅島分団	〃
	ぼうさいとば 108	〃 神島分団	〃
	ぼうさいとば 109	〃 坂手分団	〃
	ぼうさいとば 110	〃 答志分団 第4部	〃

3 衛星携帯電話

	設置場所	台数	電話番号
1	総務課	1	080-2601-7856
2	答志中学校	1	080-2601-7862
3	桃取保育所	1	080-2601-7863
4	菅島小学校(校長室)	1	080-2601-7864
5	坂手診療所	1	080-2601-7865
6	神島保育所	1	080-2601-7866
7	消防本部	1	8816-224-95169
8	消防本部(現地指揮所)	1	8816-224-95170
合計		8	

1 8 防災関係機関電話番号一覧表

名 称	電 話	F A X	衛星携帯電話 (衛星系無線)
イ [市 関 係]			
鳥羽市災害対策本部(総務課)	25-1111	25-1138	080-2601-7856
〃 (建設課)	25-1171	25-5241	
〃 (健康福祉課)	25-1115	25-1154	
鳥羽市消防本部	25-2821	26-5024	8816-224-95169
			8816-224-95170
鳥羽市役所 加茂連絡所	25-2901	26-3356	
〃 鏡浦連絡所	32-5001	32-5753	
〃 長岡連絡所	33-6001	33-7364	
〃 坂手連絡所	25-3301	26-2493	
〃 神島連絡所	38-2004	38-2354	
〃 菅島連絡所	34-2004	34-2056	
〃 答志連絡所	37-2004	37-2879	
〃 桃取連絡所	37-3004	37-2878	
ロ [県 関 係]			
防災対策部 災害対策課 災害対策班	059-224-2189	059-224-2199	(101-8-2189)
南勢志摩地域活性化局 地域・防災課	0596-27-5115	0596-27-5251	(126-8-5115)
志摩建設事務所(総務課)	0599-43-5125	0599-43-1353	
県立志摩病院	0599-43-0501	0599-43-2507	
県立鳥羽高等学校	0599-25-2935	0599-25-2068	
ハ [警 察 自 衛 隊]			
鳥羽警察署(警備課)	25-0110	25-0110(切替)	
陸上自衛隊第33普通科連隊第3科	059-255-3133	059-255-3133(切替)	
陸上自衛隊航空学校企画室	0596-37-0111	0596-37-0111(切替)	
ニ [指 定 地 方 行 政 機 関]			
鳥羽海上保安部(警備救難課)	25-0118	26-4998	
東海農政局	052-223-4609	052-223-4628	
中部地方整備局三重河川国道事務所	059-229-2223	059-229-2263	
津地方气象台	059-228-2022	059-246-8484	
ホ [指 定 公 共 機 関]			
西日本電信電話株式会社三重支店	059-223-9330	059-227-6140	

名 称	電 話	F A X	衛星携帯電話
ホ [指 定 公 共 機 関] (続き)			
(株)ドコモCS東海三重支店	059-229-2851	059-229-1013	090-3158-6542
KDDI(株) 中部総支社	052-747-8071	052-747-8075	
ソフトバンク (株)	052-388-2420	052-388-2412	
日本赤十字社三重県支部	059-227-4145	059-227-6245	
日本放送協会津放送局	059-229-3000	059-229-3029	
東海旅客鉄道(株)伊勢市駅	0596-28-3670	0596-25-9174	
中部電力パワーグリッド(株)伊勢営業所	0596-23-8580	0596-24-1479	
(株)鳥羽郵便局	25-4940	26-3925	
へ [指 定 地 方 公 共 機 関]			
三重県医師会 志摩医師会	0599-44-0176	0599-44-0178	
近畿日本鉄道株式会社鳥羽駅	25-2126	25-2127	
三重交通(株)伊勢営業所	0596-25-7131	0596-28-8772	
三重県トラック協会	059-227-6767	059-225-2095	870-772581054
三重県LPガス協会鳥羽協議会 (有限会社中村松兵衛商店)	25-2405	25-4656	(令和3年度末、任期終了のため確認が必要)
ト [そ の 他]			
鳥羽商工会議所	25-2751	26-4988	
伊勢農業協同組合 鳥羽支店	25-2902	26-2811	
鳥羽磯部漁業協同組合 総務指導課	25-2328	25-9080	
鳥羽市水道組合 (有限会社大進ハウジング)	26-3258	25-3503	(令和2年度末、任期終了のため確認が必要)
鳥羽市観光協会	25-3019	25-6358	
鳥羽市社会福祉協議会	25-1188	25-1117	

19 指定避難所等一覧表

津波避難場所及び風水害等避難所との関係		津波避難場所	風水害等避難所			
番号	地区	場 所	指定緊急避難場所			指 定 避 難 所
			津波(海拔 m)	洪水/高潮	土砂	
1	小浜町	鳥羽グランドホテル(駐車場)	○(20)	—	—	—
2		湯快リゾート鳥羽彩朝楽	○駐車場(23)	○	○	○
3		ガーデンヒルズ利平治(駐車場)	○(19)	—	—	—
4		旧小浜小学校	※3階(16)	○	○2階以上	○
5	堅神地区 池上地区 屋内地区	鳥羽小学校	○グラウンド(9)	○	○	○
6		堅神公民館	—	—	—	▲
7		鳥羽商船高専 第2体育館	○横広場(16)	○	○	○
8		あおぞら保育所	○グラウンド(20)	○	○	○
9		裏萩山公園	○(40)	—	—	—
10	鳥羽地区 (鳥羽一丁目 鳥羽二丁目 鳥羽三丁目 鳥羽四丁目 鳥羽五丁目)	美台集会所	○第二公園(24)	○	—	○
11		城山公園	○(23)	—	—	—
12		日和山山頂公園	○(64)	—	—	—
13		旧鳥羽小学校	○グラウンド(39)	—	—	—
14		ミキモト鳥羽工場敷地	○(30)	—	—	—
15		奥谷公園	○(15)	—	—	—
16		あしたば作業所	○(27)	○	—	○
17		鳥羽国際ホテル(駐車場)	○(30)	—	—	—
18		扇芳閣(駐車場)	○(36)	—	—	—
19		鳥羽市民文化会館	—	○	○	○
20		戸田家	—	○	○	○
21		NTT西日本鳥羽ビル	—	—	○	○
22		JR 東海鳥羽駅	—	○	—	—
23		近畿日本鉄道 鳥羽駅	—	○	—	—
24		若竹集会所	—	○	—	○
25	安楽島地区 (安楽島町 高丘町 大明東町 大明西町)	鳥羽高校	○校庭(11)	○体育館	○体育館	○
26		鳥羽東中学校	○グラウンド(36)	○	○	○
27		桜ヶ丘緑地	○(27)	—	—	—
28		第1安楽島苑公園	○(46)	—	—	—
29		安楽島小学校	※3階(22)	○	○	○
30		かんぼの宿鳥羽	○駐車場(44)	○	○	○
31		てんぐ山	○(20)	—	—	—
32		鳥羽市武道館	—	○	○	○
33		鳥羽シーサイドホテル	—	○	○	○
34		安楽島公民館(2階)	—	○	○	○
35	安楽島保育所	—	○	○	○	

▲ 緊急的に避難するのは適していません。状況により、生活を送るための避難所として運用します。□

津波避難場所及び風水害等避難所との関係		津波避難場所	風水害等避難所				
番号	地区	場 所	指定緊急避難場所			指 定 避 難 所	
			津波(海拔 m)	洪水/高潮	土砂		
36	加茂地区 幸丘 船津町 若杉町 岩倉町 河内町 松尾町 白木町	加茂小学校	※3階(14)	○	○	○	
37		加茂中学校	※3階(22)	○	○	○	
38		鳥羽陽光苑敷地	○(27)	—	—	—	
39		船津保育所グラウンド	○(21)	—	—	—	
40		鳥羽市園芸センター敷地	○(38)	—	—	—	
41		幸丘公園	○(15)	—	—	—	
42		若杉町多目的広場	○(16)	—	—	—	
43		隠殿岡第一公園	○(33)	—	—	—	
44		船津コミュニティセンター	—	○	○	○	
45		若杉公民館	—	○	○	○	
46		みどりが丘集会所	—	○	○	○	
47		河内公民館	—	○	○	○	
48		松尾公民館	—	○	—	○	
49		なごみ	—	—	○	○	
50		白木公民館	—	○	—	○	
51		長岡地区 相差町 国崎町 畔蛸町 千賀町 堅子町	長岡中学校	※屋上(19)	○	○	○
52			神明神社境内	○(18)	—	—	—
53			リゾートヒルズ豊浜(駐車場)	○(16)	—	—	—
54			ホテルクローバー風薫(駐車場)	○(28)	—	—	—
55			別館 すずき(駐車場)	○(32)	—	—	—
56	民宿旅館 山川(駐車場)		○(26)	—	—	—	
57	相差保育所		○グラウンド(33)	○	○	○	
58	五感の宿 慶泉(駐車場)		○(40)	—	—	—	
59	国崎保育所跡地		○(26)	—	—	—	
60	御宿 瀬乃崎(駐車場)		○(26)	—	—	—	
61	旭分校跡地		○(28)	—	—	—	
62	弘道小学校		—	○	○	○	
63	千賀公民館2階		—	○	○	○	
64	旧堅子公民館2階		—	○	○	○	
65	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設		—	○	○	○	
66	鏡浦地区 石鏡町 今浦 本浦	鏡浦小学校	○グラウンド(12)	○	○	○	
67		本浦老人憩の家前広場	○(12)	—	—	—	
68		サン浦島 悠季の里(駐車場)	○(20)	—	—	—	
69		与吉屋(駐車場)	○(44)	—	—	—	
70		中山かき直売所(駐車場)	○(20)	—	—	—	

※は建物の最上階や屋上などで、逃げ遅れた場合や避難するのに時間がかかる避難行動要支援者などのための場所ですので、できる限りそれ以外の津波避難場所などの高台への避難をお勧めします。

津波避難場所及び風水害等避難所との関係		津波避難場所	風水害等避難所			
番号	地区	場 所	指定緊急避難場所			指 定 避 難 所
			津波(海拔 m)	洪水/高潮	土砂	
71	鏡浦地区 (石鏡町 今浦 本浦)	今浦観音堂前広場	○(11)	—	—	—
72		石鏡公民館	○(22)	○	○	○
73		旧石鏡保育所グラウンド	○(25)	—	—	—
74		ホテル芭新萃(駐車場)	○(43)	—	—	—
75		和風旅館 新八屋(駐車場)	○(60)	—	—	—
76		本浦公民館	—	○	○	○
77		今浦老人憩の家	—	○	○	○
78	菅島町	菅島小学校	※屋上(20)	○	○	○
79		宮山	○(30)	—	—	—
80		菅島コミュニティアリーナ	—	○	○	○
81	桃取町	天神山ゲートボール場	○(22)	—	—	—
82		八幡神社境内	○(12)	—	—	—
83		旧桃取小学校	—	○	○2階 (保育所側)	○
84		桃取コミュニティセンター	—	○	—	○
85		桃取健康管理センター	—	—	○	○
86	答志地区 (答志 和具)	答志保育所	○グラウンド(21)	○	—	○
87		つばき公園	○(18)	—	—	—
88		答志中学校	○校庭(15)	○	○2階 (体育館側)	○
89		首塚	○(50)	—	—	—
90		答志コミュニティセンター	—	○	—	○
91		答志コミュニティアリーナ	—	○2階	○2階	○2階
92		答志小学校	—	○	○	○
93		答志和具コミュニティセンター	—	○	—	○
94	神島町	神島保育所グラウンド	○(36)	—	—	—
95		八代神社境内	○(67)	—	—	—
96		神島開発総合センター	—	○2階以上	○2階以上	○2階以上
97	坂手町	旧坂手小学校	○グラウンド(26)	—	—	—
98		林昌寺境内	○(10)	—	—	—
99		坂手公民館	—	○	—	○
100		坂手コミュニティアリーナ	—	○	○	○
101		坂手診療所(1階待合室)	—	○	○	—
102		坂手連絡所	—	—	○2階	—
合 計			65	52	44	53

1 ※は建物の最上階や屋上などで、逃げ遅れた場合や避難するのに時間がかかる避難行動要支援者などのための場所ですので、できる限りそれ以外の津波避難場所などの高台への避難をお勧めします。

2 避難所生活が困難な方には、避難所内に「福祉スペース」等を設置して対応していただきます。ただし、やむを得ない事情等により、各避難所から要請がある場合、協定先施設が受入可能となり次第、福祉避難所を開設します。

【参考資料：指定緊急避難場所の指定状況】

番号	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象
1	鳥羽グランドホテル(駐車場)					○			
2	湯快リゾート 鳥羽彩朝楽(駐車場)					○			
3	ガーデンヒルズ利平治(駐車場)					○			
4	旧小浜小学校3階					○			
5	鳥羽小学校グラウンド					○			
6	鳥羽商船高専第2体育館横広場					○			
7	あおぞら保育所グラウンド				○	○			
8	裏萩山公園					○			
9	美台第二公園					○			
10	城山公園				○	○			
11	日和山山頂公園					○			
12	旧鳥羽小学校グラウンド					○			
13	ミキモト鳥羽工場敷地					○			
14	奥谷公園					○			
15	あしたば作業所					○			
16	鳥羽国際ホテル(駐車場)					○			
17	扇芳閣(駐車場)					○			
18	鳥羽高校校庭				○	○			
19	鳥羽東中学校グラウンド				○	○			
20	桜ヶ丘緑地					○			
21	第1安楽島苑公園					○			
22	安楽島小学校3階					○			
23	かんぼの宿 鳥羽(駐車場)					○			
24	てんぐ山					○			
25	加茂小学校3階					○			
26	加茂中学校3階					○			
27	鳥羽陽光苑敷地					○			
28	船津保育所グラウンド					○			
29	鳥羽市園芸センター敷地					○			
30	幸丘公園					○			
31	若杉町多目的広場					○			
32	隠殿岡第一公園					○			
33	長岡中学校屋上					○			
34	神明神社境内				○	○			
35	リゾートヒルズ 豊浜(駐車場)					○			
36	HOTEL CLOVER 風薫(駐車場)					○			

※○：指定

番号	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象
37	別館 すずき(駐車場)					○			
38	民宿旅館 山川(駐車場)					○			
39	相差保育所グラウンド				○	○			
40	五感の宿 慶泉(駐車場)					○			
41	国崎保育所跡地					○			
42	御宿 瀬乃崎(駐車場)					○			
43	旭分校跡地					○			
44	鏡浦小学校グラウンド				○	○			
45	本浦老人憩の家前広場					○			
46	サン浦島 悠季の里(駐車場)					○			
47	与吉屋(駐車場)					○			
48	中山かき直売所(駐車場)					○			
49	今浦観音堂前広場					○			
50	石鏡公民館前広場					○			
51	旧石鏡保育所グラウンド					○			
52	ホテル芭新萃(駐車場)					○			
53	和風旅館 新八屋(駐車場)					○			
54	菅島小学校屋上					○			
55	宮山				○	○			
56	天神山ゲートボール場				○	○			
57	八幡神社境内					○			
58	答志保育所グラウンド					○			
59	つばき公園				○	○			
60	答志中学校校庭					○			
61	首塚					○			
62	神島保育所グラウンド				○	○			
63	八代神社境内					○			
64	旧坂手小学校グラウンド				○	○			
65	林昌寺境内					○			
66	旧小浜小学校 2階以上	○	○	○			○	○	○
67	湯快リゾート 鳥羽彩朝楽	○	○	○			○	○	○
68	堅神公民館	○		○			○	○	○
69	鳥羽商船高専第2 体育館	○	○	○			○	○	○
70	鳥羽小学校	○	○	○			○	○	○
71	あおぞら保育所	○	○	○			○	○	○
72	美台集会所	○		○			○	○	○
73	鳥羽市民文化会館	○	○	○			○	○	○
74	戸田家	○	○	○			○	○	○

※○：指定

番号	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象
75	NTT西日本鳥羽ビル		○				○		○
76	JR 東海鳥羽駅	○		○			○	○	○
77	近畿日本鉄道鳥羽駅	○		○			○	○	○
78	若竹集会所	○		○			○	○	○
79	あしたば作業所	○		○			○	○	○
80	鳥羽市武道館	○	○	○			○	○	○
81	鳥羽市民体育館 2階	○	○	○			○	○	○
82	かんぽの宿鳥羽	○	○	○			○	○	○
83	鳥羽シーサイドホテル	○	○	○			○	○	○
84	安楽島小学校	○	○	○			○	○	○
85	安楽島公民館 2階	○	○	○			○	○	○
86	鳥羽高校体育館	○	○	○			○	○	○
87	安楽島保育所	○	○	○			○	○	○
88	鳥羽東中学校	○	○	○			○	○	○
89	船津コミュニティセンター	○	○	○			○	○	○
90	若杉公民館	○	○	○			○	○	○
91	みどりが丘集会所	○	○	○			○	○	○
92	河内公民館		○	○			○	○	○
93	松尾公民館	○		○			○	○	○
94	なごみ		○				○		○
95	白木公民館	○		○			○	○	○
96	加茂小学校		○	○			○	○	○
97	加茂中学校	○	○	○			○	○	○
98	弘道小学校	○	○	○			○	○	○
99	千賀公民館 2階	○	○	○			○	○	○
100	旧堅子公民館 2階	○	○	○			○	○	○
101	長岡中学校	○	○	○			○	○	○
102	鳥羽磯部漁協相差支所女性等活動拠点施設	○	○	○			○	○	○
103	相差保育所	○	○	○			○	○	○
104	鏡浦小学校	○	○	○			○	○	○
105	本浦公民館	○	○	○			○	○	○
106	石鏡公民館	○	○	○			○	○	○
107	今浦老人憩の家	○	○	○			○	○	○
108	菅島コミュニティアリーナ	○	○	○			○	○	○
109	菅島小学校	○	○	○			○	○	○
110	旧桃取小学校校舎 2階 (保育所側)	○	○	○			○	○	○
111	桃取コミュニティセンター	○		○			○	○	○
112	桃取健康管理センター		○				○		○
113	答志コミュニティセンター	○		○			○	○	○

※○：指定

番号	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象
114	答志コミュニティアリーナ 2階	○	○	○			○	○	○
115	答志保育所	○		○			○	○	○
116	答志小学校	○	○	○			○	○	○
117	答志中学校校舎 2階 (体育館側)	○	○	○			○	○	○
118	答志和具コミュニティセンター	○		○			○	○	○
119	神島開発総合センター 2階以上	○	○	○			○	○	○
120	坂手公民館	○		○			○	○	○
121	坂手コミュニティアリーナ	○	○	○			○	○	○
122	坂手診療所 1階待合室	○	○	○			○	○	○
123	坂手連絡所 2階		○				○		○
124	旧小浜小学校グラウンド				○				
125	安楽島小学校グラウンド				○				
126	加茂中学校グラウンド				○				

※○：指定

20 要配慮者施設等一覧表

該当：● 非該当：—

種別	施設名	住所	電話番号	津波 浸水域	洪水 浸水域	土砂災害 警戒区域等	備考
幼稚園	かもめ幼稚園	517-0023 大明西町 4-12	0599-25-2924	●	●	—	
児童福祉施設	エンゼル・クラブ	517-0014 堅神町 805-6	0599-25-1661	—	—	●	
	安楽島保育所	517-0021 安楽島町 1459-1	0599-25-4013	—	—	●	
	鳥羽放課後児童クラブ (たんぼぼ)	517-0021 安楽島町 377	0599-25-3075	—	—	●	
	船津保育所	517-0045 船津町 707-7	0599-25-6998	—	—	●	
	桃取保育所	517-0003 桃取町 21-2	0599-37-3055	●	—	●	
	かがみうら保育所	517-0025 浦村町 1348-2	0599-32-5153	●	—	●	
	答志保育所	517-0002 答志町 494	0599-37-2142	—	—	●	
	菅島保育所	517-0004 菅島町 3-1	0599-34-2037	●	—	●	
	あおぞら保育所	517-0012 池上町 9-24	0599-25-6213	—	—	●	
	相差保育所	517-0031 国崎町 140	0599-33-6117	—	—	●	
	神島保育所	517-0001 神島町 272-1	0599-38-2284	—	—	●	
小学校	鳥羽小学校	517-0014 堅神町 805-2	0599-25-2120	—	—	●	
	答志小学校	517-0002 答志町 941-1	0599-37-2032	●	—	●	
	神島小学校	517-0001 神島町 358-3	0599-38-2013	—	—	—	
	菅島小学校	517-0004 菅島町 1-2	0599-34-2011	—	—	●	
	加茂小学校	517-0041 岩倉町 27-1	0599-25-2919	—	●	—	
	安楽島小学校	517-0021 安楽島町 377	0599-25-2600	—	—	—	
	鏡浦小学校	517-0025 浦村町 1744-1	0599- 32-5070	—	—	—	
	弘道小学校	517-0032 相差町 1014	0599- 33-6016	●	—	—	
中学校	鳥羽東中学校	517-0021 安楽島町 1451-19	0599-26-5001	—	—	●	
	答志中学校	517-0002 答志町 2220-5	0599-37-2033	—	—	●	
	神島中学校	517-0001 神島町 358-3	0599-38-2013	—	—	—	
	加茂中学校	517-0041 岩倉町 105	0599-25-2904	—	—	—	
	長岡中学校	517-0032 相差町 1910	0599-33-6024	—	—	—	

種別	施設名	住所	電話番号	津波 浸水域	洪水 浸水域	土砂災害 警戒区域等	備考
高校・ 高専	鳥羽高校	517-0021 安楽島町 1459	0599-25-2935	—	—	●	
	鳥羽商船高専	517-8501 池上町 1-1	0599-25-8000	●	—	●	
障がい者福祉施設	共同生活援助事業所あしたば 茗荷ホーム 道芝ホーム	517-0011 鳥羽五丁目 5-1	0599-25-7670	●	●	二	
	共同生活援助事業所あしたば 安久志ホーム	517-0021 安楽島町 1256-9	0599-37-7200	—	—	●	
	すろうらいふ海の子	517-0023 大明西町 18-19	0599-26-3785	●	●	—	
	グループホーム有明の里	517-0032 相差町 1267-3	0599-37-7222	●	—	—	
	鳥羽市社会福祉協議会生活 介護事業所ゆめばーる	517-0045 船津町 1393-15	0599-21-1655	—	—	●	日中のみ
	コラボ	517-0011 鳥羽五丁目 10-1	0599-37-7175	●	●	●	日中のみ
	ファーム海女乃島	517-0021 安楽島町 1312-62	0599-26-5063	—	—	—	日中のみ
	五っぼ	517-0042 松尾町 937-34	0599-26-6878	—	—	—	日中のみ
	鳥羽たいむ作業所	517-0042 松尾町 186-1	0599-25-7678	—	●	—	日中のみ
	有明の里 おおさか作業所	517-0032 相差町 2120-67	080-2626-8986	—	—	●	日中のみ
	あしたば作業所	517-0011 鳥羽五丁目 8-62	0599-25-2152	—	—	●	日中のみ
	海の子作業所	517-0023 大明西町 18-4	0599-37-7800	●	●	—	日中のみ
	発達支援室クオール (QOL)	517-0023 大明西町 3-20	0599-25-0906	●	●	—	日中のみ
	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 鳥羽陽光苑	517-0041 岩倉町 609	0599-25-7640	—	—	●
特別養護老人ホーム あらしま苑		517-0021 安楽島町字高山 1075-58	0599-26-7000	—	—	—	
介護老人保健施設 鳥羽豊和苑		517-0021 安楽島町 1045-77	0599-26-7711	—	—	—	
介護付有料老人ホーム 虹の夢とば		517-0011 鳥羽一丁目 20-1	0599-25-2424	●	—	●	
介護付有料老人ホーム さわやかシーサイド鳥羽		517-0015 小浜町字浜辺 300-73	0599-25-0770	●	—	●	
グループホームあらしま		517-0021 安楽島町 1075-29	0599-26-7200	—	—	—	
グループホームひまわり		517-0021 安楽島町 1439-4	0599-25-7877	—	—	—	
ラ・ケアくざき		517-0031 国崎町 140	0599-33-1177	—	—	●	
デイサービスセンター あらしま		517-0021 安楽島町 1075-29	0599-26-6677	—	—	—	日中のみ

種別	施設名	住所	電話番号	津波 浸水域	洪水 浸水域	土砂災害 警戒区域等	備考
老人福 祉施設	デイサービスセンター 有明の里	517-0032 相差町 1878-1	0599-33-6669	—	—	—	日中のみ
	暮らしのすてっぷ	517-0042 松尾町 321-1	0599-37-7190	—	—	—	日中のみ
	デイサービスセンター 答志島	517-0002 答志町 895	0599-21-5700	●	—	—	日中のみ
	はごろもデイサービス センター	517-0011 鳥羽一丁目 186-1	0599-21-2940	●	—	●	日中のみ
	デイサービスはつしま	517-0032 相差町 1924	0599-33-6972	●	—	—	日中のみ
	デイサービスひまわり	517-0011 鳥羽三丁目 15-12	0599-26-3374	●	—	—	日中のみ
	民家型デイサービス ほほえみ鳥羽	517-0045 船津町 1142-1	0599-37-7881	●	●	—	日中のみ
	鳥羽市介護予防施設 しおさい	517-0001 神島町 113-2	0599-38-2722	●	—	●	日中のみ
病院・ 診療所・ 助産所	市立長岡診療所	517-0032 相差町 1028-1	0599-33-6006	●	—	—	日中のみ
	市立鏡浦診療所	517-0025 浦村町 1373-4	0599-32-5270	●	—	●	日中のみ
	市立鏡浦診療所今浦分室	517-0025 浦村町 244-4	0599-32-1025	●	—	●	日中のみ
	市立鏡浦診療所石鏡分室	517-0026 石鏡町 341-6	0599-32-5263	●	—	●	日中のみ
	市立神島診療所	517-0001 神島町 85-2	0599-38-2033	●	—	●	日中のみ
	市立桃取診療所	517-0003 桃取町 219	0599-37-3051	●	—	—	日中のみ
	市立菅島診療所	517-0004 菅島町 46	0599-34-2149	●	—	●	日中のみ
	市立坂手診療所	517-0005 坂手町 178	0599-26-3746	—	—	●	日中のみ
	市立休日・夜間応急診療所	517-0022 大明東町 2-5	0599-25-1119	●	—	—	日中のみ
	赤坂クリニック	517-0022 大明東町 2090-305	0599-21-0001	●	●	—	日中のみ
	小林内科クリニック	517-0023 大明西町 1-1 鳥羽ショッピングプラザ ハロー 2F	0599-25-0020	●	●	—	日中のみ
	近藤内科	517-0021 安楽島町 1325-15	0599-26-3045	●	—	●	日中のみ
	中村クリニック	517-0011 鳥羽四丁目 13-7	0599-21-0707	●	—	—	日中のみ
	はね小児科医院	517-0023 大明西町 3-20	0599-25-1515	●	●	—	日中のみ
山崎整形外科	517-0011 鳥羽五丁目 7-1	0599-26-4131	●	●	●	日中のみ	

※ **施設名(太字)** : 洪水浸水域内、土砂災害警戒区域等内にある施設は、避難計画を作成しなければなりません。

2.1 備蓄品一覧表

平成31年2月26日現在

施設名	α米	非常食								仮設トイレ ※1	携帯トイレ ※2	毛布	哺乳瓶	生理用品	乳児用紙おむつ (大人用)	発電機
		おかゆ	アレルギー 対応おかゆ	ビスケット	ビスケット アレルギー 対応	水	粉ミルク	アレルギー 対応 粉ミルク								
1 旧小浜小学校	600	150	50	400	48	600	150	6	3	1,800	296	10	280	(90)	2	
2 鳥羽小学校	500	200	150	520	48	144	170	9	2	2,100	100	30	280	168 (86)	5	
3 あおぞら保育所	700	200	150	400	96	600	170	9	2	2,100	300	20		168 (86)	2	
4 鳥羽市役所	900	400	300	720	48	549	210	9	1	3,475	230	60		(64)	3	
5 マリナーミナル	300	100	100	480	48	360	90	6		1,200	10	10	4732	1,440 (1,314)	1	
6 安楽島小学校	1,500	200	150	1,000	144	1,440	450	24	3	3,500	200	60	560	168 (140)	1	
7 鳥羽高校	1,000	100	50	360	48	360	200	9	3	1,500	200	30	280	168 (156)		
8 鳥羽東中学校	1,500	200	150	1,000	144	3,600	450	24	3	5,000	200	60	560	168 (144)	4	
9 加茂中学校	2,600	400	300	1,600	192	1,440	550	24	5	7,000	600	90	840	168 (186)	2	
10 加茂小学校						24					250				2	
11 鏡浦小学校	900	100	100	480	48	720	70	6	3	1,500	100	20	364	168 (120)	2	
12 今浦観音堂	200	50	50	120	48	120	40	3	1	600	50		56	(34)	1	
13 相差保育所 (旧国崎小学校)	300	50	50	160	48	240	30	3	2	800	100	10	140	(54)		
14 弘道小学校	1,300	200	100	800	96	960	140	9	2	2,700	100	20	644	168 (144)	3	
15 神明神社									1	700						
小計	12,300	2,350	1,700	8,040	1,056	11,157	2,720	141	31	33,975	2,736	420	8,736	2,784 (2,618)	28	

※1 仮設トイレ：(5,500回/個数)

※2 携帯トイレ：個数=使用回

施設名	非常食						仮設トイレ ※1	携帯トイレ ※2	毛布	哺乳瓶	生理用品	乳児用紙おむつ (大人用)	発電機
	α米	おかゆ	アレルギー対応おかゆ	ビスケット	ビスケットアレルギー対応	水							
16 長岡中学校						24			150				2
17 女性活動センター						24			50				1
18 旧旭分校跡	100	50	50	80	48	120	60	3	40		56	(34)	
19 菅島小学校	500	100	50	320	48	240	150	6		5	532	258 (144)	
20 菅島コミュニティアリーナ									150				4
21 旧桃取公民館	400	100	100	200	48	720			10	5	504	438 (180)	
22 桃取コミュニティセンター	100			120	48		90	6					1
23 答志保育所	1,000	100	100	600	48	960	240	9		5	784	258 (234)	2
24 答志コミュニティセンター									10				3
25 答志中学校	400	100	100	240	48	480	90	6	80	5	252	270 (108)	1
26 神島保育所	300	100	50	200	48		120	6	50	5	140	180 (90)	2
27 神島職員住宅									50				
28 坂手コミュニティアリーナ	200	100	50	200	48	480	30	3	80	5	140	168 (54)	1
29 その他						1,152			1,730		616	504 (768)	49
合計	15,300	3,000	2,200	10,000	1,440	15,357	3,500	180	50	44,375	11,760	4,860 (4,230)	94

※1 仮設トイレ：(5,500回/個数)

※2 携帯トイレ：個数＝使用回数

2.2 防災拠点等一覧表

施設名	管理者	所在地	敷地総面積 (㎡)	災害時の主な活用途						備考			
				活動拠点	搬送拠点	物資拠点	給水拠点	災害廃棄物 仮置場	仮設住宅建 設予定地	指定緊急避 難場所(指定 避難所)	離着陸場	離着陸場規模	その他
旧小浜小学校	市	小浜町 97-1	7,310				○		○				
鳥羽小学校	市	堅神町 805-3 他	18,598	○					○				
鳥羽商船第二体育館横	鳥羽商船高等 専門学校	池上町 1-1 他	2,800	○					○				
あおぞら保育所	市	池上町 9-24	2,090				○						
シノアエテック/ロジエ 伊勢製作所 モーションコントロール機器工場 (鳥羽)	シノアエテック/ロジエ 伊勢製作所	鳥羽一丁目 19-1	7,000	○									
鳥羽市本庁舎	市	鳥羽三丁目 1-1	930	○			○						
鳥羽中央公園 多目的グラウンド	市	大明東町 3-2	98,578					○		○		70×70 150×129	
鳥羽東中学校	市	安楽島町 1451-19	15,780	○			○			○			
松尾工業団地	開発公社	松尾町 304-75(ほか)	13,000	○					○				
スギハラプロテック工場施設	スギハラプロテック (株)	松尾町 304	800		○								
鳥羽市清掃センター 東部地区跡地外	市	松尾町 1240-9	25,000					○					
相差保育所	市	国崎町 1302	5,850						○				
鳥羽展望台	(有)ノア	国崎町 3-3	18,000	○							○	38×21	
鳥羽志摩カントリー芝生公園	鳥羽志勢広域連合	白木町 247-10	2,100	○									
旧坂手小学校	市	坂手町 938	7,289						○		○	51×36	
菅島小学校	市	菅島町 1-2	5,838						○		○	69×29	
答志保育所	市	答志町 494	806						○		○		
神島保育所	市	神島町 274	360						○		○		
旧小浜小学校	市	小浜町 97-1	7,310						○		○		

